

第5次

夢育て・たちかわ子ども 21 プラン (素案の案)

令和7（2025）年1月

立川市

目次

はじめに（理念）	2
第1章 プラン策定の背景と役割	6
第1節 プラン策定の背景	6
第2節 プランの位置づけ	7
第3節 プランの期間と対象	8
第4節 プランの策定方法	8
1 市民意向調査の実施	8
2 策定体制	10
第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状	12
第1節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	12
1 社会状況	12
2 子どもの状況	19
3 子育て家庭の状況	24
4 子どもの権利について	30
5 子育て家庭の経済状況について	32
第2節 第4次 夢育て・たちかわ子ども 21 プランの取組状況	34
施策目標1 子どもの権利を尊重します	34
施策目標2 ひとりひとりに応じた＜子育ち＞を支援します	35
施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します	37
施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します	38
施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します	40
施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します	41
施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	42
第3章 プランの基本的な考え方	44
第1節 基本理念（るべき姿）	44
第2節 3つの基本的な視点	44
第3節 7つの施策目標	46
第4節 施策の体系	48
第4章 プランの施策内容	50
施策目標1 子どもの権利を尊重します	51
1 子どもの権利の尊重	51
施策目標2 ひとりひとりに応じた＜子育ち＞を支援します	60
1 地域における子どもの居場所づくり	60
2 青少年の育成・支援	67
施策目標3 ひとりひとりに応じた学びの場づくりを支援します	74
1 “生きる力”を育む教育の推進	74
2 家庭・地域との連携による学校づくり	81

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します	85
1 妊産婦及び乳幼児等の健康支援.....	85
2 家庭における子育てへの支援	91
施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します	98
1 保育施設の量と質の確保	98
2 学童保育所の量と質の確保	101
3 保育サービスの推進	103
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	106
施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します	109
1 途切れのない成長支援	109
2 配慮を必要とする家庭への支援	117
施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	124
1 協働による事業の推進	124
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	130
第1節 教育・保育提供区域の設定	130
1 本市の教育・保育提供区域	130
2 人口推計	130
第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	131
1 0歳児	131
2 1歳児・2歳児	132
3 3～5歳児（教育・保育1号・2号認定・幼稚園等・保育所等）	133
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	134
1 利用者支援事業	134
2 延長保育事業	135
3 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後居場所づくり事業	135
4 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業	137
5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	137
6 養育支援訪問事業	138
7 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	139
8 一時預かり事業	139
9 病児・病後児保育事業	141
10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児の放課後の居場所として分）	142
11 妊婦健診	143
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	144
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	144
14 子育て世帯訪問支援事業	145
15 児童育成支援拠点事業	145
16 親子関係形成支援事業	145
17 妊婦等包括相談支援事業	146
18 乳児等通園支援事業	146
19 産後ケア事業	147
第4節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上	148
1 外国にルーツをもつ幼児への支援・配慮	148
2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について	148
第6章 プランの推進体制	150

1	夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議によるプランの推進	150
2	庁内の推進本部による全庁的・横断的なプランの推進	150
3	行政評価制度を活用した評価・検証	150
4	広報やホームページ等を通じたプランの実施状況等の公表	150

はじめに（理念）

はじめに（理念）

…子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに…

子どもたちは「世の中を映す鏡」です。

世の中が希望に満ち、おとなたちがはつらつと生きているときには、子どもたちの笑顔も輝き、希望に満ちます。子どもたちの生きる姿の中に、わたしたちおとな自身が見えています。

子どもたちは「未来を映す鏡」です。

子ども時代に人は、おとなになって体験することのひな型をすべて体験するといいます。子ども時代に、人に支えてもらうことや人を支えることの喜びをたくさん体験した子どもは、おとなになっても、それを生きる信条にするでしょう。子ども時代に、自分の生活を自分の頭と身体で創造することが一番大事だということを学ばなかつた子どもは、おとなになっても、生活を創造することが苦手になるでしょう。子どもたちの今の中に、二十年後、三十年後の社会が見えてくるのです。

子どもたちをしっかりと見つめ、そのひとつひとつの命を大切にすることは、わたしたちの社会を見直すことであり、わたしたちの現在と未来を、希望をもって構想することにまっすぐつながります。

そうした思いをもって、このプランでは、立川に生き、立川で生活する子どもたちの命が生き生きと輝くようになるための具体策を、懸命に考えました。このプランは、実現可能性を考え合わせた上で、立川市の市民と行政が、一語一語、一緒につくりあげたものです。

このプランは、今後の子ども関係の施策展開にあたって基本となる視点に配慮してつくっています。

その一つ目は、すべての子どもが人間として幸せに生きる権利をもっている、という立場から、「子ども自身の育ちへの支援」をベースにしているということ。

子どもは、生まれる時代も国や場所も選べません。生まれつきの環境や条件の違いに、子どもはまったく責任がありません。でもその子どもは、生まれた瞬間から、生きていくことの重さを自分で背負わなければなりません。荷の背負い方が上手にできるか否かでその子、その人の幸せ度が決まるのであれば、わたしたちのやることはたったひとつ。それは、どの子にも「生きていくってほんとうにおもしろい。どきどきわくわくする」「生まれてきてよかった」「わたしはわたしらしく生きていくよ」と感じてもらうようにする、のことだけです。

子どもには本来、自分で育っていく力があります。すべて親に育てられるということはありません。地域のいろいろなおとなが子どもの育ちを見守る中で、自己決定しながら自主性や社会性を育てていきます。子どもが自ら育っていく力が回復されなければなりません。

二つ目に重視したのは、「子どもたちひとりひとりが、さまざまなニーズをもった多様な存在だ」という認識から、出発しようとしたこと。

子どもたちの中には、ありあまるものを受けアップアップしている子もいれば、必要な養育や教育を受けることができず、その可能性をうまく引き出されていない子もあります。障害のあるなしや程度によってもまた、ひとりひとり違います。外国籍の子や多様な文化的背景をもつ子もいます。そういった子どもたちも含めたひとりひとりに、できるだけきめこまやかなサポートを提供したい、これが強い思いでした。

三つ目に、この子ども支援を、「立川」というまちを創造的につくり続ける大事な機会にしようと考えてきました。それには二つの意味があります。

ひとつは、これからは市民の生活に直接関係がある事業は、できるだけ市民自身も担い、行政がそれを支え、持続的な事業にしたいということ。別の言い方をすると、子ども支援を、市民が参画して新しい自治のあり方を探り進める大事なきっかけにしたい、ということです。

もうひとつは、子ども支援ということを、幼い子の子育てへの支援とだけ考えず、小学生・中学生・高校生・若者への支援、親への支援、家庭への支援、そして地域の高齢者への支援なども含んで考えたことです。そうなると子育て支援は、まちづくり、地域づくりへと、必然的に広がり、つながっていきます。「子ども支援でまちづくり」、これも大切な視点でした。

そのため、このプランをつくった後も、市民と行政がひとつになって、このプランが実現されるのを市民的立場で検証する組織をより積極的に活用しながら、そこに必要な人材を確保するということを提案しています。プランづくりがプランづくりで終わらないで、新しいまちづくりの、一步になることを願ったのです。

みなさん、立川市を、子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちにしていきましょう。それはとりもなおさず、わたしたちの「ふるさと立川」を、子どもたちとともに創造していく営みなのです。

第1章 プラン策定の背景と役割

第1章 プラン策定の背景と役割

第1節 プラン策定の背景

我が国の出生数は、年々減少し続けており、過去最少を更新しています。少子化への対策強化の一環として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備することを目的に、「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月に施行されました。この法には、「国・自治体・事業主は次世代育成支援のための行動計画を策定すること」という内容が盛り込まれました。

本市においては、次世代育成支援対策推進法が求める内容より広い、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども21プラン(平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)」を策定し、計画の理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け取組みました。その後の「第2次～第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」においても、基本理念を継承しつつ、時代の変化や保護者のニーズに対応してきました。

近年の動向として、国はこども政策をより強化するため、令和5(2023)年、こども家庭庁を設立しました。あわせて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、「こども基本法」が施行されました。

さらに、令和5(2023)年12月には、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を束ねた「こども大綱」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、こうした背景を踏まえ、引き続き、子ども・若者自身の育ちと子育て家庭を支援するとともに、家庭や学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、一体となって子ども・子育て支援を推進するため、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定します。

このプランは、第1次から一貫して、子どもを生み・育てるかどうかは当事者の選択にゆだねるとしても、子どもを生み・育てるに夢を持つ社会をつくることは、将来の世代に対して果たすべき務めであり、生まれてきた子ども自身が心身ともに健やかに育つための支援は、社会全体の責務であるとしています。また、「子どもの権利条約」の考え方を基本とし、子ども自身が主体的に成長していくよう、今後の取組に示しています。

「子ども」の表記について

「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義し、健やかな成長が図られる権利が等しく保障される期間が一定の年齢で画することがないよう、平仮名「こども」の表記を推奨しています。

しかし、本計画の名称が「夢育て・たちかわ子ども21プラン」として計画されてきたこと、市の組織や規則等様々な場面で「子ども」と表記してきた経緯を考慮し、「こども基本法」の定義を念頭に置きつつ、引き続き「子ども」の表記を継続します。

第2節 プランの位置づけ

「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の位置づけは以下のとおりです。

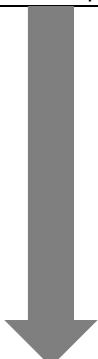
- 立川市独自の子どもに関する総合計画です
- 「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」の子ども・子育てに関する個別計画です
- 以下の計画を内包しています

- ・子ども基本法に基づく市町村こども計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画(保育所等の整備に関する計画)
- ・「健やか親子 21(第3次)」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

- 福祉や教育の個別・関連計画と整合・調和を図っています

立川市第5次長期総合計画(令和7(2025)年度～令和 16 年(2034)年度)

未来ビジョン:魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹き込み 美風を守る～



前期基本計画(令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度)
まちづくりコンセプト:くらしに安全とやすらぎを ～誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり～
政策:子ども・子育て
施策:子ども・子育て政策の推進
施策:子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援
施策:途切れのない成長・発達支援
施策:子どもの居場所づくりと育ちの推進
施策:未就学児の子育てと仕事の両立支援

第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン (令和7(2025)年度～令和 11 年(2029)年度)

- ・子ども基本法に基づく市町村こども計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画(保育所等の整備に関する計画)
- ・「健やか親子 21(第3次)」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画



- ・第6次地域保健医療計画
- ・第5次地域福祉計画
- ・第7次障害者計画
- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- ・第5次子ども読書活動推進計画
- ・第3次スポーツ推進計画
- その他、子ども、子育て支援、貧困に関する事項を定めた計画
- ・第3次発達支援計画
- ・第4次特別支援教育実施計画
- ・第7次生涯学習推進計画
- ・第4次学校教育振興基本計画
- ・第8次男女平等参画推進計画

第3節 プランの期間と対象

「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の計画期間は、令和7(2025)年度からとし、令和11(2029)年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や市民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて見直すことができるものとします。

プランの対象について、こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう示しています。そのため、本プランも、すべての子ども・若者・子育て当事者等とし、こども基本法の定義を念頭に、施策を推進します。



第4節 プランの策定方法

1 市民意向調査の実施

「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定するにあたり、市内在住の保護者と子ども本人を対象として、生活実態、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況及びニーズ等、子育て 支援施策への要望・意見などを把握するため、令和 6(2024)年 1 月に、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」を実施しました。

(1)調査対象者

立川市在住者を対象に、以下の6区分に該当する人を対象とした調査を実施しました。

区分	調査対象	配布件数
I 調査票1	就学前児童の保護者	2,000
II 調査票2	小学生の保護者	1,000
III 調査票3	中学生・高校生世代の保護者	1,000
IV 調査票4	小学5年生子ども本人	222
V 調査票5	中学2年生子ども本人 高校2年生世代子ども本人	270 200
VI 調査票6	ひとり親(18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母)家庭の保護者	400
	合計	5,092

(2)調査対象者の抽出

- ① 区分Ⅰ～Ⅲ、Ⅴの高校2年生世代子ども本人
 - ・宛名管理システムから電算無作為抽出
- ② 区分Ⅳ、Ⅴの中学生2年生子ども本人
 - ・任意に選択した市内小学校(3校)の小学5年生
 - ・任意に選択した市内中学校(2校)の中学生2年生
- ③ 区分Ⅵ
 - ・児童育成手当システムから電算無作為抽出

(3)調査方法

区分	方法
I～Ⅲ Ⅴの高校2年生世代子ども本人、Ⅵ	郵送による配布及び回収(WEB回答も可とする) 札状(兼督促状)の発送
Ⅳの小学5年生子ども本人 Ⅴの中学生2年生子ども本人	調査対象となる学校にてWEB回答

(4)調査期間

令和6年1月22日～令和6年2月7日

(5)回収状況

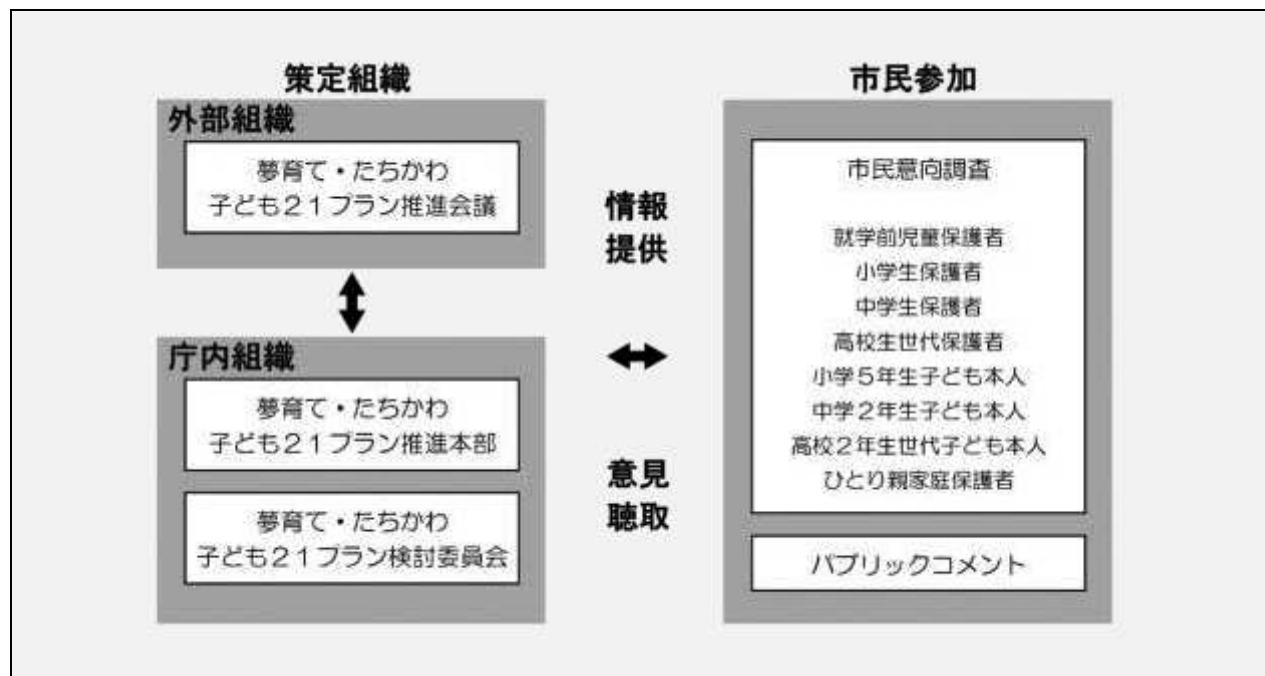
区分	調査対象	配布件数	不在返送	有効配布件数	回収数	回収率
I 調査票1	就学前児童の保護者	2,000	1	1,999	1,124	56.2%
II 調査票2	小学生の保護者	1,000	0	1,000	545	54.5%
III 調査票3	中学生・高校生世代の保護者	1,000	1	999	510	51.1%
IV 調査票4	小学5年生子ども本人	222	0	222	153	68.9%
V 調査票5	中学2年生子ども本人 高校2年生世代子ども本人	270 200	0 0	270 200	82 59	30.4% 29.5%
VI 調査票6	ひとり親(18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母)家庭の保護者	400	0	400	167	41.2%
	合計	5,092	2	5,090	2,640	51.9%

2 策定体制

「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の策定体制は、外部組織の「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議」と府内組織である「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部」「夢育て・たちかわ子ども21プラン検討委員会」により構成されています。

推進会議は、子ども本人、公募市民、学識経験者、児童福祉・学校教育の関係者などにより組織され、市長の諮問に基づき、第5次プランの素案の策定について協議・検討いただきました。

推進会議が市長に答申した素案は、パブリックコメント(意見公募手続)により、市民の意向や意見の反映に努めるとともに、他の個別・関連計画との整合を図るための府内検討を経て、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン」になりました。



第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状

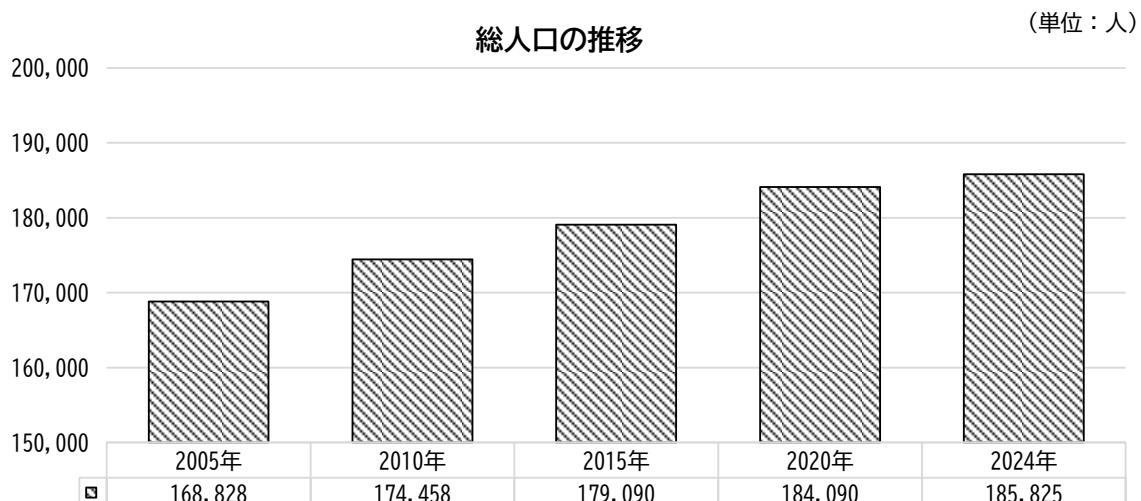
第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状

第1節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 社会状況

(1) 総人口

立川市の人口は増加傾向であり、令和6(2024)年には、185,825人となっています。

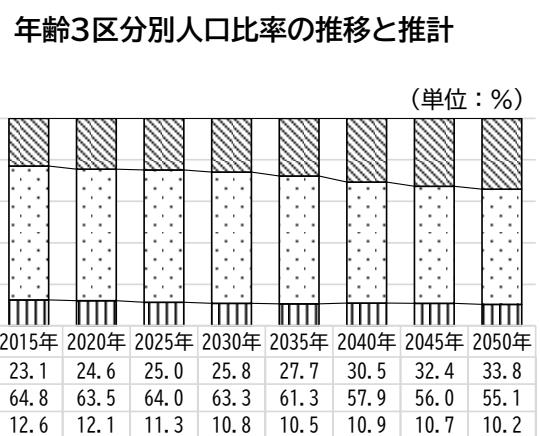
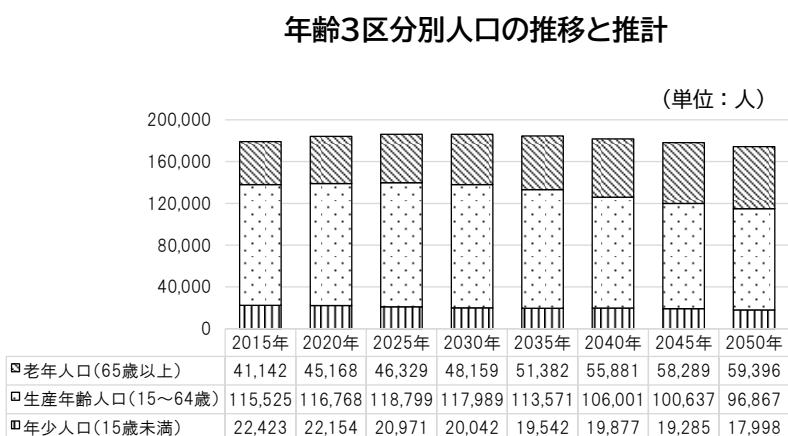


出典：住民基本台帳
各年1月1日現在の人口
平成27(2015)年からは外国人を含む

(2) 年齢3区分別人口の見通し

15歳未満の年少人口は、今後も構成比・人数とも減少すると予想しています。

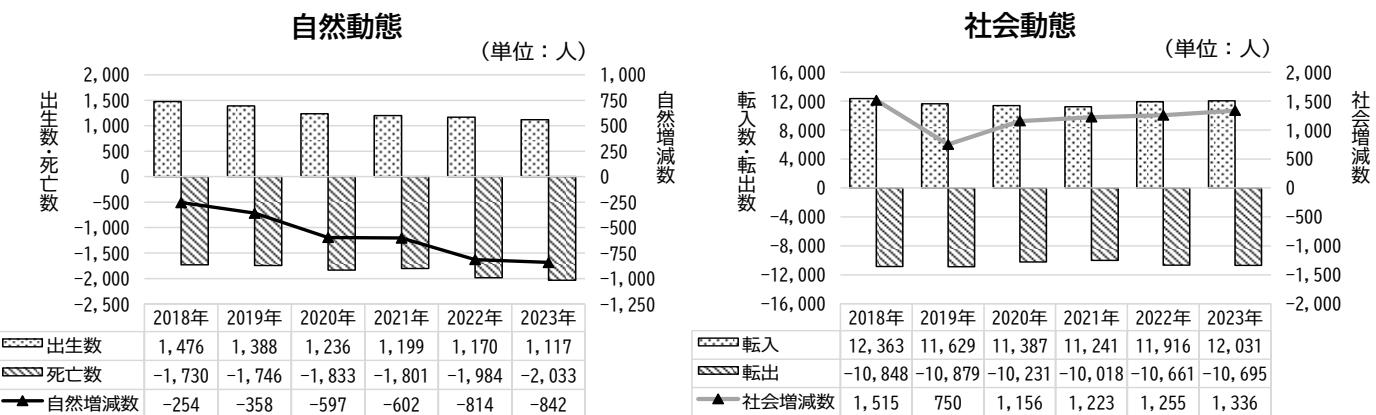
一方で65歳以上の老人人口は、構成比・人数ともに増加が続く見通しで、少子化、高齢化がさらに進展すると予想されます。



出典：住民基本台帳
令和7(2025)年以降は立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査

(3) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、出生・死亡による自然動態はマイナスとなっています。一方、転入・転出による社会動態については全体的に増加傾向にあります。

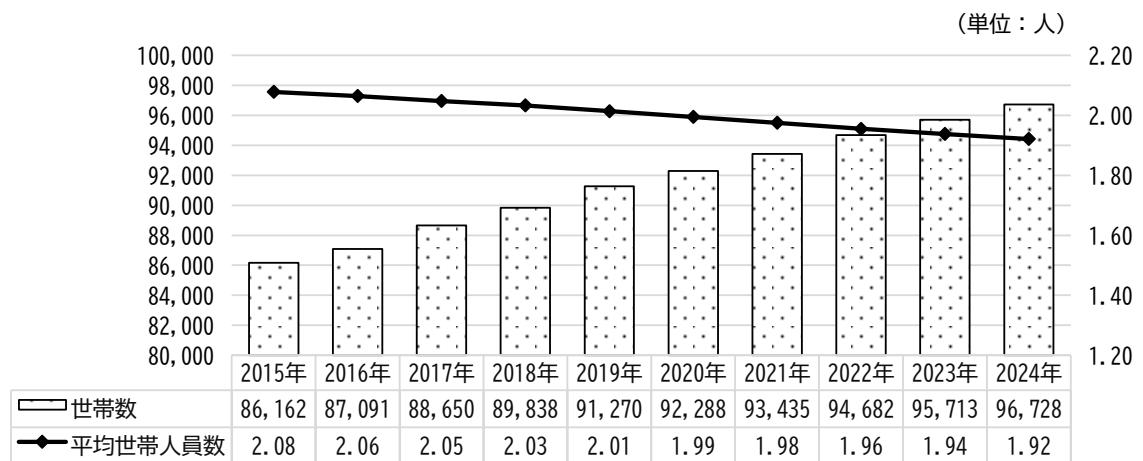


出典：住民基本台帳

(4) 世帯数と世帯人員数の推移

世帯数は増加、平均世帯人員数は減少傾向となっており、単身世帯が増加しています。

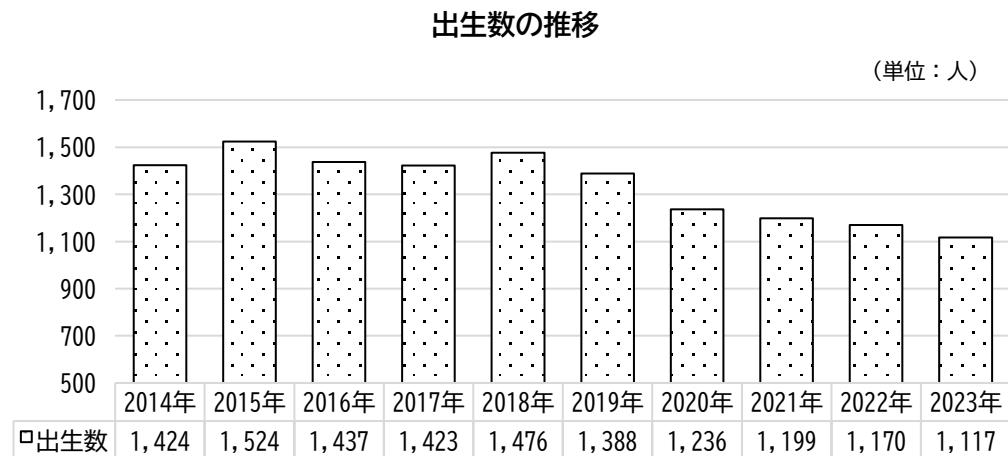
世帯数と平均世帯人員数の推移



出典：住民基本台帳

(5) 出生数の推移

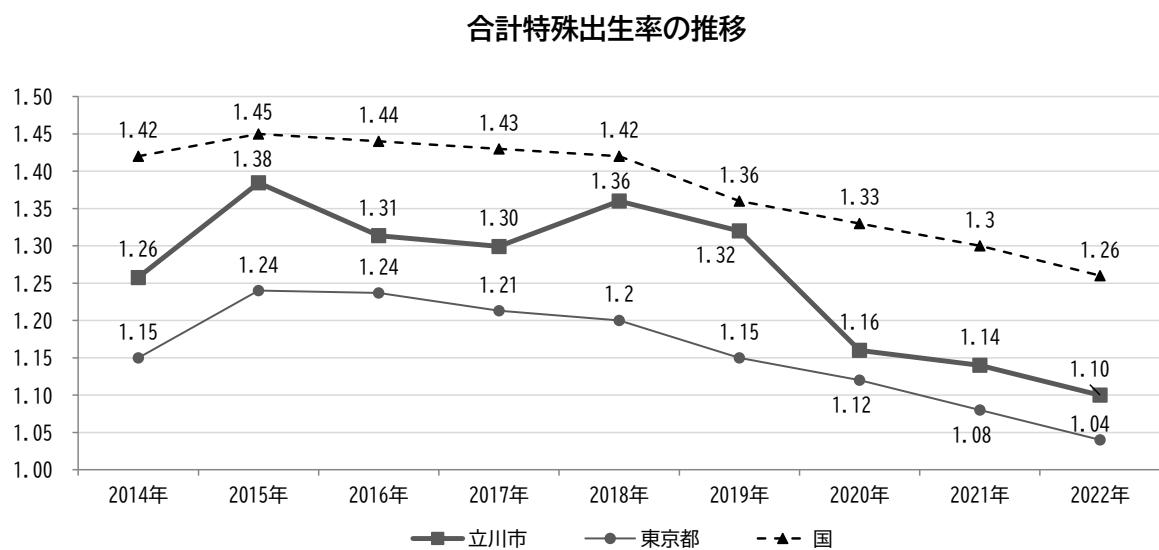
出生数は、平成30(2018)年までは1,400人を超えていましたが、その後は減少傾向となっています。



出典：住民基本台帳

(6) 合計特殊出生率の推移

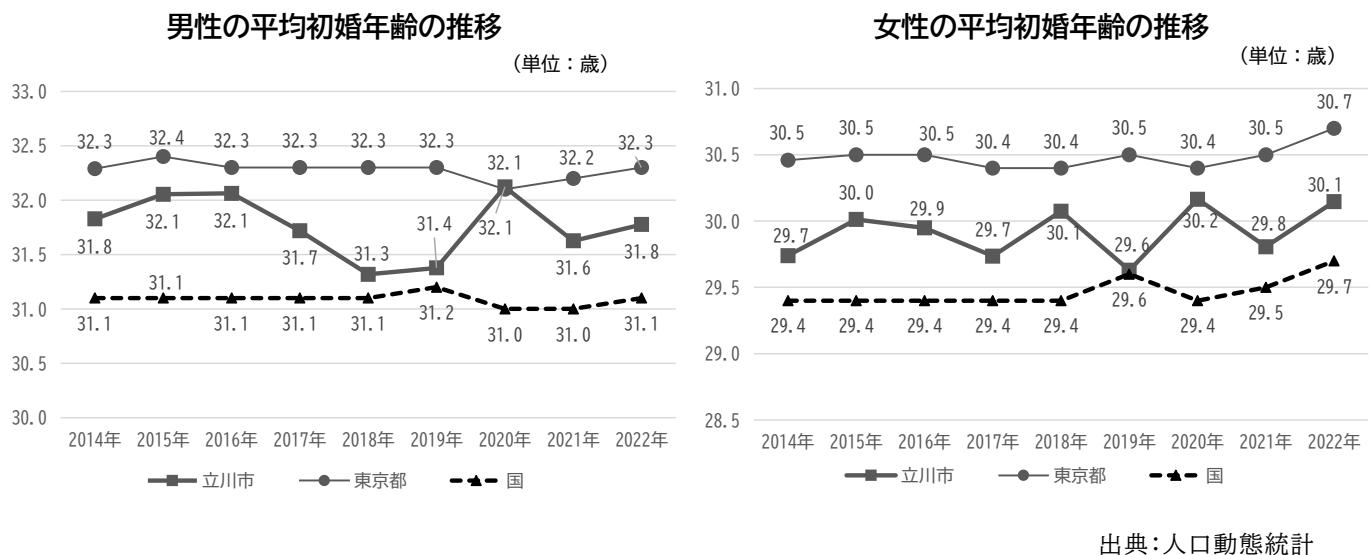
合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)は、国と東京都の間の数値で推移しています。平成27(2015)年から令和元(2019)年までは、1.3台で推移していましたが、令和2(2020)年からは、1.1台となっています。



出典：人口動態統計

(7) 初婚年齢の推移

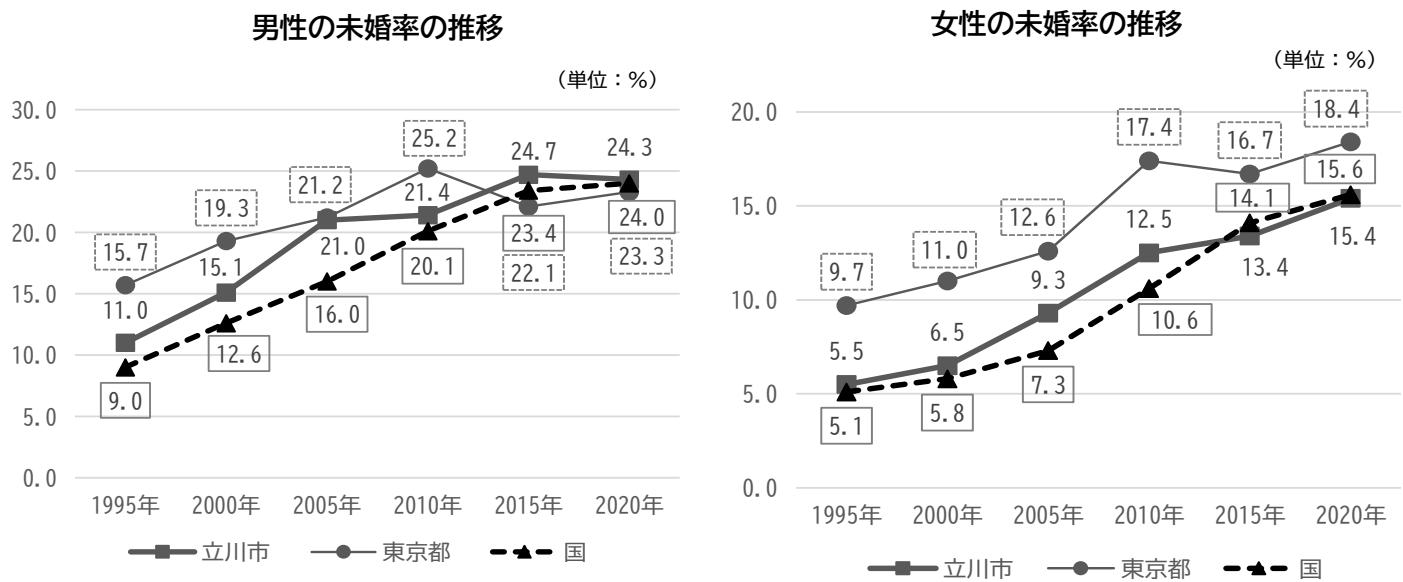
立川市の平均初婚年齢は、男性・女性ともに国の平均初婚年齢より高く、東京都の平均初婚年齢より低くなっています。



出典：人口動態統計

(8) 未婚率の推移

立川市の生涯未婚率(50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合)は、令和2(2020)年に男性が24.3%、女性が15.4%となっており、国・東京都と近い数値となっています。

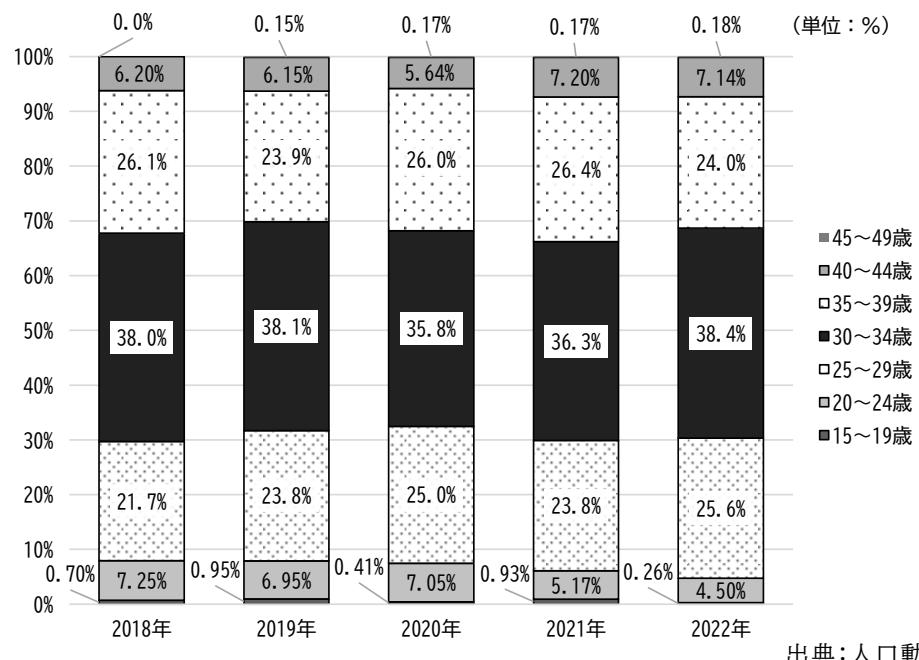


出典：国勢調査

(9) 第1子出産年齢の推移

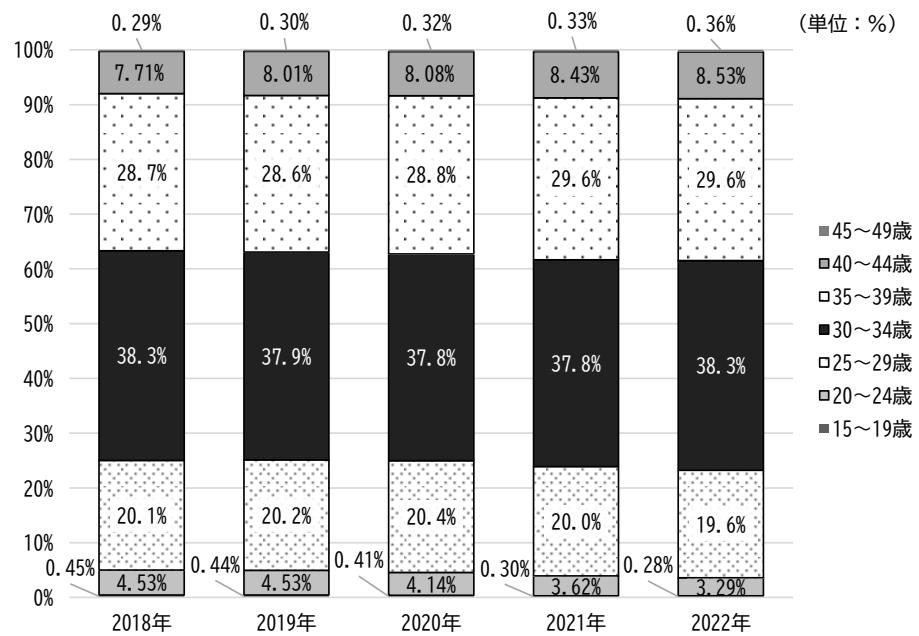
出産年齢の5歳階級ごとの分布をみると、立川市はほぼ東京都に近い年齢分布となっています。推移をみると、24歳以下の割合が減少している一方で、40歳以上の割合が増加しています。

立川市の出産年齢の年齢階級別割合の推移



出典：人口動態統計

東京都の出産年齢の年齢階級別割合の推移



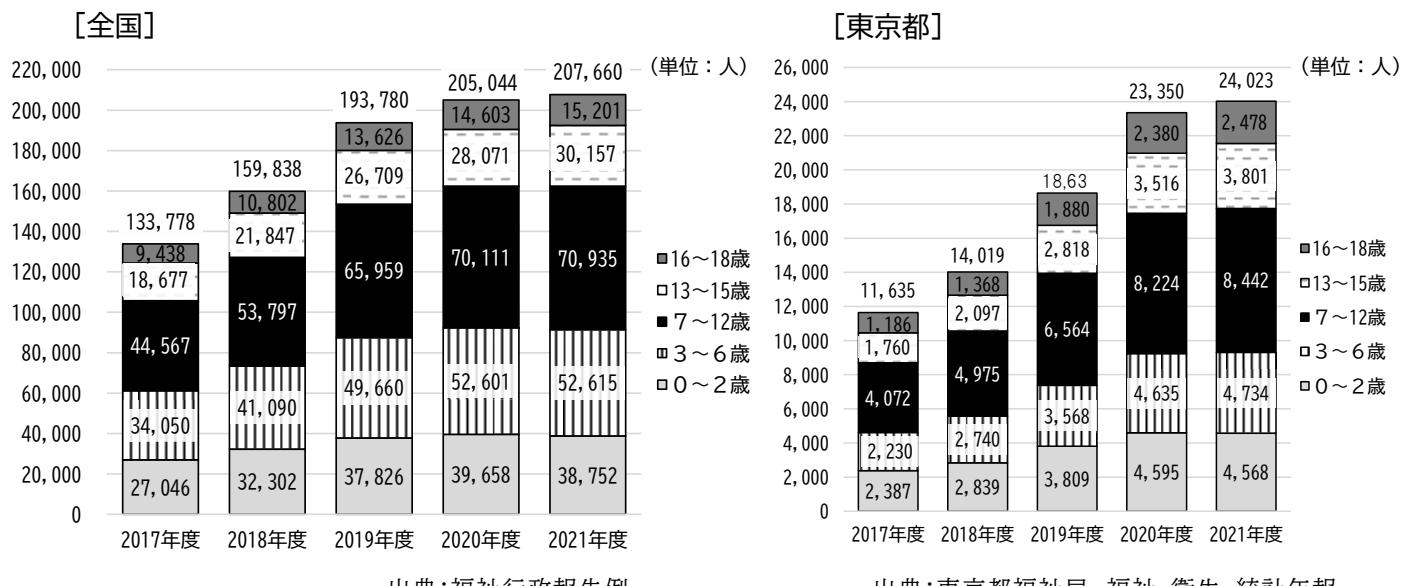
出典：人口動態統計

(10) 児童虐待

全国の虐待を受けた子どもの数は、平成29(2017)年度には133,778人でしたが、令和3(2021)年度には約1.6倍の207,660人になっています。東京都においても、平成29(2017)年度には11,635人でしたが、令和3(2021)年度には約2倍の24,023人になっています。

立川市の新規虐待通告受理件数は、令和2(2020)年度以降、300件を超えており、令和3(2021)年度は393件と最も高い数値となっています。

虐待を受けた子どもの年齢構成別の推移

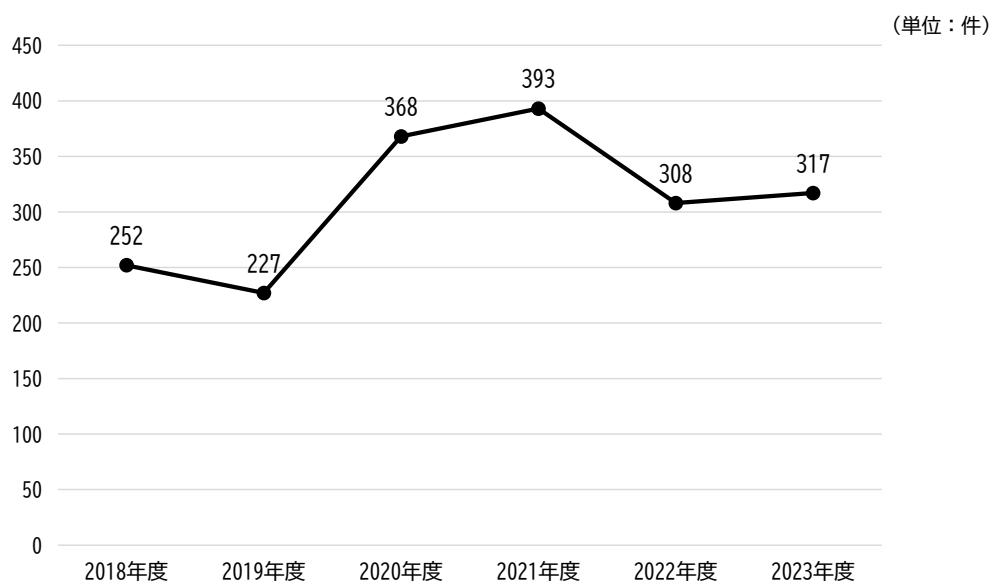


出典: 福祉行政報告例

出典: 東京都福祉局 福祉・衛生 統計年報

「非該当(虐待相談として受理したが、調査の結果、虐待非該当となったもの)」を除く

新規虐待通告受理件数の推移(立川市)



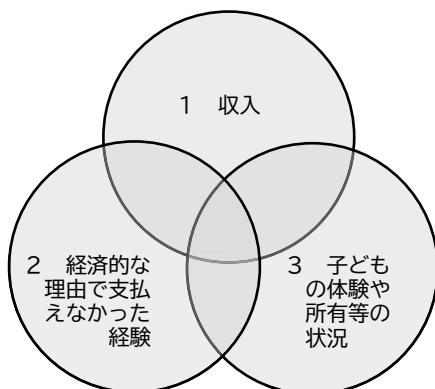
出典: 立川市子ども家庭部

(11) 子どもの経済的な状況（立川市）

子どもの経済的な状況を判定するため、「生活困難度」という指標を使用しました。これは、東京都が平成28年度に実施した「東京都子供の生活実態調査」にて示された考え方を基本として反映したものです。

「生活困難度」は、「1 収入^{※1}」、「2 経済的な理由で支払えなかった経験」「3 子どもの体験や所有等の状況」という3点について、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」の回答から算出しています。

立川市の子どもの経済的な状況として、ひとり親家庭を除き、「2 経済的な理由で支払えなかった経験」「3 子どもの体験や所有等の状況」の割合が高いことが特徴となっています。



1 収入の状況

「収入はない(0円)」「1~50万円未満」「50~100万円未満」「100~200万円未満」と回答した方

2 経済的な理由で支払えなかった経験

以下の項目で1つ以上該当

① 買えない経験

以下の2項目で「よくあった」「ときどきあった」と回答した方

A 食料 B 衣服

② 公共料金等の支払い

以下の7項目で「(支払えない経験が)あった」と回答した方

A 通信費(ネット含む) B 電気料金 C ガス料金 D 水道料金
E 家賃 F 住宅ローン G その他の債務

3 子どもの体験や所有等の状況

以下の項目で3つ以上該当

① 体験の有無^{※2}

以下の6項目で「金銭的な理由で(ない)」に回答した方

A 自然体験(キャンプ、登山、海水浴など) B 社会体験(農業体験、ボランティアなど)

C 動物園・水族館・博物館・美術館見学 D スポーツ観戦又は体験

E 音楽・演劇鑑賞又は体験 F 遊園地やテーマパークに行く

② 所有等の状況

以下の8項目で「経済的な理由で(ない)」に回答した方

A 毎月お小遣いを渡す B 每年新しい洋服・靴を買う

C 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる D 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)

E お誕生日のお祝いをする F 1年に1回くらい家族旅行に行く

G クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる H 子どもの学校行事などへ親が参加する

※1 「東京都子供の生活実態調査」では世帯所得を質問したため、「所得」となっていますが、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」では「収入」を質問したため、「収入」としています。

※2 「体験の有無」について、「東京都子供の生活実態調査」では5項目ですが、「第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」では6項目としています。

出典:第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

各項目に該当する方の割合

	就学前児童家庭 (n=1,124)	小学校児童家庭 (n=545)	中学生・高校生世代家庭 (n=510)	ひとり親家庭 (n=167)
1 収入の状況	1.5%	2.6%	3.9%	37.7%
2 経済的な理由で支払えなかった経験	16.0%	10.6%	13.3%	34.1%
3 子どもの体験や所有等の状況	9.1%	8.1%	13.9%	50.3%

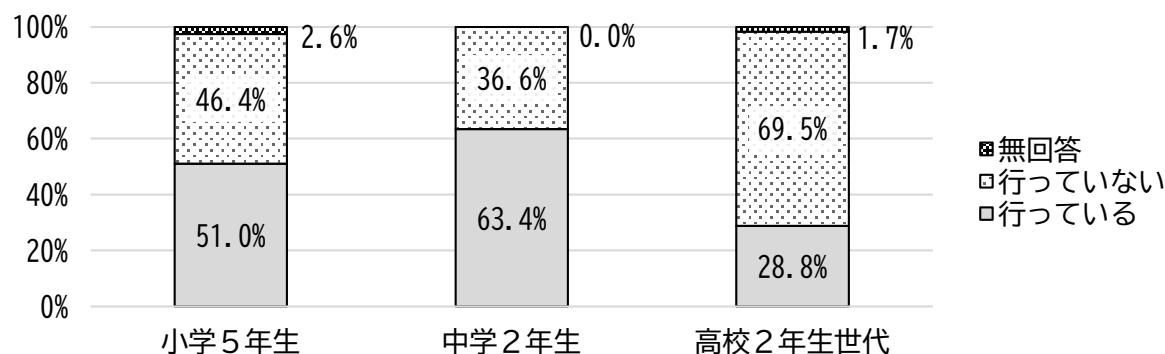
2 子どもの状況

(1) 学習塾や習い事、部活動の状況

学習塾については、小学5年生、中学2年生は「行っている」が「行っていない」を上回っています。高校2年生世代は「行っていない」が大幅に上回っています。

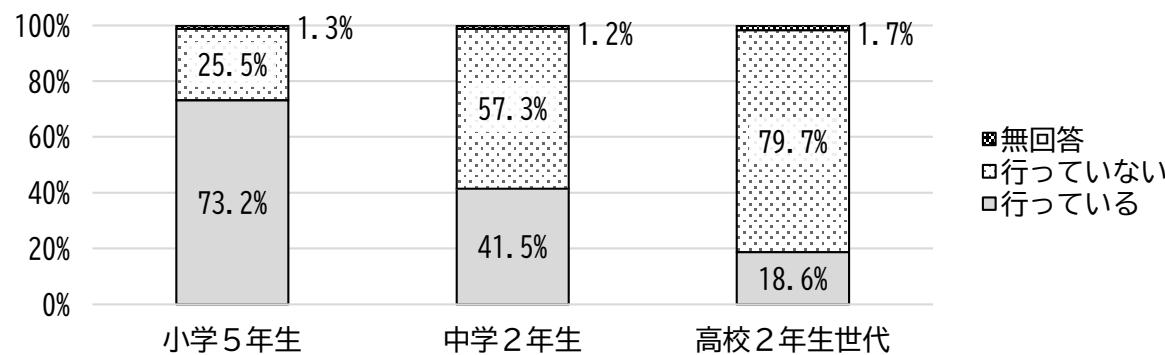
習い事については、小学5年生は「行っている」が大幅に上回っていますが、中学2年生は「行っていない」が上回っています。高校2年生世代は「行っていない」が大幅に上回っています。

学習塾に行っているか



出典:第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

習い事に行っているか



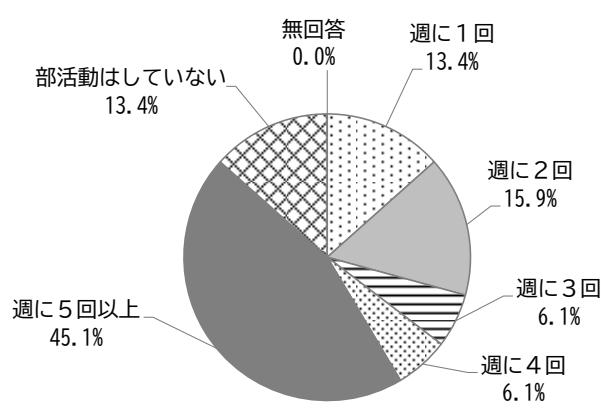
小学5年生 (n=153)、中学2年生 (n=82)、高校2年生世代 (n=59)

出典:第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

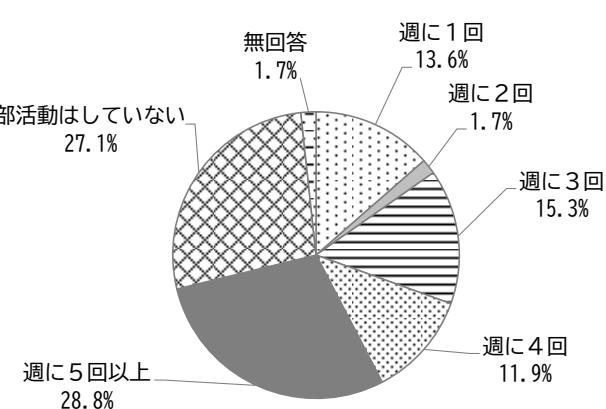
部活動については、中学2年生、高校2年生世代はいずれも「週5回以上」が最も高くなっています。

部活動をしているか

<中学2年生>



<高校2年生世代>



中学2年生 (n = 82)、高校2年生世代 (n = 59)

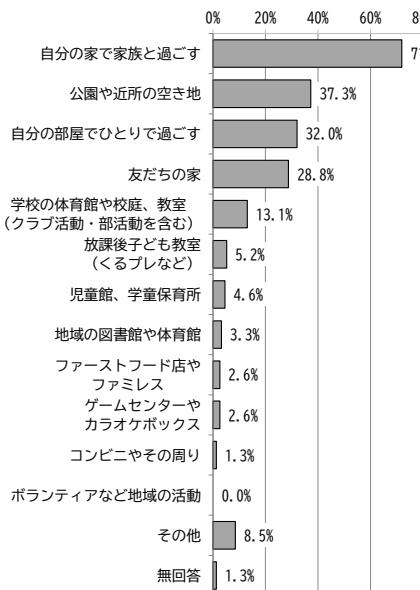
出典:第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(2) 放課後を過ごす場所

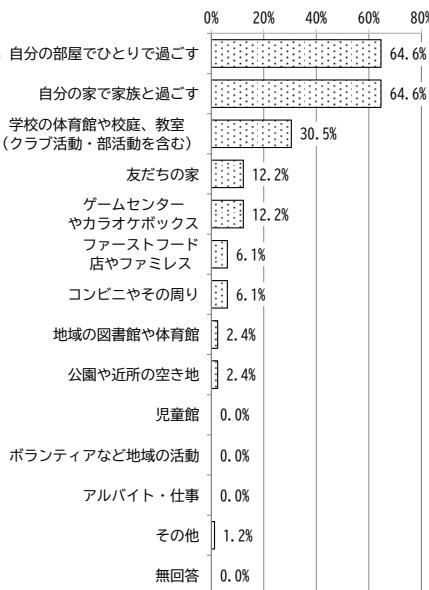
学習塾や習い事以外に放課後を過ごす場所については、小学5年生は「自分の家で家族と過ごす」が最も高くなっています。中学2年生は「自分の部屋でひとりで過ごす」「自分の家で家族と過ごす」が同率となっています。また、高校2年生世代は「自分の部屋でひとりで過ごす」が最も高くなっています。

学習塾や習い事以外で放課後を過ごす場所

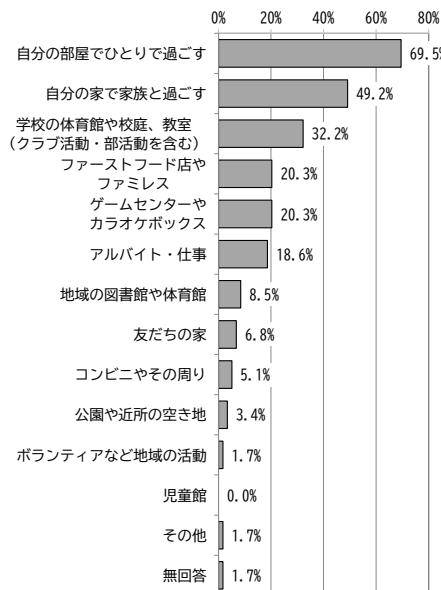
<小学5年生>



<中学2年生>



<高校2年生世代>

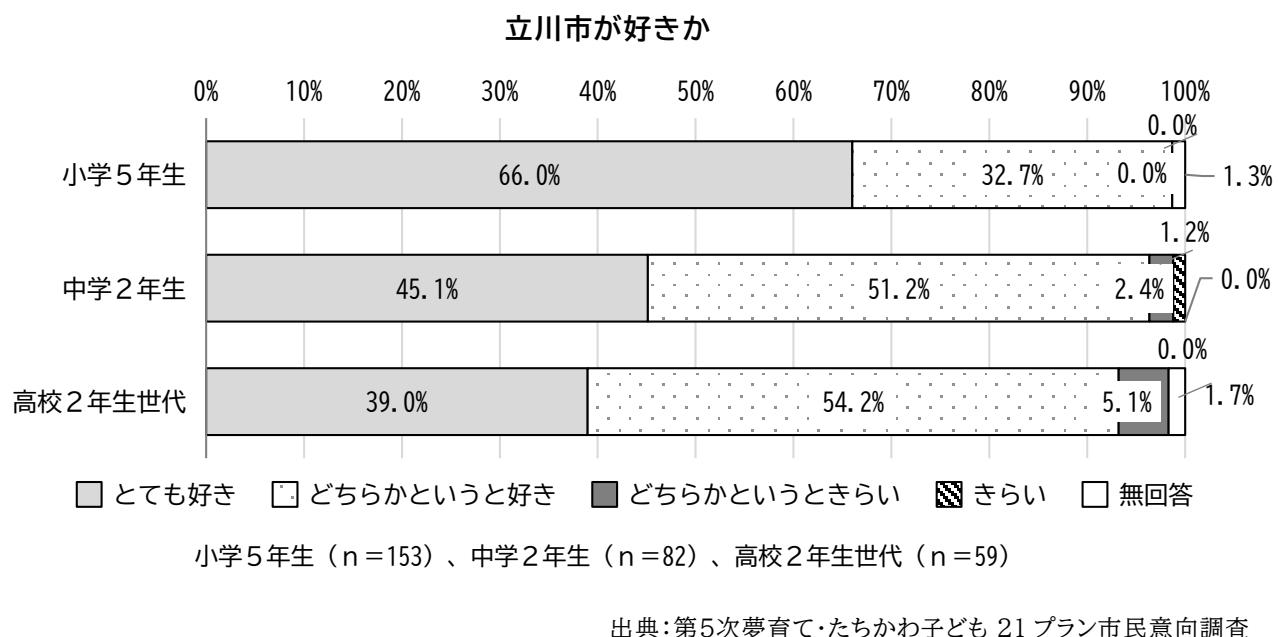


小学5年生 (n=153)、中学2年生 (n=82)、高校2年生世代 (n=59)

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(3) 立川市が好きか

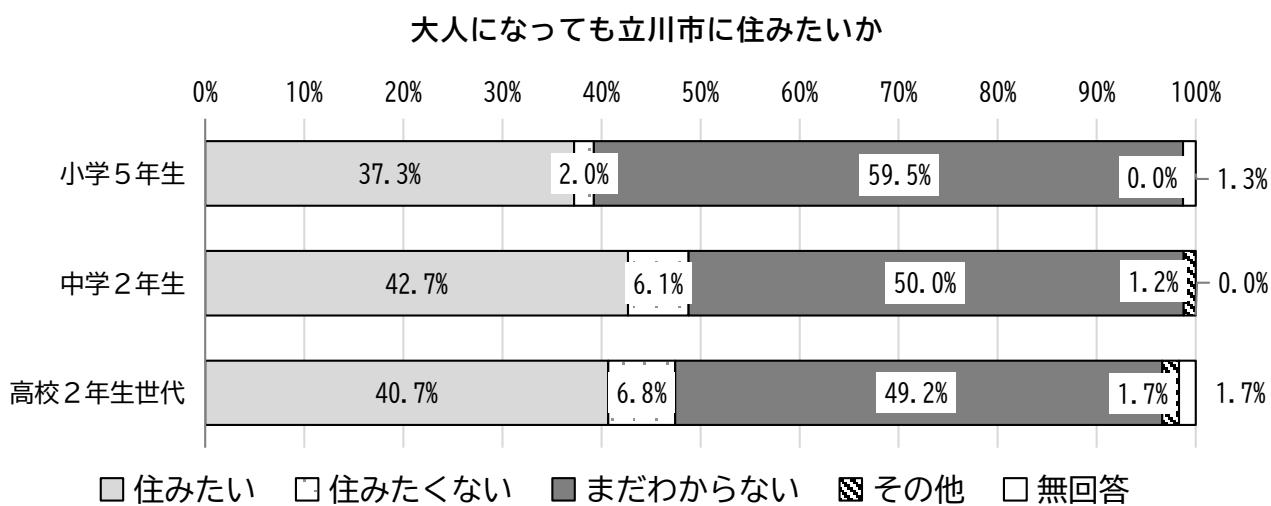
小学5年生は「とても好き」が最も高くなっています。中学2年生、高校2年生世代は「どちらかというと好き」が最も高くなっています。



出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(4) 大人になっても立川市に住みたいか

いずれも「まだわからない」が最も高くなっています。



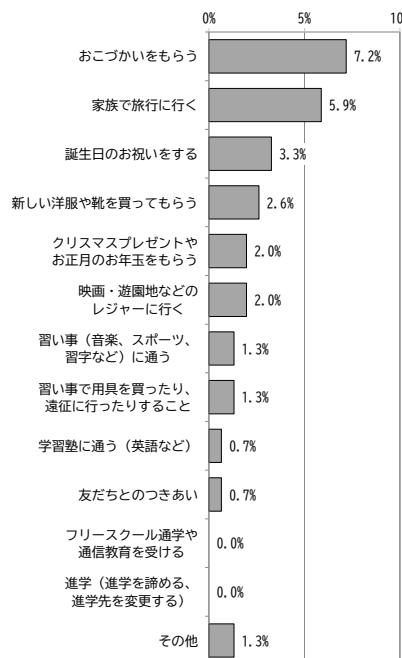
出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(5) 経済的な理由でできなかつたこと（子ども世代）

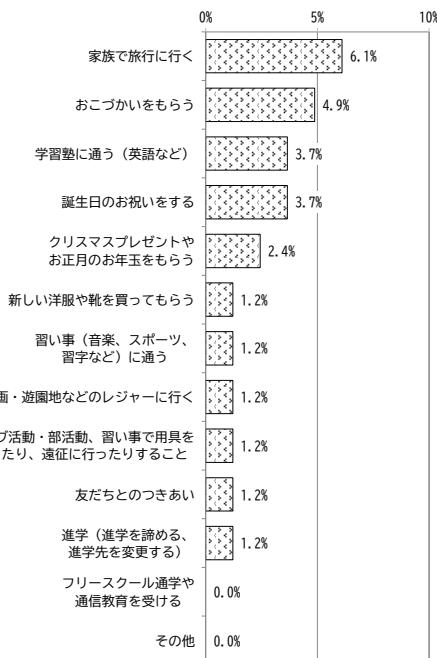
経済的な理由でできなかつたことについては、小学5年生は「おこづかいをもらう」、中学2年生は「家族で旅行に行く」、高校2年生世代は「おこづかいをもらう」「学習塾に通う(英語など)」が最も高くなっています。

経済的な理由でできなかつたこと

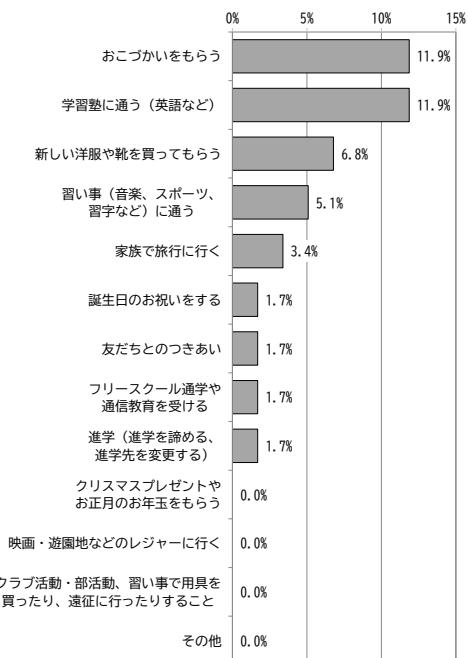
<小学5年生>



<中学2年生>



<高校2年生世代>



小学5年生（n=153）、中学2年生（n=82）、高校2年生世代（n=59）

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(6) 家族の介護・お世話について

家族の介護・お世話をしている人の割合は、小学5年生は3.9%、中学2年生は0.0%、高校2年生世代は5.1%となっています。また、介護・お世話をしている相手については、「祖父」、介護・お世話をしている理由については「身体障害」が最も高くなっています。

3 子育て家庭の状況

(1) 子育てに対する感じ方

全体では「楽しいと感じることが多い」が最も高くなっていますが、ひとり親家庭の保護者は「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が最も高くなっています。

子育てに対する感じ方



□楽しいと感じることが多い
□楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい
□つらいと感じることが多い
□その他・わからない・無回答

全体 (n = 2,346)、就学前児童の保護者 (n = 1,124)、小学生の保護者 (n = 545)、

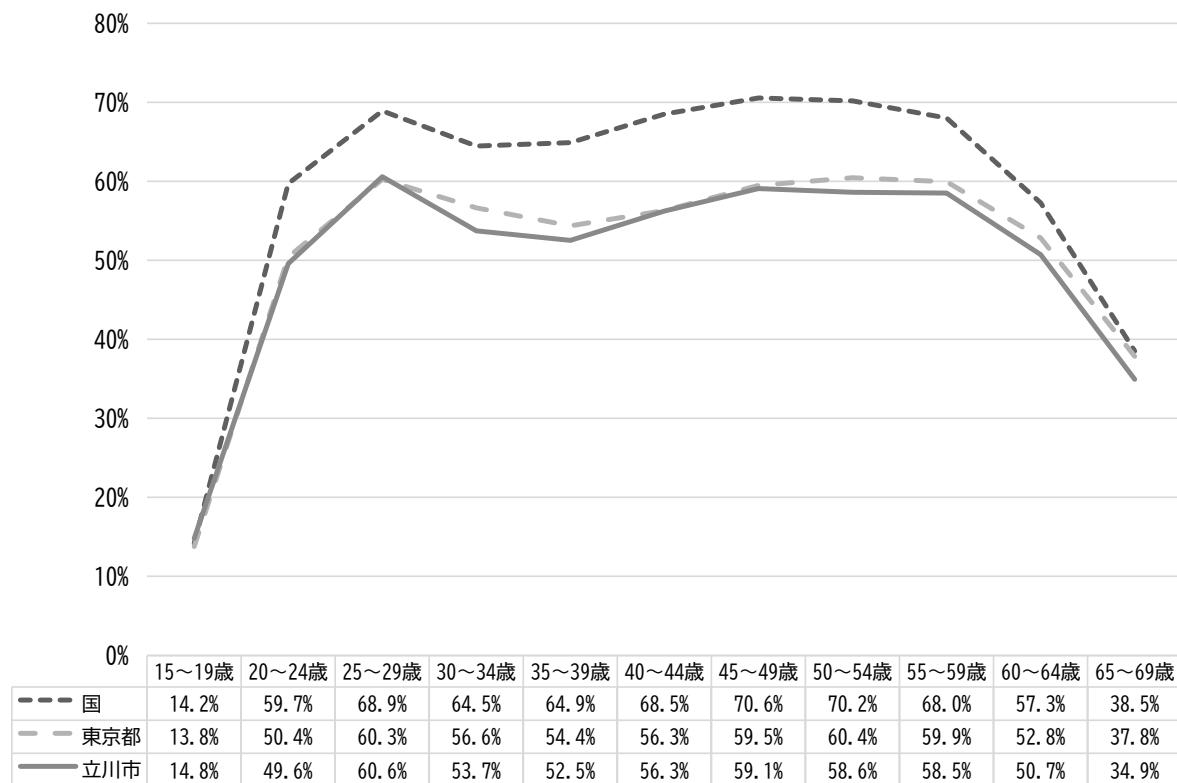
中学生・高校生世代の保護者 (n = 510)、ひとり親家庭の保護者 (n = 167)

出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) 女性の就労状況

女性の就業率は、国と比較して、東京都と立川市は全体的に低くなっています。

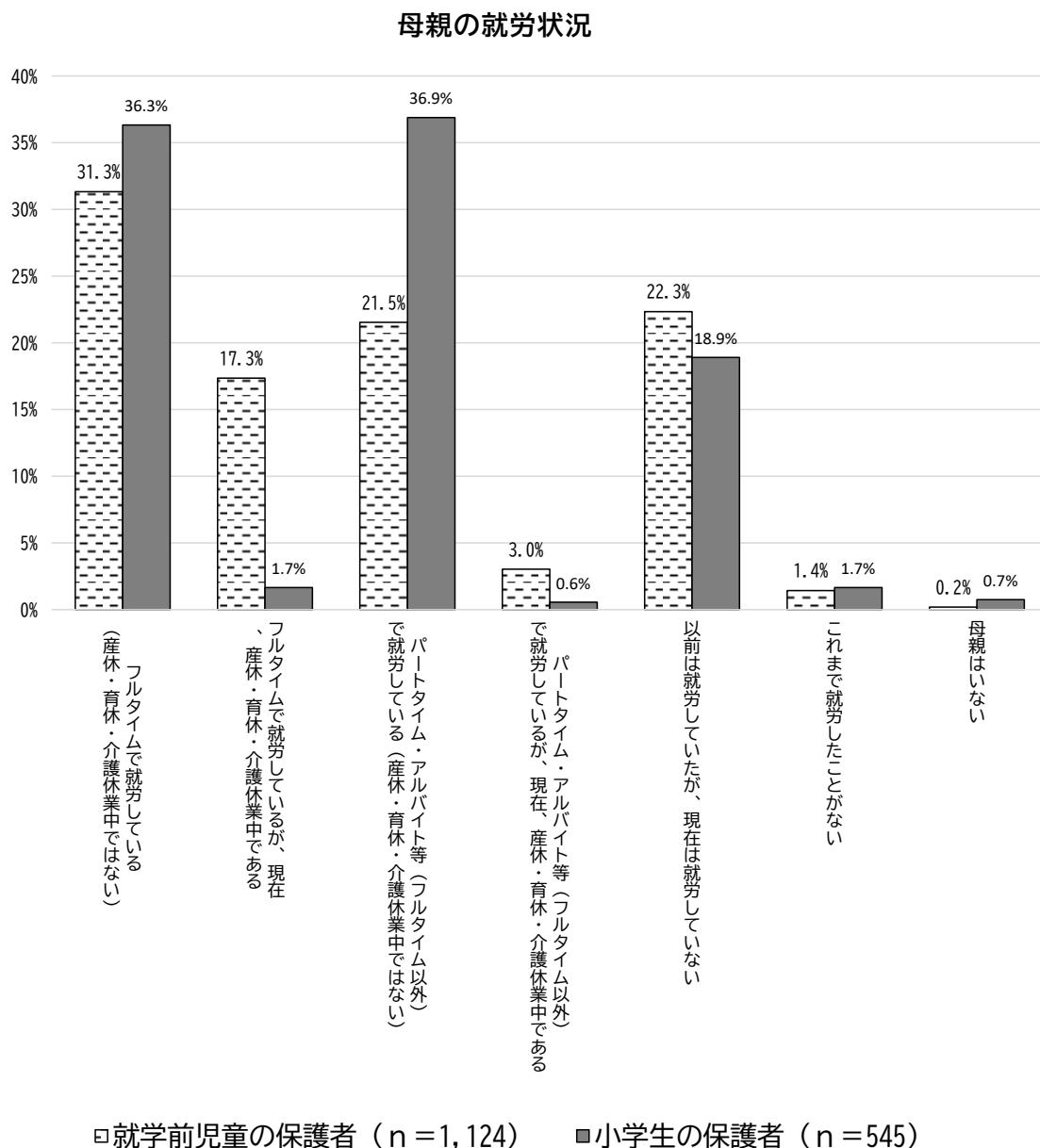
女性の年齢別就業率



出典：令和2(2020)年国勢調査(総務省)

(3) 母親の就労状況

母親の就労状況は就学前児童の保護者では「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)」、小学生の保護者では「パートタイム・アルバイト等(フルタイム以外)で就労している(産休・育休・介護休業中ではない)」が最も高くなっています。



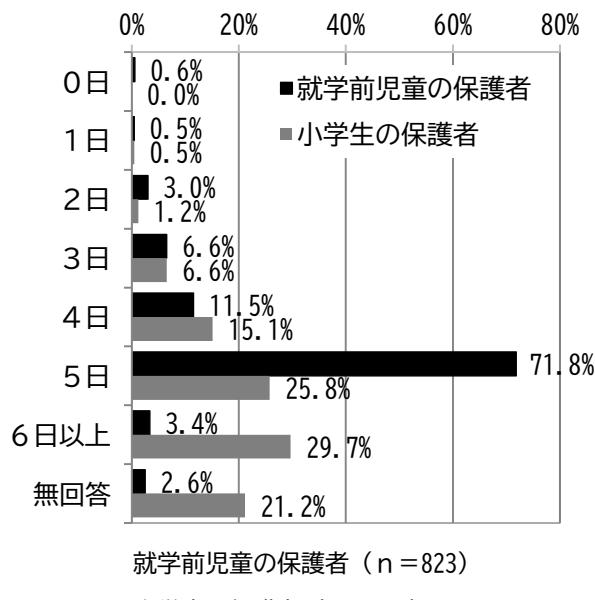
出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(4) 母親の就労日数・時間

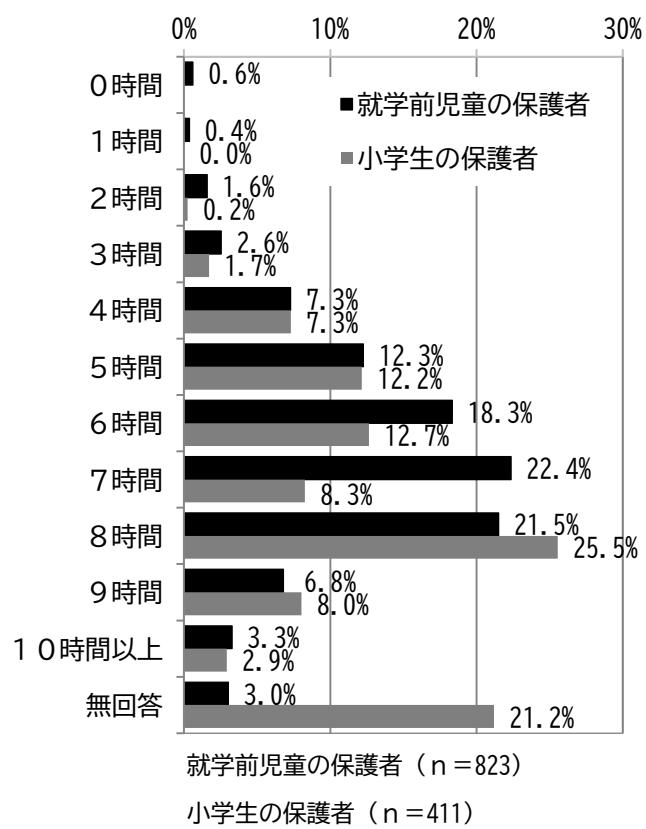
母親の週当たりの就労日数については、就学前児童の保護者は「5日」が、小学生の保護者は「6日以上」が最も高くなっています。

1日当たりの就労時間は、就学前児童の保護者は「7時間」が、小学生の保護者は「8時間」が最も高くなっています。

母親の就労日数



母親の就労時間

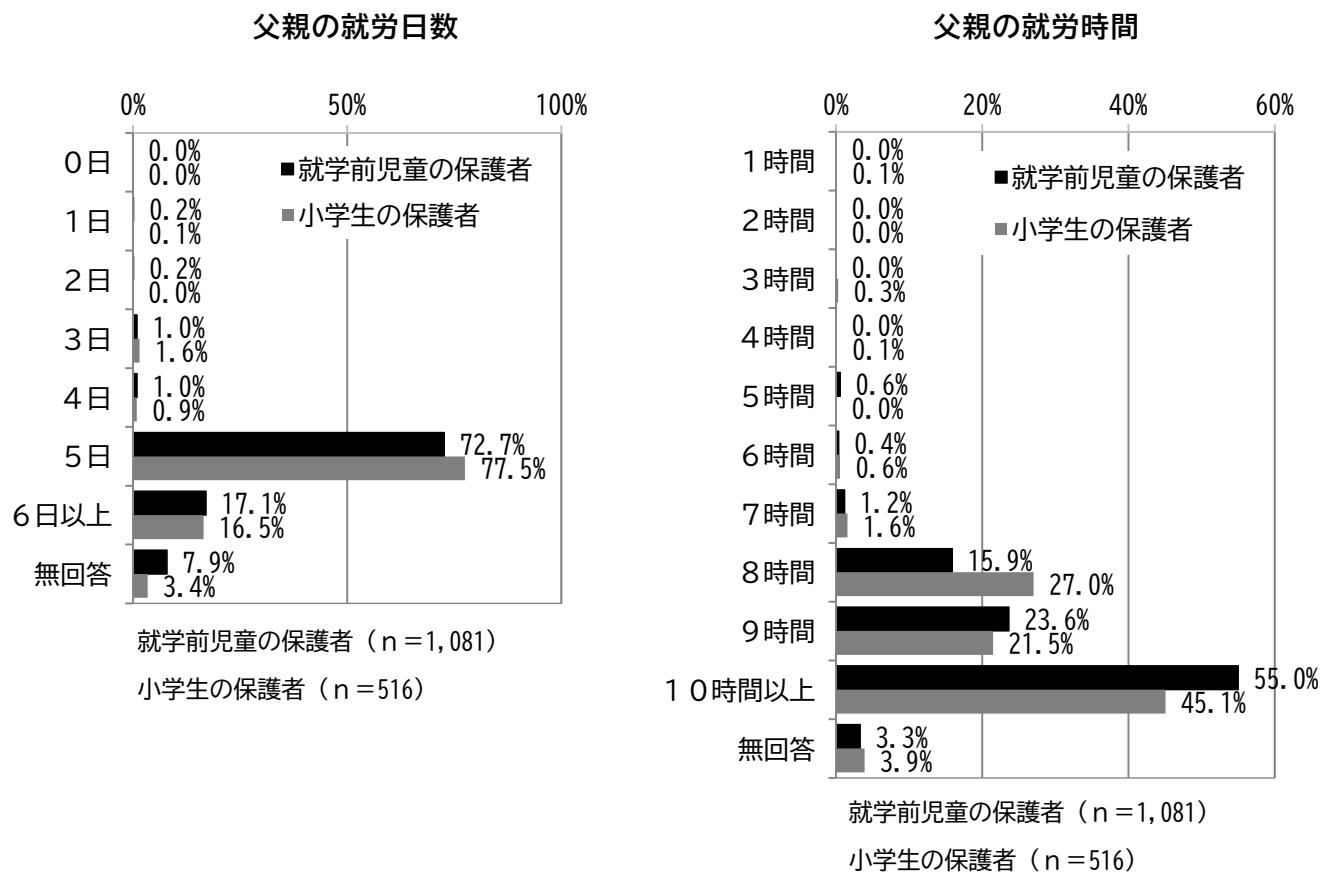


出典：第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

(5) 父親の就労日数・時間

父親の週当たりの就労日数については、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「5日」が最も高くなっています。

1日当たりの就労時間は、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「10 時間以上」が最も高くなっています。

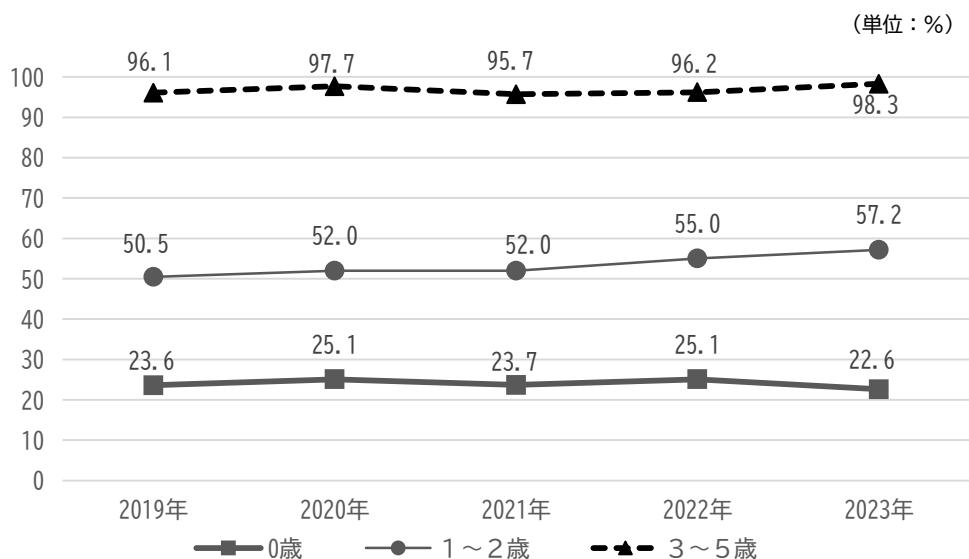


出典:第 5 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(6) 未就学児の教育・保育施設の利用状況

未就学児の教育・保育の利用状況は、年により差がありますが、0歳は令和2年(2020)年、令和4(2022)年が最も高く、1~2歳は令和元(2019)年以降増加傾向となっています。3~5歳は各年95%以上を超えており、令和5(2023)年が最も高くなっています。

未就学児の教育・保育施設の利用状況

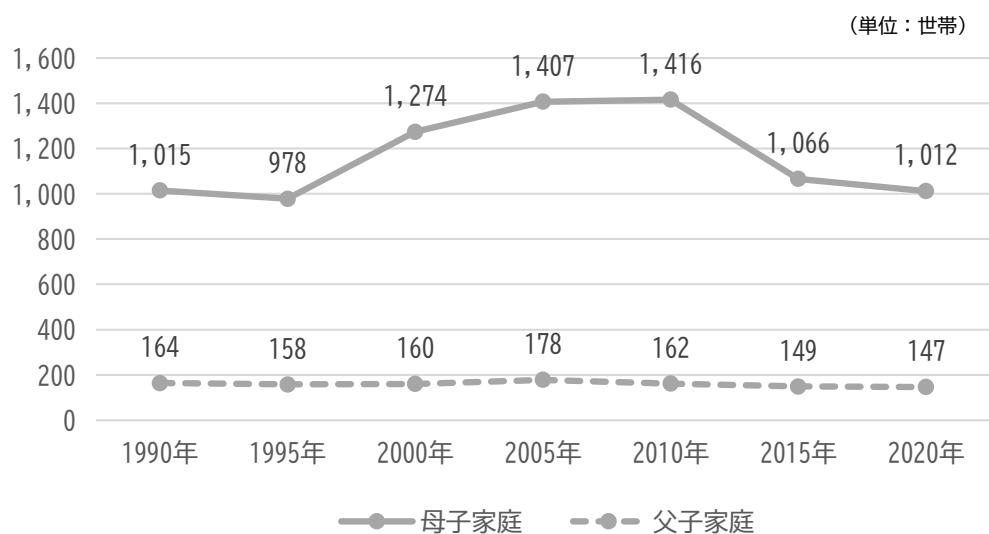


出典：立川市子ども家庭部

(6) ひとり親家庭

ひとり親家庭は、母子家庭は平成22(2010)年、父子家庭は平成17(2005)年をピークに減少しています。

母子家庭・父子家庭の世帯数

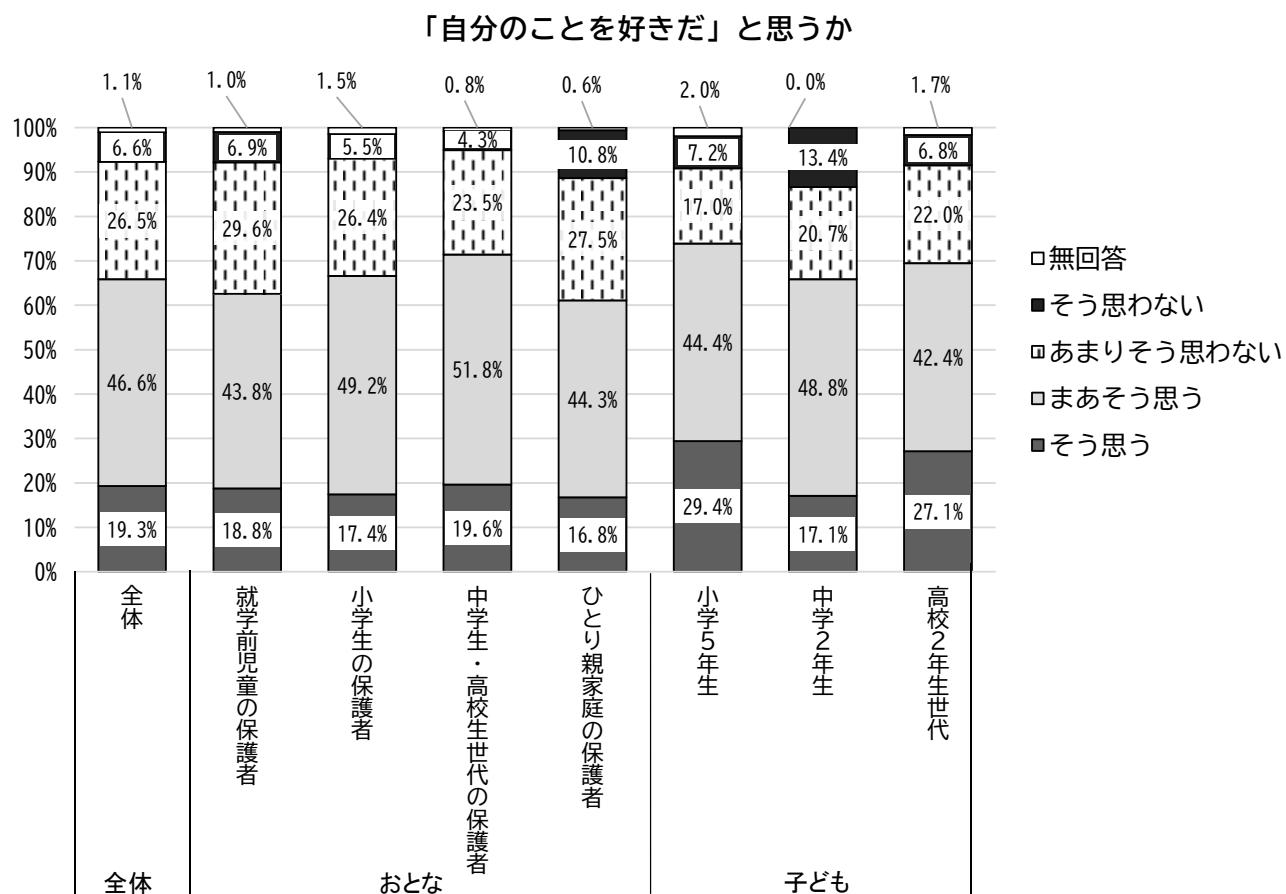


出典：国勢調査(総務省)

4 子どもの権利について

(1) 自己肯定感

「あなたは、自分で『自分のことを好きだ』と思いますか」という設問について、全体では「そう思う」「まあそう思う」の合計は 65.9% となっています。中学2年生は「そう思わない」が 13.4% と、他の年代と比べて高くなっています。



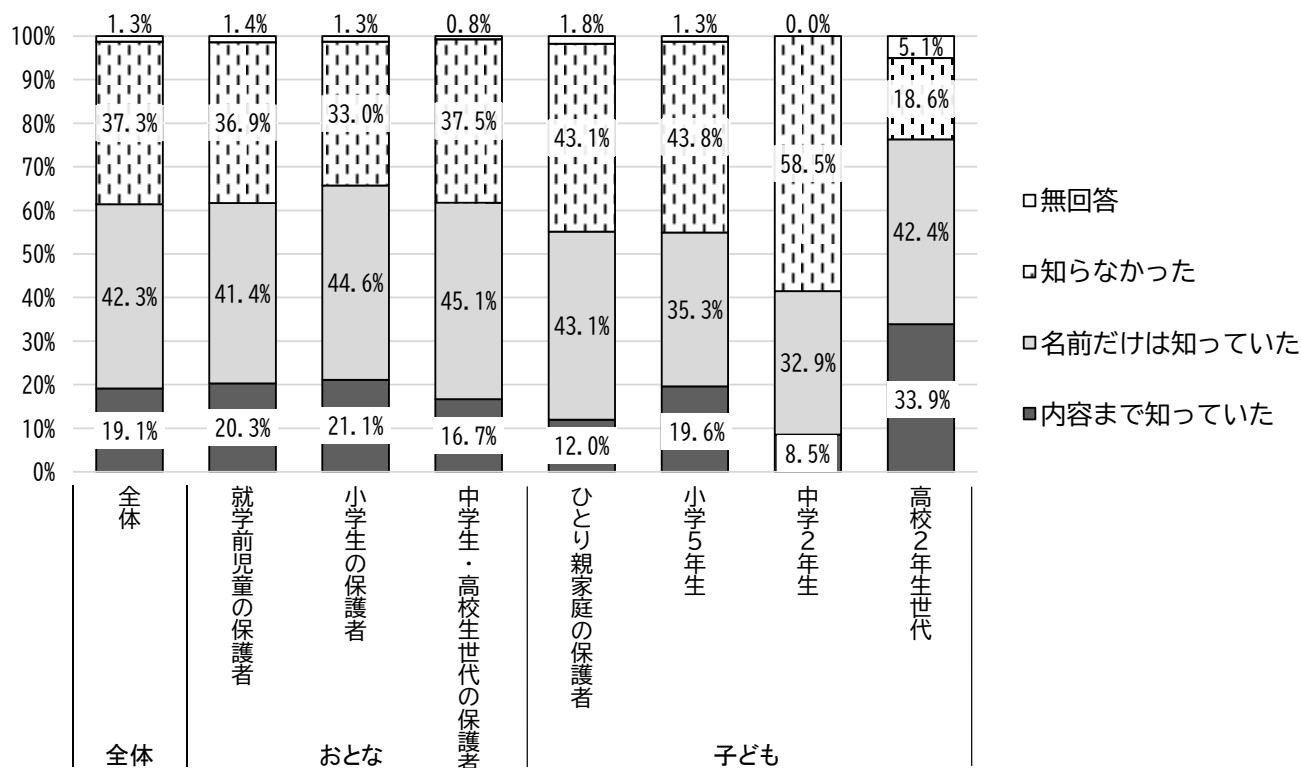
全体 (n = 2,640)、就学前児童の保護者 (n = 1,124)、小学生の保護者 (n = 545)、
中学生・高校生世代の保護者 (n = 510)、ひとり親家庭の保護者 (n = 167)、小学5年生 (n = 153)、
中学2年生 (n = 82)、高校2年生世代 (n = 59)

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) 子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約の認知度については、全体では「名前だけは知っていた」が 42.3%と最も高くなっていますが、「内容まで知っていた」は 19.1%にとどまっています。ひとり親家庭、小学5年生、中学2年生は「知らなかった」が最も高くなっています(ひとり親家庭は「名前だけは知っていた」も同率)。

子どもの権利条約の認知度



全体 (n = 2,640)、就学前児童の保護者 (n = 1,124)、小学生の保護者 (n = 545)、
中学生・高校生世代の保護者 (n = 510)、ひとり親家庭の保護者 (n = 167)、小学5年生 (n = 153)、
中学2年生 (n = 82)、高校2年生世代 (n = 59)

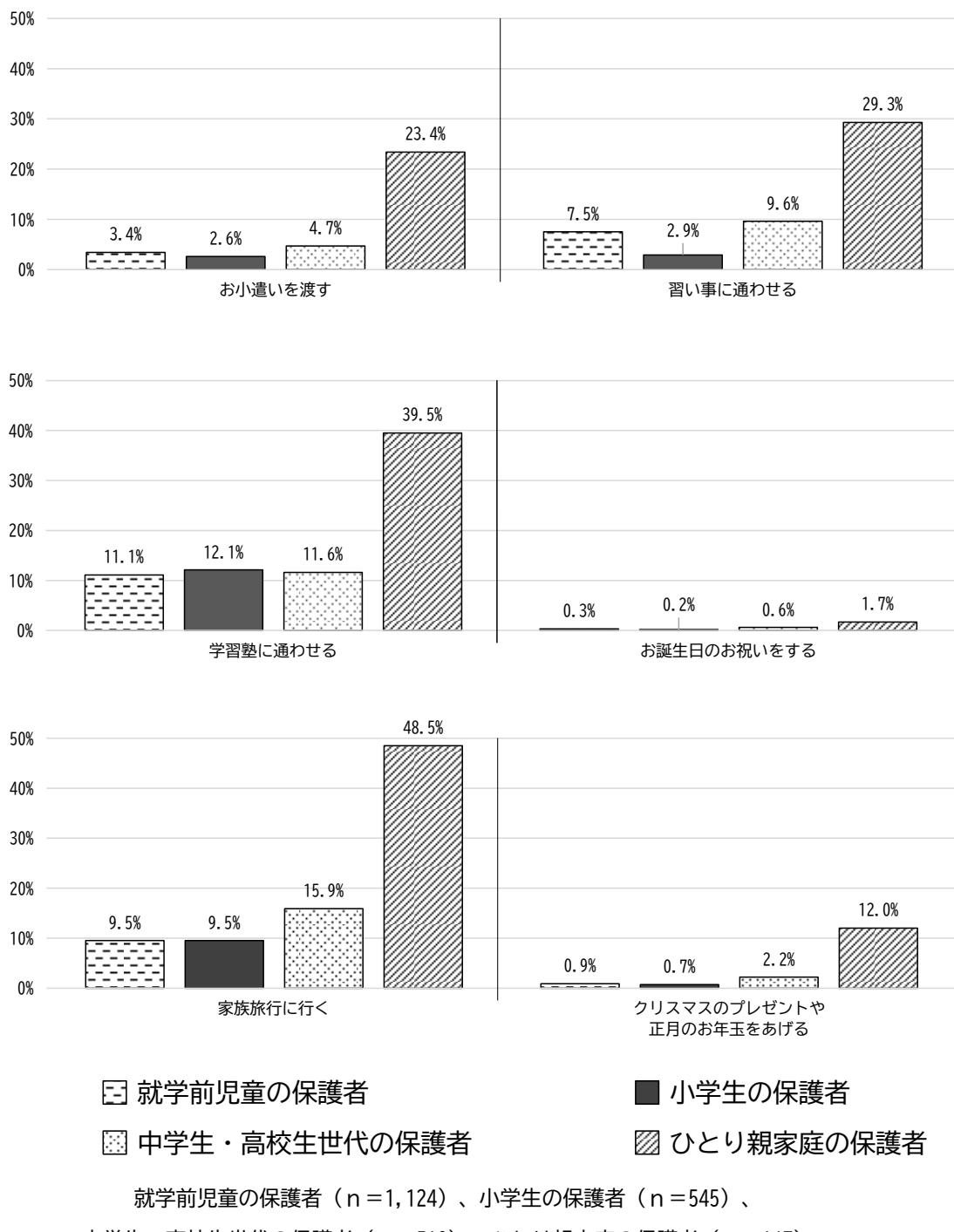
出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

5 子育て家庭の経済状況について

(1) 経済的な理由でできなかつたこと（保護者）

経済的な理由でできなかつたことについては、ひとり親家庭はいずれも割合が高くなっています。

経済的な理由でできなかつたこと（主要項目）



就学前児童の保護者（n=1,124）、小学生の保護者（n=545）、

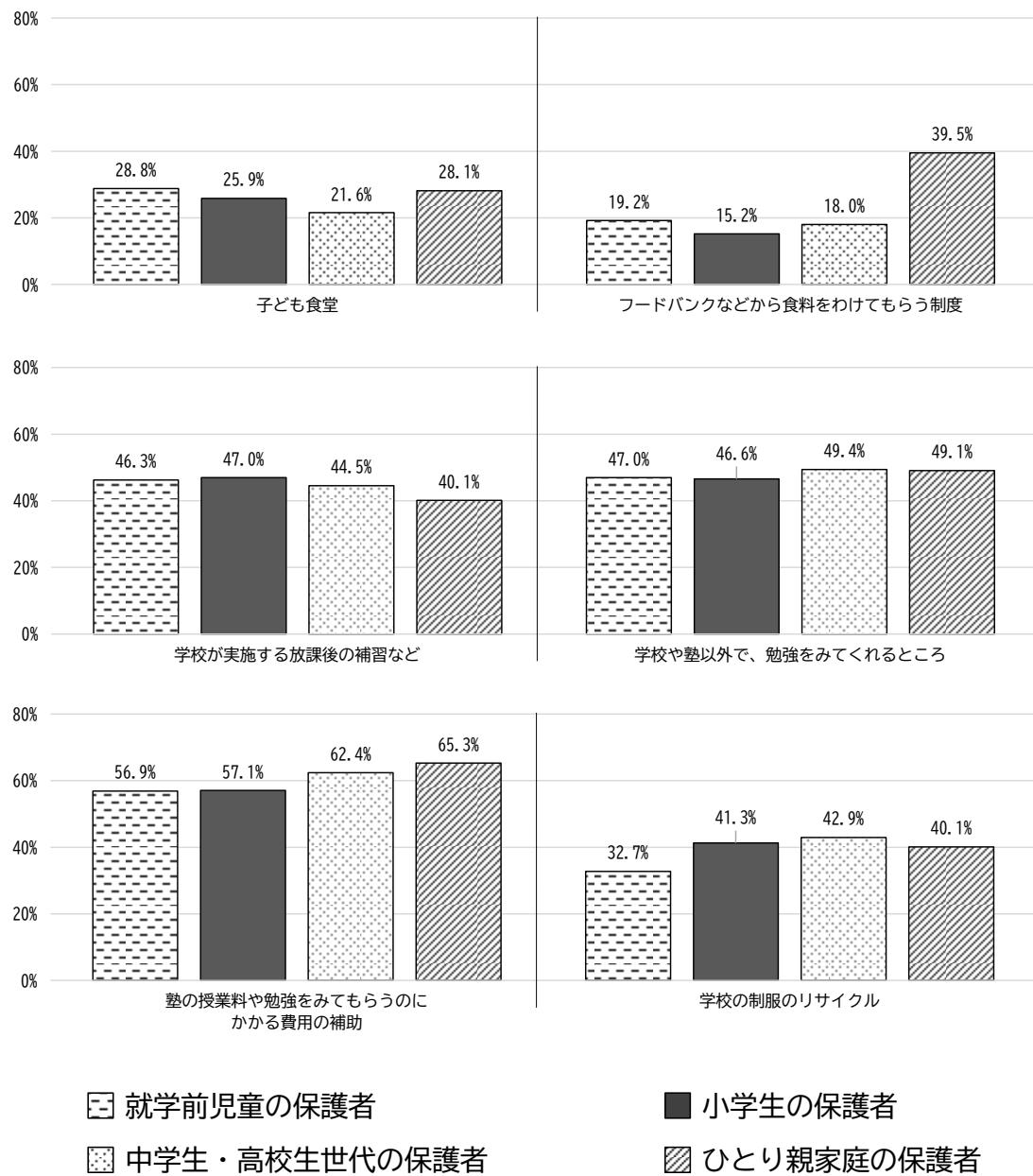
中学生・高校生世代の保護者（n=510）、ひとり親家庭の保護者（n=167）

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) どのような支援制度があるとよいか

どのような支援制度があるとよいかについては、全体では「塾の授業料や勉強をみてもらうのにかかる費用の補助」が最も高くなっています。

どのような支援制度があるとよいか



就学前児童の保護者 (n = 1,124) 、小学生の保護者 (n = 545) 、
 中学生・高校生世代の保護者 (n = 510) 、ひとり親家庭の保護者 (n = 167)

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

第2節 第4次 夢育て・たちかわ子ども 21 プランの取組状況

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までを計画期間とする「第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」は、プランの理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け、7本の施策目標を設定し、取組を進めました。施策目標ごとに、第 4 次 プランの取組状況と指標の達成状況を振り返ります。

施策目標 1 子どもの権利を尊重します

(1) 子どもの権利の尊重

- ① 子どもの権利についての広報・啓発を充実します
- ② 子ども自身からの相談に対応できる体制を整備します
- ③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます
- ④ 子どもの意見表明と参加の機会を創出します
 - ・「こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場」や子どもの権利ワークショップを実施し、子どもの権利についての啓発や子どもの意見表明・参加の機会を創出しました。
 - ・チャイルドラインたちかわの活動支援や人権擁護委員¹の周知等を通じて、子どもの相談しやすい環境を整備しました。
 - ・子ども支援ネットワーク等を活用し、子どもの支援・見守りを行うとともに、必要に応じて子どもショートステイ事業や養育支援訪問事業につなげました。
 - ・児童館子ども会議を設置し、子どもたち自らが児童館の利用ルール決めを行ったり、子どもスタッフとしてイベント等の企画運営に参画しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
子どもの権利条約が尊重されている と思う児童・生徒の割合	①小学5年生 %	57.9	70.6	65.0
	②中学2年生 %	47.5	84.1	60.0
自分が好きだと思えると回答 した児童・生徒の割合	①小学5年生 %	65.2	73.8	70.0
	②中学2年生 %	52.0	65.9	55.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
子どもの権利啓発事業参加者数	人	285	1,005
道徳授業地区公開講座等参加者数	人	9,511	5,383
チャイルドラインたちかわ	①受信件数 件	984	1,160
	②会話成立件数 件	458	434
新規児童虐待通報受理件数	件	252	317
児童館子ども会議	人	-	600

¹ 人権擁護について理解があり、人格識見ともに優れた人が選出され、法務大臣から委嘱される。
本市においては●人(令和6(2024)4月1日時点)の委員が活動している。人権相談(もめごとやいじめなど、さまざまな人権侵害について相談に応じる)、人権啓発(人権を尊重することの重要性を正しく認識してもらうため、人権週間などをを利用して広報活動をする)を行っている

施策目標2 ひとりひとりに応じた＜子育ち＞を支援します

(1) 地域における子どもの居場所づくり

① 子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます

② 自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会（場）を創出します

- ・令和4(2022)年度から放課後子ども教室くるプレを市内の小学校に順次導入し、子どもたちが安全・安心に伸び伸びと過ごすことができる居場所づくりを推進しました。
- ・地域学習館では、子どもを対象にした職場体験事業、社会科、科学、工作、調理など、多方面にわたる講座を実施しました。
- ・ファーレ立川アート鑑賞教室等を通して、子どもが文化・芸術に触れる機会を提供しました。
- ・子どもを対象としたスポーツ教室や競技会を開催し、スポーツを体験する機会を創出しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合	%	64.5	61.9	68.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
放課後子ども教室	①実施日数	日	980
	②児童参加者数 (延べ)	人	65,070
	③スタッフ参加者数 (延べ)	人	8,745
地域学習館子ども対象講座 参加者数(延べ)	人	450	463
ファーレ立川アート鑑賞教室参加者数	人	1,458	1,424
地域が行うジュニア対象スポーツ事業の参加者数(延べ)	人	3,229	1,099

(2) 青少年の育成・支援

- ① 思春期保健対策や相談体制を充実させます
 - ② 成長に応じた食育を推進します
 - ③ 将来に備え、社会性や自立心を育みます
 - ④ 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます
- ・性教育講座や、喫煙・飲酒・薬物乱用等の予防・啓発事業、情報モラルやメディア・リテラシー教育等を実施しました。
- ・小・中学校で栄養士による食に関する授業支援や若手農業者による緑育・食育授業支援を実施したほか、親子向けの農業・収穫体験、離乳食教室等を開催しました。
- ・保育園における中学生の職場体験や児童館における大学生ボランティアの受け入れなど、子どもの社会参加や職業観の育成の機会を創出しました。
- ・地域防災訓練では、一部の学校で授業の一環として児童・生徒の訓練参加を図るなど、学校と連携した訓練を実施しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
青少年が健全であると感じている市民の割合	%	89.0	92.4	91.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
小・中学校における食育支援指導実施率	%	96.6	56.5
職場体験	①参加生徒数 ②受入事業者数	人 事業所	1,248 279 1,224 376
子ども会加入率	%	22.8	10.9
子ども110番登録件数	件	1,420	1,439
地域防災訓練参加者数	人	6,917	3,411

施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します

(1) “生きる力”を育む教育の推進

① 子どもの意欲を大切にした学校教育を推進します

② 適切な教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します

- ・学習内容の定着指導や習熟度別の学習指導を実施するため、東京都の加配教員や時間講師が不足する学校に対して、指導員を派遣しました。
- ・令和3(2021)年5月に全児童・生徒1人1台のタブレットPCの整備を完了し、ICT²機器を活用した教育を推進しました。

A:成果指標		単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合	①小学校	%	85.7	87.8	90.0
	②中学校	%	82.2	84.9	90.0

B:主な取組指標		単位	平成30年度	令和5年度
少人数指導員配置時間数		時間	856	202
図書館支援指導員授業支援回数		回	4,982	5,721
部活動に参加した生徒の人数		人	3,331	3,205
就学相談・転学相談受付数	①小学校	件	110	139
	②中学校	件	41	60
教育相談ケース数		件	914	1,000
教育用コンピュータ1台あたりの児童・生徒数	①小学校	人/台	5.8	-
	②中学校	人/台	3.9	-
児童・生徒用タブレットPC台数/児童・生徒数		%	-	100.0

(2) 地域との連携による学校づくり

① 地域による学校支援を充実させます

② 開かれた学校づくりを推進します

③ 学校施設の多様な活用を進めます

- ・保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、授業の見守りや放課後の補習の補助、環境整備など、学校への支援を行いました。
- ・地域と学校が協働して講座を行うなど、立川市民科の取組を充実させました。
- ・小学校の校庭や体育館を遊び場として開放したほか、学校教育に支障がない範囲において地域の行事や催しなどに施設を貸し出し、地域の実情やニーズに応じた活用を促進しました。

A:成果指標		単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数		件	1,454	1,742	1,500

B:主な取組指標		単位	平成30年度	令和5年度
小中学校が連携した教育活動の実施状況		回	168	160
学校支援を行ったボランティア等の人数(延べ)		人	14,182	14,372
校庭開放利用者数(延べ)		人	53,829	45,892

² (Information and Communication Technology の略称)情報・通信に関連する技術一般のこと

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します

(1) 母と子どもの健康支援

① 母子保健サービスの充実を図ります

② 地域保健・小児医療体制の充実を図ります

- ・妊婦健康診査事業やこんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査事業などを通じて、妊娠婦の健康面をケアするとともに、乳幼児の健全な育成の推進を図りました。
- ・平日の準夜間帯の小児医療のセーフティーネットとして、小児初期救急平日準夜間診療事業を実施しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	%	77.6	86.3	80.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
こんにちは赤ちゃん事業訪問率	%	96.8	107.4
妊婦健康診査初回受診率	%	97.6	86.1
乳幼児健康診査事業受診率	%	99.0	96.9
①3～4か月児	%	97.1	97.9
②1歳6か月児	%	97.6	96.7
③3歳児	%	507	293
小児初期救急平日準夜間診療事業受診者数	人	66.8	61.3
幼児歯科健康診査受診率(2歳児)	%		

(2) 家庭における子育てへの支援

① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します

② 地域における子育て支援を充実します

③ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります

- ・子ども総合相談窓口では、子どもと子育てに関する相談に対応し、必要なサービスにつなぎました。
- ・保護者の孤独感や不安感を解消し、子ども同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報提供、講座等を行いました。
- ・法令等に基づき、児童手当³等の支給を行いました。また、医療費については、令和5(2023)年4月から高校生等医療費助成事業(マル青)を開始し、10月からは市の独自施策として、義務教育就学児医療費助成事業(マル子)と高校生等医療費助成事業(マル青)の所得制限と自己負担額の撤廃を行い、発行を希望するすべての対象児童に医療証を発行しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
子育てを楽しいと感じることが多い保護者(未就学児)の割合	%	59.4	59.7	61.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
子ども総合相談受付件数(延べ)	件	436	455
新規子育てサークル登録者数	団体	15	5
子育てひろば利用者数	人	42,135	32,489
①おとな(延べ)	人	47,070	35,860
②子ども(延べ)	人	325	267
ファミリー・サポート・センター	件	7,722	5,516
赤ちゃんふらっと設置施設数	施設	16	18
児童手当受給者数	人	12,940	10,605

³ 中学校修了前(15歳になってから最初の3月31日まで)の児童を養育している保護者に、児童手当が支給される。所得制限内の保護者には、児童の年齢に応じた手当が支給され、所得制限以上の保護者には、暫定的な特例給付として、児童の年齢に関わらず一定額が支給される

施策目標 5 子育てと仕事の両立を支援します

(1) 保育施設の量と質の確保

① 待機児童の解消と保育の質の向上を図ります

- ・民営化による定員増により、待機児童の解消に向けた取組を進めました。
- ・研修会の開催や第三者評価⁴、都の指導検査、巡回指導等により、保育の質の向上に取り組みました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
待機児童数(当該年度4月1日時点)	人	48	26	0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
市内の保育園の第三者評価受審数	①認可	施設	11
	②認証	施設	2
幼稚園受け入れ可能数(定員ベース)	人	2,561	2,563
保育施設受け入れ可能数(定員ベース)	人	4,185	4,278

(2) 学童保育所の量と質の確保

① 放課後等の居場所を確保します

- ・ランドセル来館事業や放課後子ども教室くるプレを実施するとともに、夏季休業期間中の待機児童対策としてサマー学童保育所の充実を図りました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
学童保育所待機児童数(当該年度4月1日時点)	人	210	220	0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
学童保育利用可能数	人	1,800	2,054
ランドセル来館の利用者数	人	127	163

(3) 保育サービスの推進

① 多様な保育サービスを推進します

- ・令和元(2019)年 10 月から3~5歳児クラスの児童と住民税非課税世帯の0~2歳児クラスの児童について、保育料を無償化しました。また、保育園の給食費にかかる負担について、市独自の補助を実施しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
幼稚園一時預かりの利用者数	人	54,693	88,186	60,000

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
施設型病児保育の利用状況(延べ)	人	1,473	1,138
幼児教育無償化の対象者数(延べ)	人	-	26,143
幼稚園預かり保育を定期的に利用している園児数	人	256	386

⁴ 事業者・利用者以外の第三者の多様な評価機関が事業者と契約し、専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。利用者のサービスの意向を把握するために「利用者調査」と、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力を把握するための「事業評価」がある。結果を幅広く情報提供することにより、利用者のサービス選択やサービスの透明性の確保を図るとともに、サービスの質を向上させる取組を促し、利用者本位の福祉を実現することを目的としている

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を進めたほか、パパママ学級や地域学習館における講座を実施し、父親の育児参加の促進を行いました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	事業所	18	28	30

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
パパママ学級事業参加者数	人	631	539
地域学習館イクメン講座の参加者数(延べ)	人	80	146

施策目標 6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

(1) 途切れのない成長支援

- ① 発達に支援や配慮が必要な子どもとその家庭の支援環境の整備を進めます
- ② 障害のある子どもとその家庭への支援を進めます
- ③ 関係機関の連携による継続的な相談・支援体制を確立します
- ④ 困難を抱える若者の自立支援を推進します

- ・平成 31(2019)年度からサポートファイルの運用を開始し、就学相談説明会で紹介するなど、周知に努めました。
- ・子ども・若者自立支援ネットワーク会議や研修を通して、関係機関や団体の連携を強化しました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
サポートファイルの利用件数	件	-	132	2,600

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
発達相談新規受付数	件	378	397
発達支援親子グループ事業	①実施回数	336	255
	②参加者数(延べ)	1,634	859
児童育成手当(障害)支給対象者数	人	1,815	1,619
ふれあいの広場参加者数	①障害者・保護者・介護者	31	28
	②ジュニア・リーダー等	-	-
就学支援シートの提出件数	件	244	225
子ども・若者自立支援ネットワーク事業に参加する支援機関・団体につながったケースの件数	件	67	126

(2) 配慮を必要とする家庭への支援

①ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します

②子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します

・法令等に基づき手当や医療費の助成を行ったほか、令和4(2022)年度から養育費確保支援事業を開始しました。

・様々な要因により、養育支援が必要な家庭を専門職が訪問し、専門的相談支援を行いました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
養育支援訪問事業(専門的相談支援)の訪問実家庭数	世帯	53	110	80

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
児童育成手当支給対象者数	人	30,408	26,544
母子自立支援プログラム策定件数	件	8	0
子ども支援ネットワーク進行管理継続ケース総数	件	609	1,145
子育て支援啓発事業対象者別交流会	①実施回数 ②参加者数(延べ)	36 439	36 336
通訳協力員配置数	人	34	14

施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

(1) 協働による事業の推進

①子育ち・子育て支援のための人材育成を進めます

②地域に根ざした子育ち・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます

・ジュニアリーダー研修等を実施し、子ども会連合会による育成活動を支援しました。

・「こどもとおとなのはなし会 in 市議会議場」や、「キッズドリームチャレンジ」等、企業や団体と連携して子どもや保護者を応援するイベント等を行いました。

A:成果指標	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度(目標値)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合(再掲)	%	64.5	61.9	68.0

B:主な取組指標	単位	平成30年度	令和5年度
①中学生 ②高校生 ③育成者・指導者	人	154 98 2,166	85 102 1,282
生涯学習市民リーダー登録者数(延べ)	人	156	133
社会教育関係団体のうち親子参加可となっている団体の割合	%	55.5	53.1
子ども未来センターの協働事務室登録団体数	団体	55	54

第3章 プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

第1節 基本理念（あるべき姿）

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに

第2節 3つの基本的な視点

基本理念の実現にあたっては、次の3つの視点を大切にします。

その1

子どもや若者の声を聴き、当事者の気持ちを大切にして、
子どもの権利を尊重する視点

このプランの基本的な視点の第1として、子どもたちの声を聴き、当事者の気持ちを大切に考え、子どもの権利を尊重することを最初に据えます。その理由としては、このプランが「子どもの総合計画」であり、それぞれの子どもが地域で生活する市民の一人として、自分らしく成長していくってほしいという大きな願いがあるからです。

子どもたちが夢を育み、自分らしく成長していくためには、すべての人が子どもの権利について深く理解し、尊重する視点をもつ必要があります。また、社会的背景や家庭環境により子どもたちの成長がさまたげられてしまうことなく、ひとりひとりの想いや権利を尊重することができる社会の実現が必要です。

日本が平成6(1994)年に批准した「子どもの権利条約」では、子どもの権利を実現する上で最も大切な考え方として、次の4つの原則が示されています。こども基本法にも取り入れられています。

- 「人種や、障害の有無、家庭の状況など、どんな理由でも差別をされないこと」
- 「その子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること」
- 「命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること」
- 「自分の意見を自由に表現でき、それが十分に考慮されること」

これらの考え方を基本として、市民としてひとしく健やかに成長することができる環境を整えていくことは、社会全体の使命であり、立川市が目指すまちづくりにつながります。

これがこのプランの第1の基本的な視点です。

その2

子育ち・親育ちへの支援を基本とした、 次世代の幸せにつながるまちづくりの視点

子どもは、親だけに育てられるわけではなく、周囲の環境とのかかわりの中で生まれながらにして自分で育っていく力をもっています。子どもの健やかな育ちを実現するためには、家庭だけでなく地域やさまざまな人との関わりや多様な経験などを通じて、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、主体的に成長できる環境を整えていくこと、すなわち「子育ち」への支援を強化していくことが重要です。

また、「子育ちは親育ち」というように、おとなも子どもを育てる日々の中でさまざまなことを知り、経験し、成長していきます。子どもたちが健やかに育っていくために、同時進行で親への支援も重要であり、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもとのかかわりの中で自分自身の変化を楽しめるような「親育ち」への支援を充実させることも必要です。

このような「子育ち・親育ち」を支援するにあたっては、それぞれの子どもに関係する家庭・学校・地域がパートナーとして連携を深めていくことがとても重要です。たとえば、学校の運営に地域も家庭も関わる仕組みがあることで、子どもは社会性をより豊かに育むことができます。さらに、学校以外の子どもの居場所や、学校を卒業した若者への支援も、「子育ち・親育ち」に必要な要素になります。これらの支援を充実させ、安心して子育てができ、子どもがのびのびと成長できる環境を整えます。

これが第2の基本的な視点です。

その3

多様な主体が連携し、協働して事業を実現する視点

このプランを、より効果的で持続可能なものにしていくためには、協働の視点が不可欠です。国や自治体との広域的な連携、さらに市民、団体、企業など、子どもを取り巻くさまざまな主体がそれぞれの役割を担いながら協働、連携することで、子育てを社会全体で支援していくことができるようになります。

また、子ども自身や子育ての当事者をはじめとした市民が、積極的に意見や要望を提言し、参画・関与していくことも重要です。子どもや親が安心して意見を伝え、対話ができる場をつくり、市民、団体、企業と行政が、課題解決に向けて議論を重ねることにより、眞の意味での協働を実現することができます。地域においてお互いが結びつくことにより、安心して暮らし続けられるやさしい社会につながります。

これが第3の基本的な視点です。

第3節 7つの施策目標

施策目標1 子どもの権利を尊重します

立川の子どもたちが自分の思いや願いをきちんと伝えることができるよう、日常のあらゆる場面において子どもの権利を尊重します。

視点その1・その3

- [1] 子どもの権利の尊重

施策目標2 ひとりひとりに応じた〈子育ち〉を支援します

すべての子どもがひとりの人間として、心もからだも成長し、豊かな人間関係や体験を通して自立していくことを支援します。

視点その2・その3

- [1] 地域における子どもの居場所づくり
- [2] 青少年の育成・支援

施策目標3 ひとりひとりに応じた学びの場づくりを支援します

ひとりひとりのニーズに応じた学びの場づくりを支援するとともに、家庭や地域の力を集めて学校を応援します。

視点その2・その3

- [1] “生きる力”を育む教育の推進
- [2] 家庭・地域との連携による学校づくり

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた〈子育て〉を支援します

親の気持ちに寄り添う共感を基本として、子育てをまちぐるみで応援します。また、子育て家庭の孤立化を防ぐために、各種施策を充実することにより、家庭での子育てを支援します。

視点その2

- [1] 妊産婦及び乳幼児等の健康支援
- [2] 家庭における子育てへの支援

施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します

子育てと仕事の両立を支援し、社会参加を促進するため、保育サービスの充実を図るとともに、すべての人が子育てを支援するという考え方のもと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを行います。

視点その2

- [1] 保育施設の量と質の確保
- [2] 学童保育所の量と質の確保
- [3] 保育サービスの推進
- [4] ワーク・ライフ・バランスの推進

施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

すべての子どもが温かく見守られ、安心して成長できるよう、さまざまな事情によって配慮が必要な子どもや家庭を切れ目なく支援します。

視点その1・その2

- [1] 途切れのない成長支援
- [2] 配慮を必要とする家庭への支援

施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

行政を含む地域の構成員が、それぞれの役割を担いながら対等な立場で対話を重ね、眞の意味での「協働」を目指し、事業を持続的に担っていきます。

視点その3

- [1] 協働による事業の推進

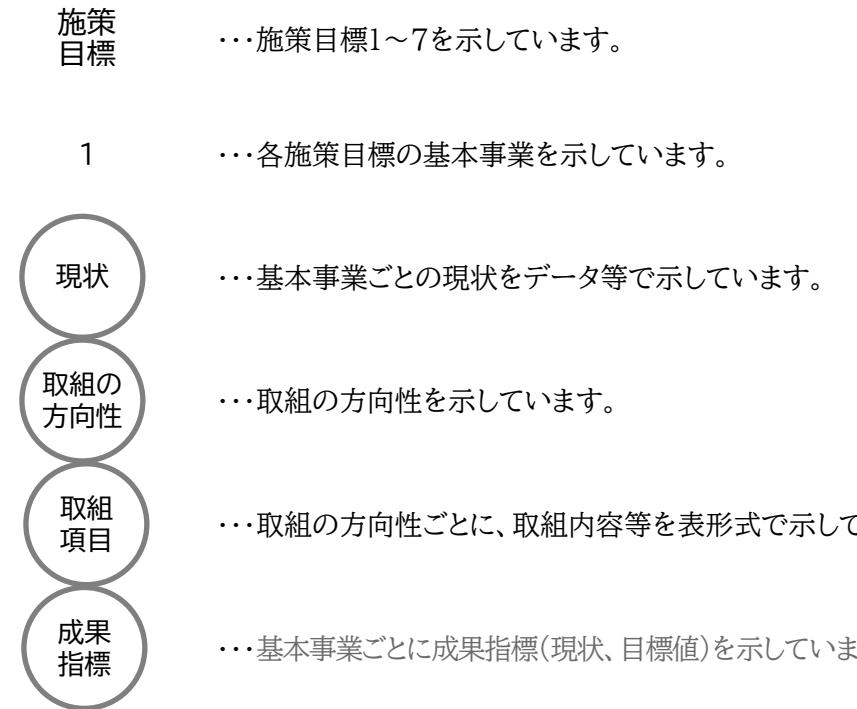
第4節 施策の体系



第4章 プランの施策内容

第4章 プランの施策内容

<施策目標ごとの取組項目・成果指標等の記載について>



<取組項目の表の記載について>

①	取組 No.	取組項目名	◆今後の方向性◆
②	取組内容		
③	担当課		

①…取組 No.、取組項目名、今後の方向性(継続、充実、新規、改善)を示しています。

②…取組内容を示しています。以下のマークで取組の特色を示しています。

- 子ども** 主に子どもが主体となって進めることを目指す取組
- 市民** 主に市民が主体となって進めることを目指す取組
- 協働** 特に市民と行政が協働して進めることを目指す取組
- 応援** 子どもの現在・将来が貧困等の生まれ育った環境によって左右されず、夢や希望を持つことができるよう応援する取組

③…行政の担当課を示しています。

なお、第5章では量の見込みを記載していますが、これは本章で整理された取組項目の一部について、供給方針等を定めたものです。

施策目標1 子どもの権利を尊重します

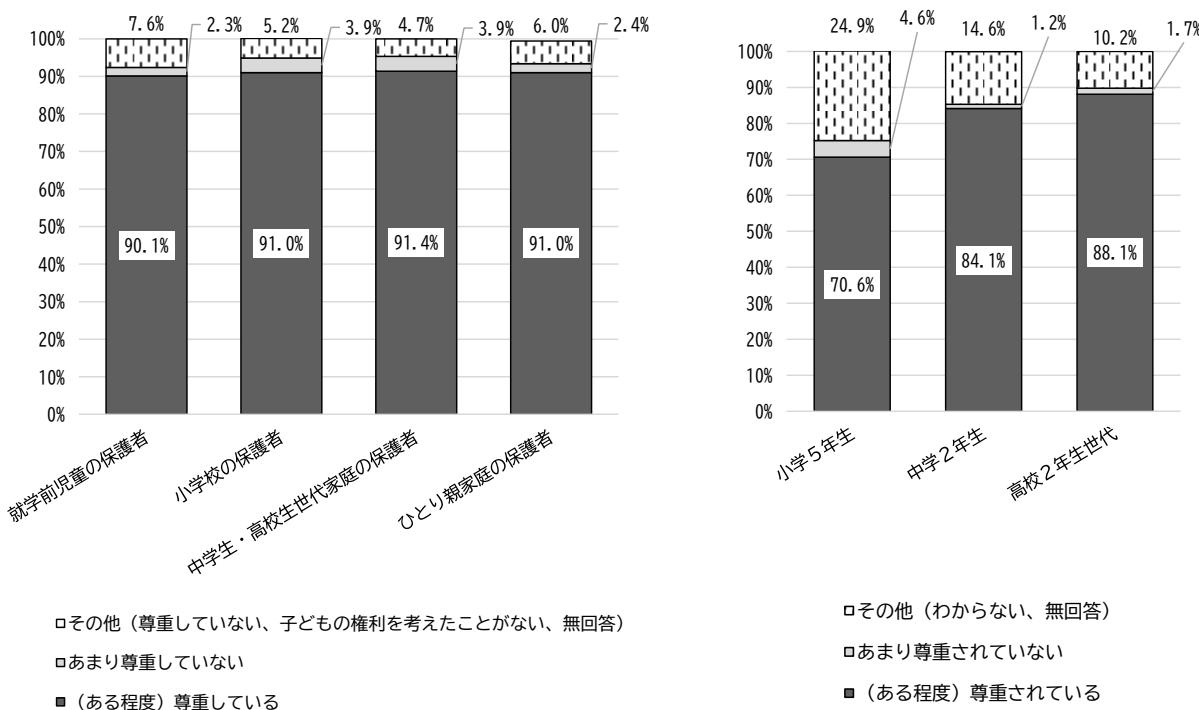
1 子どもの権利の尊重

現状

- 子どもの最善の利益が実現する社会づくりを進めるためには、社会全体が、子どもの権利(人権)を尊重し、子どもを権利の主体として認識することが大切です。あわせて、子どもの意見表明・意見反映の機会を拡充する必要があります。
- 子どもをとりまく生活環境や社会が急速に変化する中で、児童虐待やいじめ、不登校、子どもの貧困、インターネットや SNS などによるトラブルなど、子どもの育ちをめぐる問題が顕在化しています。
- 虐待・いじめなどによる子どもの人権侵害を防止するとともに、相談・支援のしくみづくりが求められています。

(1) 子どもの権利尊重の認識

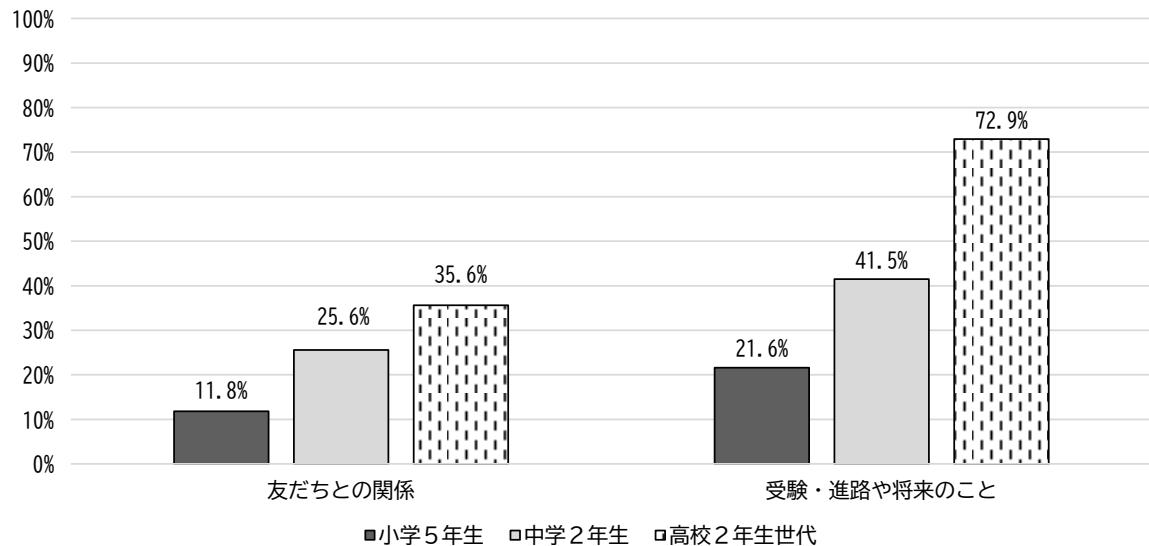
子どもの権利尊重については、9割を超える保護者が「(ある程度)尊重している」に回答しています。子ども本人の意見の中で「小学5年生」では「あまり尊重されていない」と「わからない」の回答が、他の区分より高くなっています。



出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) 悩みごとや困っていることの内容

子ども自身の悩みの内容については、「なやみや困っていることはない」を除くと、「受験・進路や将来のこと」が最も高く、小学5年生、中学2年生、高校2年生世代で各々21.6%、41.5%、72.9%となっています。



出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の方向性

- ① 子どもの権利についての広報・啓発を充実します。
- ② 子ども自身からの相談に対応できる体制を整備します。
- ③ 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を進めます。
- ④ 子どもの意見表明・意見反映の機会を創出します。

①子どもの権利についての広報・啓発の充実

1	子どもの権利の広報・啓発	◆継続◆
取組内容	すべての人が子どもの権利について広く知り、深く理解してもらうために、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・啓発活動を推進します。また、子ども自ら「子どもの権利」を学習する機会に関する活動を推進します。	子ども 協働
担当課	子育て推進課	
2	学校における人権教育の実施	◆継続◆
取組内容	様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実を図ります。	
担当課	指導課	
3	子どもの権利条例の制定	◆新規◆
取組内容	一人ひとりの想いや権利を尊重することができる社会の実現のため、子どもの権利条例の制定に向け準備を進めます。	子ども 協働 応援
担当課	子育て推進課	

夢たちコラム

20年間の思いをカタチに！～子どもの権利条例づくりに向けて～

子どもの権利=Children's rights それはどの子も生まれながらに持っているあたりまえのこと。私たちはプランの推進にあたって「子どもたち誰もが幸せになるよう配慮することはおとの義務であり、子どもの権利である」という子どもの権利条約の理念に基づいて子育ち・子育てを応援してきた。

第一次の計画作りで策定市民委員会から提案された、ぜひ実現して欲しい市民提案重点プロジェクトのひとつに「子どもの権利に関する条例の制定に、市民参加のもとで取り組む」があった。しかし、子どもの権利の尊重を基盤にした本プランでありながら未だ実現に至っていない。

子どもを取り巻く厳しい社会状況を鑑み、歴代の推進会議の中では条例づくりの必要性や熱い想いが語られ続け、委員たちの思いがひとつになっても施策の一文になることは無く、計画策定の度に歯がゆい思いをしてきた。

立川の子どもたちが少しでも自己肯定感を持って生きられるように…と施策で繋ぎ、綱渡りのような状況で子どもの参加や意見表明の場を死守してきた感がある。

計画の進捗状況を点検し、提言し、次の計画を策定する会議の場には必ず子ども委員が居て生活の中で感じた率直な意見を述べてくれた。子どもの自己肯定感調査も数年置きに実施され、子どもの声を聴くチャイルドラインも冒険遊び場も、子ども・若者の居場所も、市民の地道な努力で続いている。市民と行政の協働で立ち上げたウドラ基金により「こどもとおとののはなし会 In 市議会議場」も定着してきた。

そして「こどもまんなか」が当たり前のように呼ばれるようになった今、「(仮称)子どもの権利条例の制定」がやっと新規取組の施策に掲げられた。

「私たち抜きで、私たちのことを語るなれ」(アフリカの諺)どおり、子どもたちの意見をしっかりと聴き、子どもたちと共に立川らしい子どもの権利に関する条例をつくっていきたい。

②子ども自身からの相談に対応できる体制の整備

4	学校における相談体制の確保	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカー ¹ など相談先の周知を図ります。	応援
担当課	指導課	
5	子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談²の実施	◆継続◆
取組内容	市内在住の幼児、小・中学生、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。	
担当課	教育支援課	

夢たちコラム

学校での相談体制

私には学校で1番好きな場所がある。

カウンセリングルームだ。

どんな気持ちの時に訪れてもスクールカウンセラーと話して少し幸せになって帰れる。

私にとって学校における安全基地だ。

しかし、予約が取りづらく利用したい時に利用できなかつたことも多々ある。

近年いじめや若者の自殺が社会問題になり学校も悩みがある生徒にカウンセリングを進める等生徒の精神面のケアに力を入れている。

一方でカウンセリングルームを利用したい生徒の数にスクールカウンセラーの数が追いついていない現状がある。

私は私立の高校に通っていてそこでは2人のスクールカウンセラーが日替わりで毎日いるのだがそれでも予約が2週間後まで空いていないこともある。

立川市の公立中学校だと週に1回しかスクールカウンセラーが学校に訪れないこともあるようで、生徒が気軽に利用できていないことが問題である。そこで私はより生徒が悩みを抱えないためにはどうすれば良いのか考えた。

悩みや話したいことを抱える私たちは誰かに話を聞いて欲しいという気持ちでカウンセリングルームを利用してくる。

私としては話を聞いてもらえるならば、スクールカウンセラーではない人でも良い。

そこでスクールカウンセラーの他に話を聞いてくれる人が学校に常駐していると良いなと考えた。臨床心理士や精神科医の資格を持ってない人でも話を聞いてくれるならばそれだけで救われる生徒が沢山いると思う。

立川市には是非とも学校での相談体制を充実してもらいたい。

¹ いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒を支援する専門家。社会福祉士や精神保健福祉士等の資格などを有し、SSWに理解と情熱を有する人が着任しており、現在●名のワーカーが、課題解決に取り組んでいる

² 幼稚園や学校に行きたがらない、友達と遊べないなどの悩みごとについて、教育支援課の心理の専門相談員が相談にあたる

6	人権尊重について子どもを対象とした啓発活動や「子どもの人権110番」など相談先の周知	◆継続◆
取組内容	人権擁護委員による人権教室や人権の花運動、人権作文コンテストなどを通して、お互いの人権を尊重することの大切さについて理解を深める活動を行うとともに、「子どもの人権110番」など相談先を周知し、子どもの自身の相談につなげます。	
担当課	生活安全課	
7	子ども・若者向けの消費生活相談 ¹ の実現	◆継続◆
取組内容	トラブルに巻き込まれた若者自身からの相談にも応じやすくするとともに、市ホームページ等を利用し、子ども・若者が巻き込まれやすい消費者トラブルなどを掲載し、子ども・若者の消費者被害の未然・拡大防止に努めます。	
担当課	生活安全課	
8	チャイルドライン等の支援	◆継続◆
取組内容	チャイルドライン等、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える市民団体の取組を支援します。	市民
担当課	子育て推進課	
9	子どもからの権利保護・救済、いのちに関する相談窓口の設置	◆継続◆
取組内容	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	

¹ 専門の相談員が、商品などの契約や品質、表示、サービスについてのトラブル、暮らしの情報など、消費生活に関するさまざまな相談に応じている。女性総合センターにおいては、毎週月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。また毎月第3木曜日は電話相談のみ)の9:00～16:00に相談を受けている

③児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応

10	児童虐待の未然防止・早期発見	◆継続◆
取組内容	子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤル ¹ についても継続して周知します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
11	いじめの防止と早期発見・早期対応	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、弁護士等による「いじめ防止授業」を実施するとともに、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報・啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、いじめアンケート調査を定期的に実施するとともに、連絡・相談体制の整備として多様な関係機関との切れ目のない連携を充実します。	
担当課	指導課、教育支援課	

¹ 子ども家庭支援センターの虐待通告専用電話。電話番号 042-528-4338(月曜～土曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～17:00)、平日夜間と日曜祝日は、東京都児童相談センター(03-5937-2330)が受け付けている。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、通話料無料で、近くの児童相談所につながる

夢たちコラム

「死にたかった子ども」から、死にたい子どもたちと、すべての大人たちへ

チャイルドラインや子ども家庭支援センターには、「死にたい」という子どもの声が寄せられることがあるといいます。市民意向調査で自分が好きだと答えられる子どもが全体の約半数いる裏には、こうした現実もあるのです。

私は両親から虐待を受けて育ち、学校では小学校高学年から中学一年生にかけていじめを受けました。地方だったことや今のような相談システムがなかったこと、知識のない子どもだったことから、どこにも助けを求められず、ただ痛みを消すために感覚を切り離し、心を守るために感情を極限まで薄め、記憶を抑圧して耐えるだけの日々でした。

いじめのことを先生に相談しても根本的な解決にはならず、家のことを先生に相談すれば家に連絡が行き、それがきっかけで虐待が激化する。そんなことの繰り返しのなかで、いつしか大人を頼ることを諦めてしまいました。

殴られ、なじられ、脅され、茶化され、侮辱され、嘲笑された日々。あの頃、私は確かに「死にたかった子ども」でした。

今こうして生き延びて大人になりましたが、理想や目標があって生き延びたわけではありません。本当に死ぬのは結局怖くて、惰性で生き永らえてしまった死に損ないのような存在。それが今のおもです。もしあの頃、学校とも家庭とも違う相談先があれば、助けを求められる先があれば、何かが違っていたのかもしれません。

今なら家や学校以外の居場所や、SNS、チャイルドラインのような相談窓口といった選択肢は私が子どもだった頃より確実に増えています。ですが、だからと言って今の子どもたちが恵まれていると言いたいわけではありません。子どもの心の悩みは時代環境によって比較していいものではないからです。

子どもたちの「死にたい」気持ちを思春期特有のものだと矮小化してはいけません。自分が子どもの頃は、比べてもいけません。それらは大人による子どもへの加害とすら言えるでしょう。「死にたい」とやつとの思いで声を絞り出した子どもがいるという現実。それが全てです。

既存の相談窓口は受け皿として持続可能性を担保しつつ、体制を拡充するべきです。

彼ら彼女らの声を、そして声すら上げられない子どもたちの苦痛に耐えるだけの日々を、決して無いものにしてはなりません。それに手を差し伸べることが大人である私たちに課せられた責任であり、責務であると考えます。

④子どもの意見表明・意見反映の機会の創出

12	中学生の主張大会の開催	◆継続◆
取組内容	市内の中学生が、日常生活の中において考えていることや経験したことを発表することで、子どもたちの自立心や社会性を育むとともに、中学生の意識や考え方に対する大人の理解と関心を高めることをねらいとして、「中学生の主張大会」を開催します。	子ども 協働
担当課	子ども育成課	
13	子どもが市政等に関する意見を表明する機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもが市政等について意見を表明する場として、若者世代対象のタウンミーティングやこどもとおとなのはなしあい in 市議会議場、子ども委員会などを実施します。また、市ホームページ等により、市政等について、子どもにも分かりやすく伝わるように努めます。	子ども
担当課	改革推進課、子育て推進課、子ども育成課	
14	計画や施設運営に関する子どもの意見を活かせるしくみの充実	◆改善◆
取組内容	子どもに関わる施策や環境整備など、世代間で合意形成が必要な分野においては、子どもの参画や意見の反映に努めます。また、図書館や地域学習館などの公共施設の運営や行事、イベント等の企画に、子どもの意見を取り入れる仕組みづくりを検討し、意見が反映されるよう努めます。	子ども
担当課	子育て推進課、生涯学習推進センター、図書館	

15	公共の課題に子どもと大人が一緒に取り組む機会の設定	◆継続◆
取組内容	学校や地域と連携し、ごみの減量と分別・2R+R、美化清掃、環境保全などについて、子どもと大人が一緒に考え、検討・行動する機会を設定します。	子ども 協働
担当課	環境対策課、ごみ対策課	
16	子どもの意見を反映した児童館等の運営	◆継続◆
取組内容	児童館をはじめとした子どもの居場所の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。	子ども
担当課	子ども育成課	
17	若者会議の設置	◆新規◆
取組内容	次代を担う若者の意見を聞く場として、若者会議を設置します。この会議から受けた提言については、予算化・事業化する取組を行います。	応援
担当課	企画政策課	

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
自分の「子どもの権利」は尊重されている・ある程度尊重されていると回答した児童・生徒の割合 ① 小学5年生 ② 中学2年生	① 70.6% ② 84.1%	① 90.0% ② 90.0%
「自分のことが好きだ」と思う・まあそう思うと回答した児童・生徒の割合 ① 小学5年生 ② 中学2年生	① 73.8% ② 65.9%	① 75.0% ② 75.0%

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

施策目標2 ひとりひとりに応じた＜子育ち＞を支援します

1 地域における子どもの居場所づくり

現状

- 社会環境の変化等により、外で子どもが集団で遊んだり、安心して過ごせる居場所が減少しています。
- 子どもが心身とも健やかに成長するためには、遊びを通じた子ども同士の交流や自然との触れ合い、文化・芸術・スポーツ活動など、心が豊かになる体験を積み重ねることが欠かせません。
- 自然や文化・芸術、スポーツなど、様々な体験や子どもの主体的な学び・活動の支援も重要な取組です。
- 中学生・高校生も含め、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、仲間や異世代が気軽に集まり交流できる安全・安心な居場所づくりを、家庭・地域・行政が協働して進める必要があります。

(1) 子育てしやすい社会に必要なこと

子育てしやすい社会に必要なことについては、すべての世代の家庭で「児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実」が最も高くなっています。

居場所については、就学前児童家庭、小学校児童家庭では、「遊び場(公園、プレーパーク、校庭開放など)の充実」が、中学生・高校生世代家庭、ひとり親家庭では「中学生・高校生が利用できる魅力的な施設」が最も高くなっています。

	子育てしやすい社会に必要なこと	居場所		
就学前児童の保護者	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実	69.8%	遊び場(公園、プレーパーク、校庭開放など)の充実	25.4%
小学生の保護者	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実	64.4%	遊び場(公園、プレーパーク、校庭開放など)の充実	30.1%
中学生・高校生の保護者	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実	54.1%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設	35.1%
ひとり親家庭の保護者	児童手当など、子育てに関する経済的な支援の充実	75.4%	中学生・高校生が利用できる魅力的な施設	23.4%

出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) あつたらしいなと思う場所

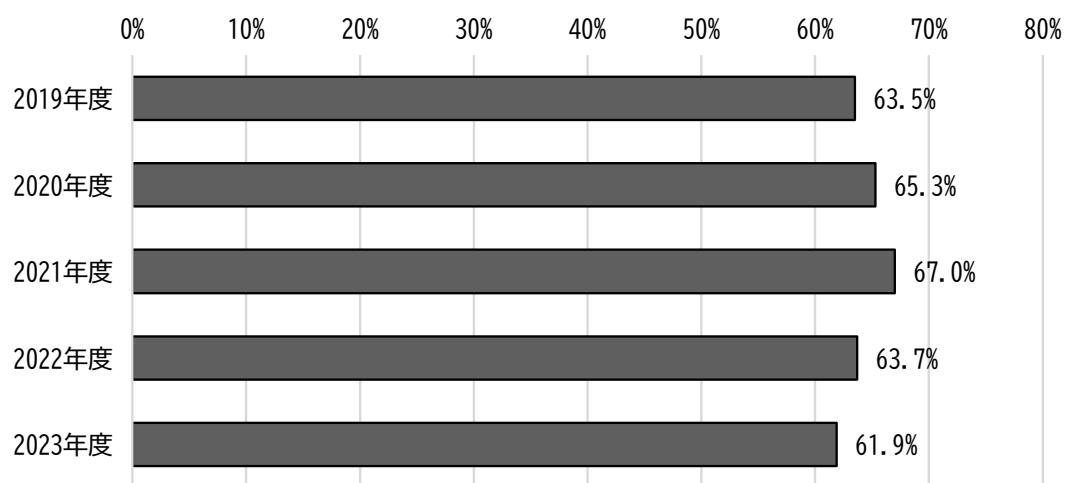
最も多い回答は、小学5年生、中学2年生で「ゲームやインターネットができる部屋」、高校2年生世代で「静かに勉強できる部屋」となっています。2番目に多いのは、いずれも「友だちと自由におしゃべりができる場所」となっています。

	1位		2位	
小学5年生	ゲームやインターネットができる部屋	52.9%	友だちと自由におしゃべりができる場所	50.3%
中学2年生	ゲームやインターネットができる部屋	54.9%	友だちと自由におしゃべりができる場所	51.2%
高校2年生世代	静かに勉強できる部屋	54.2%	友だちと自由におしゃべりができる場所	39.0%

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(3) 地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、令和5(2023)年度では61.9%となっています。なお、最近5年の動向をみると、令和3(2021)年度の67.0%をピークにやや減少傾向となっています。



出典：令和 6 年度市政に関するアンケート集計結果(令和 5 年度実績)

取組の
方向性

- ① 子どもたちが、安心して集える地域の遊び場や居場所づくりを進めます。
- ② 自然や文化・芸術、スポーツなど、多様な体験や活動の機会(場)を創出します。

①安心して集える地域の遊び場や居場所づくり

18	子どもの遊びを応援する市民活動の支援	◆継続◆
取組内容	学校等を利用して行う放課後子ども教室 ⁹ 「くるプレ」において、地域交流デーを継続して実施します。 また、プレーパーク ¹⁰ など、子どもの自由な遊びや「やってみたい」を応援する地域の活動を支援します。	
担当課	子育て推進課、子ども育成課	

夢たちコラム

まちの中に必要な居場所 プレーパーク

●遊びのチカラを信じて

放課後子ども教室やプレーパーク(冒険遊び場)の遊びの中で、たくさん感動をもらっている。

放課後子ども教室では、

砂場で、泥団子を見事に！きれいに！作って満足げに見せてくれる子どもも

6人しかいないけれど3人対3人で、足でラインを引きながらベースもなく、野球のゲームを楽しむ子どもたち

ひとりで、何度も何度もバスケットゴールヘシユートを繰り返す子ども

折り紙や雑紙を使って、自分の思い描くものを集中して作製する子ども

プレーパークでは、

かまどの火に興味津々で、せっせと小枝を集め手伝う子ども

ハンモックに身体を埋めて、自分で揺らしながら気持ちよさそうに休んでいる子ども

ピタゴラ装置の周りに徐々に子どもたちが集まり、遊びを無限に広げる子どもたち

ターザンロープやスラックライン(ロープ渡り)は大人気で「たのしいー」と声を上げる子どもたち

これらはすべて、子どもの「やってみたい！」「遊びたい！」という気持ちを実現させている。

そこで子どもたちが見せてくれる表情・表現に私も喜びをもらっている。

遊びは、子どもたちにとって食事や睡眠、排せつとともに必要なものだ。外遊びによって基礎体力や運動能力、素材遊びによって創造力や柔軟性、異年齢や仲間遊びによって社会性やコミュニケーション能力を養う。そして、国際化・多様性・変化する社会の中で、数値では測れない非認知能力を養う上でも重要とされている。

●子どもの遊びを応援したい、おとなも、ね

日本での常設のプレーパークは、1979年、都市化が進んだまちの中で【子どもたちが安心して遊べる場所がないこと】に不安を抱いた方たちによって、世田谷区で始められた。【子どもの自由な発想で、遊び、学び、つくり続ける遊び場】に賛同する市民活動などによってプレーパークは各地で行われている。NPO 法人日本遊び場づくり協会の調査(2020年)によると、458団体が活動している。

しかし、40年以上たって、【子どもたちが安心して遊べる場】は十分に確保されているだろうか？「〇〇してはいけません」など禁止事項の多い公園はどうだろう？高齢化した団地の中の公園で遊んでいたら「うるさい」と怒られた。「もう、あそこでは遊ばない」と言っていた子ども…。

物理的な場所だけの問題だけでなく、無駄と思われるようなことも許せる心のあり様も大切。プレーパークに遊びに来てください。子どもの笑顔を見ながらゆったりと過ごしませんか？

⁹ 放課後や週末に小学校の校庭や教室等を活用して、おとの見守りの下に、子どもたちがスポーツや文化活動、地域の市民との交流活動などを行う場。本市においては、全 19 校区で実施しており、実施日や実施回数は、地域によって異なる。地域が連携して子どもたちに安全で安心な居場所を提供することで、地域のコミュニティづくりの推進にもつながっている

¹⁰ 「冒険遊び場」とも言う。子どもたちがどのような遊びでも自由にできるよう禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考えに基づき、子どもたちの遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域市民によって運営されている

19	中学生・高校生・若者の居場所づくり	◆継続◆
取組内容	児童館などの既存施設を活用し、中学生・高校生等の意見も聞きながら、気軽に集える居場所づくりを進めるとともに、自発的な活動を支援します。	子ども 応援
担当課	子ども育成課	

夢たちコラム

中高生から考える居場所

みなさんは「中高生の居場所」についてどう感じていますか。

「居場所」とは、自分が安心できてその場にいて心地よいと思うことができる場所のことだと定義づけられています。今回は、私が生活している中で感じた「中高生の居場所」について考えたいと思います。

私たちは普段学校に通っており、その中でも部活動に入っている人は平日のほとんどの時間を学校で過ごすことが多いです。その一方で、部活動に入っていない人や短縮授業日は、家やそれ以外の場所で過ごしています。

私の周りの友人達は、通っている学習塾で勉強をする人もいますが、カフェなどの飲食店を利用している人が多い印象です。その他にもよく挙げられる図書館や児童館、公園などは、学生が公共施設の中で足を運びやすい場所です。しかし、図書館は大人も利用できるため勉強スペースを確保できないことがあったり、児童館は放課後に気軽に立ち寄れるような場所になかったりします。公園は気候が良い日は過ごせますが、雨の日や寒い日は利用が難しく、小さな子ども達が遊んでいる中での利用は遠慮することも多いです。また、市民会館などは、利用の仕方が難しいため中高生が気軽に借りることができません。

SNS では学生などの飲食店の長期滞在についても話題が上がっています。商業施設の若者の利用の仕方についても厳しい状況になっているのも現状です。

このように、普段の生活から子どもだけで自由に過ごすことができる空間は、とても少ないと感じます。中高生になると家族との関係も変わり、自宅以外でのプライベートを過ごせる居場所は本当に大切なものです。

そこで、私は中高生に焦点を当てた居場所づくりを発信していきたいです。駅などの中高生が立ち寄りやすい場所にスペースを確保し、生徒手帳等の身分証明書を見せれば利用できるようになれば、さまざまな学校の中高生とかかわる機会となり、多くの中高生が利用するのではないかと思います。

中高生は自立を学ぶ期間でもあります。だからこそ、責任を持つことで自由に使える「居場所」となる場所が、中高生にとっての生活の場の1つになるのではないでしょうか。

20	放課後子ども教室や地域における居場所づくりの展開	◆充実◆
取組内容	学校等を利用して行う放課後子ども教室「くるプレ」を市内小学校全校で実施するとともに事業の充実に努めます。また、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的な取組を進めます。 また、地域学習館等において学校の長期休業等の居場所確保に努めます。 地域の居場所づくり事業を継続するとともに、地域の子ども食堂への支援に努めます。	子ども 協働 応援
担当課	子ども育成課、子育て推進課、生涯学習推進センター、地域福祉課	
21	児童館と地域との連携	◆継続◆
取組内容	児童館において、地域の子どもに関わる団体等と連携・協力し、地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加等、子どもの育成活動を展開します。	協働
担当課	子ども育成課	

②多様な体験や活動の機会（場）の創出

22	様々な学習体験や文化に触れる機会の提供	◆継続◆
取組内容	子どもを対象とした講座や文化推進事業、ワークショップなどを開催し、自然や科学、歴史、文化・芸術など様々な体験をする機会を提供します。	子ども
担当課	地域文化課、生涯学習推進センター	
23	環境学習の推進	◆継続◆
取組内容	環境問題について、五感を使い、意識と知識を深める機会を広げます。	子ども 協働
担当課	環境対策課、クリーンセンター、生涯学習推進センター	
24	地域における文化・芸術活動の推進	◆継続◆
取組内容	生涯学習市民リーダー ¹¹ などの地域の人材を活用するとともに、ファーレ倶楽部 ¹² などのボランティア団体の文化活動を支援することにより、子どもが自然や文化・芸術に触れる機会を広げます。	子ども 市民
担当課	地域文化課、生涯学習推進センター	
25	子どもたちへのスポーツ体験機会の提供	◆充実◆
取組内容	スポーツイベント・教室、大会などを開催し、子どもたちがスポーツにふれる機会とするほか、学校の校庭・体育館をスポーツ団体の定期利用や子どもたちの遊び場として提供します。 また、地区体育会による各地区の小学校など身近な場所でのスポーツ教室の開催や、地域の団体との協力による子ども達のクラブを対象として交流大会等を実施します。加えて、プロスポーツチーム等と連携し、見るスポーツの体験も提供してスポーツの魅力を伝えます。	
担当課	スポーツ振興課	

¹¹ 文化・芸術やスポーツ、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動等のさまざまな分野の専門知識及び技術を持つ有識者であり、市の生涯学習指導協力者として名簿登録している者

¹² ファーレ立川に設置されている 36 か国・92 人の作者による 109 のパブリックアートのガイドを行っているボランティアグループ。「小学生ファーレ立川アート鑑賞事業」においては、「ファーレ倶楽部」の案内により、毎年、市内のすべての小学5年生がファーレ立川に点在するアート作品を鑑賞している

夢たちコラム

誰でも集える地域の居場所

住民が主体となって「やりたいこと、やってみたいこと」を実現する地域の居場所「地域福祉アンテナショップ」が立川のまちには複数あります。各アンテナショップでの活動は多彩で、人との触れ合いやモノづくりなど、さまざまな活動を通して多世代交流と体験ができる場所となっています。夏祭りやクリスマス会などの季節のイベントや「子どもの孤食を防ぎたい」「学校へ行きづらい子にも来て欲しい」という想いからの食の支援や活動も行われています。地域の人がボランティアで活躍していて、誰でも好きな時間にふらっと立ち寄って、過ごせる場所です。

自治会加入率の低下や、PTAの廃止など、子育て世代でもライフスタイルの多様化による地域のつながりの希薄化が進んでいます。地域のつながりが薄れることにより、子どもたちが地域の中で遊び、学び合う機会が少なくなっています。一方で、不登校やひきこもりなどの問題からも、家庭や学校以外での居場所づくりの取組みが各地で広がっています。

立川市では、誰もが活躍できる地域の居場所を点在させることで、望まない孤立を防ぐ、地域のつながりづくりを進めています。住民が気軽に立ち寄り、相談や交流ができる地域の拠点が「地域福祉アンテナショップ」です。人の関わりが苦手な方が、社会と関わる体験の場として利用したりすることもあります。

「地域福祉アンテナショップ」以外でも、団体や個人でイベントや地域食堂などの活動が行われています。無くてはならない活動ですが、継続的な運営には資金と活動するメンバーの確保が大きな課題となっています。

一人ひとりの状況が違う中で、子どもたちが安心して過ごせる場所は、多様であることが望まれます。現在は、大人たちだけで活動内容を決めているところがほとんどですが、大人目線で考えるだけではなく、子どもたち自身がやりたいこと、楽しいと思うことを一緒に考えて実行できることを目指します。誰もが気軽に立ち寄って、多くの体験ができ「ここに居ていいんだ」と思える場所がまちのあちこちにある、そんな立川市になるよう、活動を進めていきます。

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合	61.9%	68.0%

出典：令和6年度市政に関するアンケート

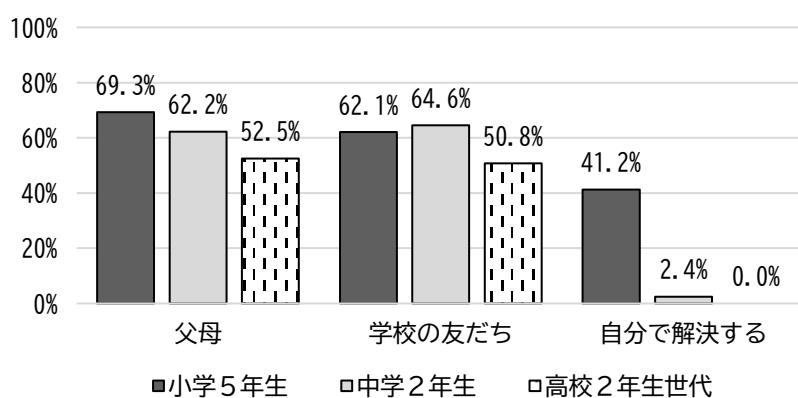
2 青少年の育成・支援

現状

- 少子化や核家族化、情報化の進展により子どもの育つ環境は変化し、限られた人間関係の中で社会性や自立心を自然に身に付ける機会が得られにくくなっています。
- 子どもたちが、将来の家庭や社会生活に希望を持って、自分らしい未来を築いていけるように、他者への配慮や社会性、自らの意志と責任で行動する力を身に付け、自立して歩み出せるための支援が求められています。
- 学校や地域と連携して、様々な生活的・社会的な体験の機会をつくり出すとともに、心身ともに成長が著しい思春期における心と体の問題に関して、健康教育を実施し、相談体制を強化する必要があります。
- 子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう、交通安全対策や地域における防犯活動など、子どもの安全・安心を確保する取組が重要です。

(1) あなたは悩みがあったときに、だれに相談しますか

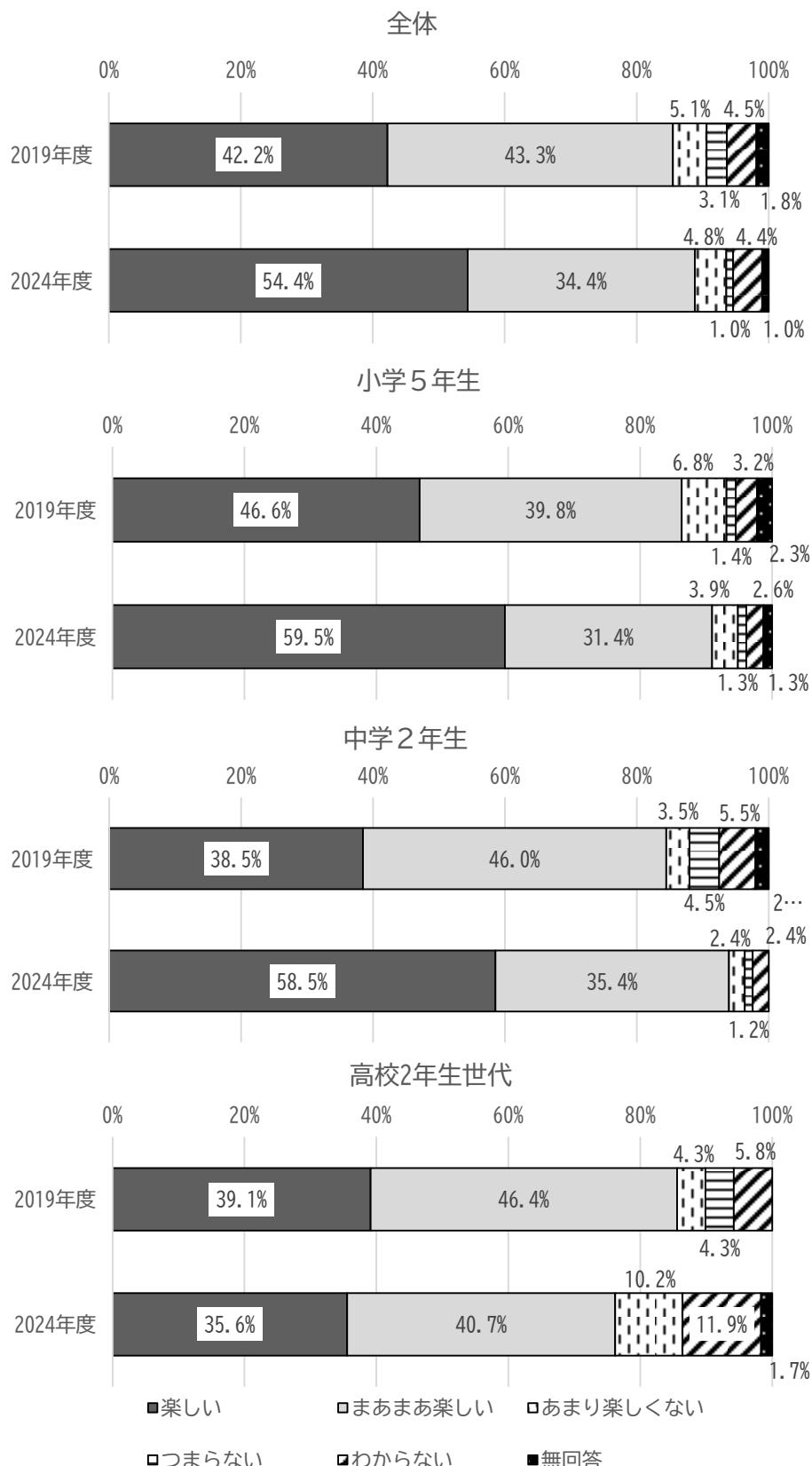
小学5年生、高校2年生世代で「父母」、中学2年生で「学校の友だち」が最も多くなっています。なお、「相談する人がいない」は小学5年生で5.0%となっています。



出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

(2) 日々をどのように感じていますか

子ども本人全体では 54.4%が楽しいと回答していますが、区分別でみると、高校2年生世代が 35.6%と低くなっています。



出典:第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の
方向性

- ① 思春期保健対策や相談体制を充実させます。
- ② 成長に応じた食育を推進します。
- ③ 成長に応じた社会性や自立心を育みます。
- ④ 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

取組
項目

①思春期保健対策や相談体制の充実

26	思春期の保健教育の推進	◆継続◆
取組内容	自分の身体や健康に关心を持ち、自らを大切にする意識を育むとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐため、各教科等の指導に基づき、子どもの成長に応じた性に対する正しい理解を含む保健教育を進めます。 また、人権教育において、思春期・青年期における交際相手からの暴力の防止を啓発します。	協働
担当課	男女平等参画課、指導課	
27	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発	◆継続◆
取組内容	喫煙・飲酒・薬物に関する教育を充実するとともに、関係諸機関・団体と連携し、防止を目的としたキャンペーンや講座などを実施します。 また、各教科等の指導内容に基づき、喫煙・飲酒・薬物に関する教育を充実します。	協働
担当課	健康推進課、子ども育成課、学務課、指導課、生涯学習推進センター	
28	情報教育の推進	◆継続◆
取組内容	ICT 機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課、指導課	
4	(再掲) 学校における相談体制の確保	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。	応援
担当課	指導課	

②成長に応じた食育の推進

29	乳幼児期からの食育と家庭に向けた啓発	◆継続◆
取組内容	パパママ学級や離乳食教室、乳幼児健康診査などを通じ、乳幼児期からの食育を推進します。 保育園等においては、栄養計画を毎年策定し、食に関する体験機会を提供するとともに、家庭に向けたおたよりやホームページ等により、食の重要性を啓発します。	
担当課	保育課、健康推進課	
30	小・中学校における食育の推進	◆充実◆
取組内容	児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができるよう、栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業支援等を実施します。	
担当課	学校給食課	
31	保育園や学校における食物アレルギーへの対応	◆充実◆
取組内容	食物アレルギーのある子どもが、保育園等や学校において安心して過ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等を対象とした食物アレルギー対応研修などを進めます。	
担当課	保育課、学務課、指導課、学校給食課	
32	地域における食育の推進	◆充実◆
取組内容	子どもと大人が共に食への理解を深めるため、関係団体等と連携して、食事づくりなどの体験型事業を実施します。 農作物の収穫体験や市内産食材を使用しての親子料理教室、小学校での食育・緑育授業を通じて、地産地消や都市農業の大切さを伝えます。	子ども 市民 協働 応援
担当課	生活安全課、産業振興課、健康推進課、生涯学習推進センター	

③成長に応じた社会性や自立心の育成

33	乳幼児と触れ合う機会の充実	◆継続◆
取組内容	生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育園等における育児体験学習において、乳幼児と触れ合い交流する場を提供します。	協働
担当課	保育課	
34	職業体験やボランティア体験の機会の拡大	◆継続◆
取組内容	将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、職業体験やボランティア体験の機会を増やします。 また、職業体験やボランティア体験を通して、幼稚園や保育園、乳幼児の育ちについて関心を高められるよう努めます。	子ども 協働
担当課	子育て推進課、子ども育成課、保育課、指導課、生涯学習推進センター	
35	地域における青少年健全育成	◆継続◆
取組内容	青少年健全育成地区委員会 ¹³ などの地域団体や学校との連携を通じて、地域全体で青少年健全育成に取り組むことができるよう支援します。また、子どもや子育て家庭を見守る民生委員・児童委員の活動を支援します。	協働 応援
担当課	子ども育成課、地域福祉課	
36	若者の自立支援	◆新規◆
取組内容	社会生活を営む上で困難を抱える義務教育後の子ども・若者を行政、NPO、社会福祉法人などの支援機関・団体によるネットワークを活用して、就労(一般・福祉)、就学、公的支援(生活保護等)につなげます。	応援
担当課	子ども育成課	
37	子ども会活動の推進	◆継続◆
取組内容	体験活動や社会奉仕活動、異年齢交流などを通じて、社会性や生きる力を育むため、子ども会等を支援します。また、子ども会連合会と連携して、指導者や育成者の発掘・養成、子ども会活動のPR、新規会員の加入促進に取り組みます。	子ども 協働
担当課	子ども育成課	
38	青少年の非行や犯罪の防止	◆継続◆
取組内容	非行や犯罪の防止を推進する更生福祉協力員 ¹⁴ の活動を支援します。また、学校教育と社会教育の連携による非行防止や更正への理解を啓発する活動、社会を明るくする運動を支援します。	協働 応援
担当課	地域福祉課	

¹³ 青少年をめぐる社会環境の浄化と青少年の健全育成を図ることを目的として、12地区で組織されている。地区内の小・中学校の校長・副校長・生活指導主任、PTA、民生委員・児童委員等から構成され、地域内の青少年対策を総合的に調整している。地域社会の青少年健全育成対策の専門機関であり、行政と地域をつなぐパイプ役でもある。活動内容は、地区委員会ごとにそれぞれ特色がある

¹⁴ 保護司(犯罪や非行におちいった人の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員)の中から市長が任命する。青少年の健全育成に関することや非行、犯罪等の予防に関することなどに携わっている

④子どもが安心して暮らすことができる環境づくり

39	交通安全対策の実施	◆継続◆
取組内容	学校やPTA、警察等が連携し、自転車安全運転免許証交付事業や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色い帽子などを配付します。 通学路の安全を確保するため、安全点検の実施や交通安全施設の設置に取り組みます。また、学校の安全教育に関する計画に基づき、交通安全に関する指導を充実します。	協働
担当課	交通対策課、道路課、学務課、指導課	
40	地域における防犯活動の推進	◆継続◆
取組内容	地域の防犯意識向上のため、あいあいパトロール ¹⁵ 隊や自治会連合会等の防犯活動に取り組む地域団体へ支援をするとともに、情報交換や連携を図ります。また、自治会防犯カメラ整備事業補助金の周知を行い、地域の安全・安心のための活動を支援し、身近な地域における犯罪抑止と防犯対策を推進します。 地域市民によるこどもの人権 110 番事業、あいさつ運動などを支援します。 犯罪被害等から子どもを守るため、安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメール ¹⁶ の配信などに取り組みます。	市民 協働
担当課	生活安全課、子ども育成課、学務課、指導課	
41	子どもが安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	1人1台タブレットPCの整備に伴い、タブレットPCの故障、破損などの修理対応やヘルプデスクの設置により、学校におけるタブレットPC等の教育ICT環境の円滑な活用をサポートします。 学習系システムにおいては AI デジタルドリルなどを導入し、ICT を活用した教育の質の向上や情報活用能力の育成を実現します。 また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	応援
担当課	教育総務課、学務課	

¹⁵ 地域の方や小中学校のPTAが中心となり、安全・安心のまちづくりを目的に、パトロール活動を行う自主防犯組織

¹⁶ 安全で安心なまちづくりの一環として、あらかじめ登録された連絡先に、不審者や災害発生等の情報を電子メールにより配信するサービス。在住・在勤・在学者向けに配信する防犯(不審者)・防災情報、幼児・児童・生徒の保護者向けに配信する保育施設・学童保育所・学校情報がある

42	災害時の安全確保	◆継続◆
取組内容	<p>家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における防災教育を実施するとともに、学校等を会場として実施する地域防災訓練を活用して体験訓練の機会を確保します。また、災害時には自ら身を守れるよう啓発や訓練を進めます。</p> <p>保育園など各施設では、安全計画に基づいて様々な想定での訓練を行い、職員の災害対応力を高めます。</p>	
担当課	防災課、子育て推進課、子ども育成課、保育課、指導課	



成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
日々を「楽しい・まあ楽しい」と感じると回答した児童・生徒の割合 ① 小学5年生 ② 中学2年生 ③ 高校2年生	① 90.9% ② 93.9% ③ 76.3%	① 95.0% ② 95.0% ③ 80.0%

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

施策目標3 ひとりひとりに応じた学びの場づくりを支援します

1 “生きる力”を育む教育の推進

現状

- 子どもたちが、自らの可能性を信じ、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていくためには、「生きる力」を育むことが大切です。
- 子ども自らの学ぶ意欲を大切にしつつ、個性を伸ばしながら物事に対する判断力や豊かで自立的な心を養うことができるよう、学校・家庭・地域が連携して多様な教育活動に取り組む必要があります。
- 様々な困難を抱える子ども一人ひとりのニーズに応じて、適切な支援が可能な教育体制の充実を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備することも重要です。

(1) 令和5（2023）年度 立川市民科の取組

小・中学校では、地域や保護者の協力を得て、地域に根ざした学習に取り組んでいます。

【小学校1年】「あきをたのしもう」

秋ならではの自然物を使った遊びを楽しむため、地域の方にゲストティーチャーをお願いし、公園でどんぐり拾いを行いました。今年は、拾ったどんぐりをその場で独楽にして、楽しむこともできました。どのどんぐりが回しやすいか、楊子をどう刺したらバランスが良いか、試行しながら制作を楽しむことができました。



【小学校2年】「あの人においたいな」

まちたんけんで見つけたお店に、インタビューをしました。それぞれのお店について知りたいことを出し合い、役割分担をして、臨みました。道具の大きさや匂いなど、実際に見て、初めて分かることがたくさんありました。学習のまとめとして、新聞にまとめ、保護者への発表も行いました。



【小学校3年】「地域の魅力を伝えよう」

立川市にはどのような魅力があるのか、魅力を伝えたいという思いをもち、タブレットPCで調べたり、見学したりして得た情報を整理・分析し、スライドにまとめ、学習発表会で発表しました。



給食センターには、1000人分される鍋があるんだ。

食材が混ざらないように、部屋が分けられているんだね。

【小学校4年】「地域安全マップを作ろう」

子どもたちが住む栄町にある、安全な場所と危険な場所を調べ、「入りにくく、周りから見えやすい場所は安全」という視点でICTを活用してまとめました。調べたことを2年生に伝えました。



【小学校5年】「立川シビックプライド」

地域の企業の方から、プラモデルの作り方を学びました。立川市には様々な企業があることを知り、そこから立川シビックプライドの学習につなげる学習活動を行いました。



地域のこと
をもっと知
りたいな。

【小学校6年】「救命講習」

立川市の消防署の方から、心肺蘇生法について教えていただきました。AEDの使い方や心肺蘇生法を学ぶことを通して、理科の「人の体のつくり」や保健の学習につなげる学習活動を行いました。



いざというと
きのために、
しっかり練習
しておこう。

【中学校1年】自分の進路を考える

ハローワーク立川の方から職業についての講話を伺い、「自分の興味のある分野は何か」「どこに気持ちが向いているのか」などを知ることができた。また、どのような職業があるのかを知り、将来について考えるきっかけとなった。



【中学校2年】「職場体験」

地域の商店や民間企業、公的事業所などの職場で実際に仕事をしました。勤労を通じて人と人との関わりや進路への興味や関心を高め、社会性を身に付けると同時に、自分の生き方を考える機会としました。



【中学校3年】「京都市と立川市を比較しよう」

事前に立川市の情報と京都市の情報について下調べを行った上で、観光地としての京都の取組を実際に見学しました。「これは立川にもあるといい」「こんな取組をすれば立川にも観光客がたくさん来るのではないか」と気づきが生まれ、新しい角度から立川市をみつめることができました。

立川市と京都市の観光客数には大きな差があるね。



出典：立川市教育委員会

取組の方向性

- ① 子どもの意欲を大切にした学校教育を推進します。
- ② 適切な教育支援と計画的な教育環境の整備を実施します。

①子どもの意欲を大切にした学校教育の推進

43	確かな学力の定着	◆継続◆
取組内容	児童・生徒一人ひとりの学習の進度や興味・関心、発達段階等に応じた学びを実現するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。	
担当課	指導課	

夢たちコラム

子どもに合った授業のあり方

私は、英語を学ぶことは大事だと思います。中学校にあがれば、英語の授業が難しくなり、レベルが上がると思っていました。けれど、私が思っていたものとは違いました。

中学1年生の始め、英語の授業はアルファベットを覚えることから始まり、ほとんどの授業が日本語で行われました。ALT の先生がいる授業もあったけれど、英文を読むだけで ALT の先生が授業を担当することはありませんでした。

中学3年生になって、ALT の先生が代わり、新しい英語の先生も入りました。けれどやはり授業の行い方は変わらず、日本語のままでした。

個人的には、もう少し英語を増やしてほしい、レベル別のクラス分けをしてほしいと思っています。私はどちらかと言えば英語ができる方です。学校の英語はほとんど分かってしまいます。簡単に理解ができるし、知っていることの方が多いです。

ただ、私はもう少し日常で役に立つような、自然な話し方やネイティブなフレーズを学校で教えてほしいと思いました。学校での教育内容は日本で決まっていると思います。なので授業内容を変更してほしいとは思いません。ただ、もう少し学び方を工夫してほしいと思います。

例えば、英語の短編映画や短編アニメなどの動画を流す、などです。赤ちゃんが言葉を覚えていく様に、留学生が母国語以外の言葉を話せるようになる様に、動きや状況、言葉と一緒に見続ければ英語得意とする人は増えると思います。

私や私の周りの友人は来年度の受験に向けて勉強を頑張っています。中学3年生の授業に追いつけるように、置いていかれないように頑張っています。ですが中には「翻訳機能があるから英語はできなくてもセーフ」と話している友人は少なくありません。

21世紀、現代、世界の技術は発達し、翻訳ができるアプリや機械はたくさんあります。けれど、機械を通して言葉を受け取るより、目を見て話せた方が良いと思います。

私は 2025 年度から中学3年生になります。中学3年生が日本の考え方や教育を一変できるとはとても思いません。けれど、この作文を通して私の意見が広く伝わり少しずつ、少しでも、日本の英語教育が変わることを願っています。

44	多様な教育活動の推進	◆継続◆
取組内容	東京都、国の研究校の指定制度などを活用し、知・徳・体に関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、地域の実情を踏まえ、国際理解教育や環境教育、歴史を踏まえた郷土学習やキャリア教育を関連付けた立川市民科等を推進します。	
担当課	指導課	
2	(再掲) 学校における人権教育の実施	◆継続◆
取組内容	様々な人権課題に対する正しい理解を深め、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実を図ります。	
担当課	指導課	
28	(再掲) 情報教育の推進	◆継続◆
取組内容	ICT 機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。	
担当課	学務課、指導課	
30	(再掲) 小・中学校における食教育事業¹⁷の推進	◆充実◆
取組内容	児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができるよう、栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業支援等を実施します。	
担当課	学校給食課	
45	読書活動の推進	◆継続◆
取組内容	学校図書館のさらなる活用を目指し、地域の図書館と連携して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援します。	
担当課	学務課、指導課、図書館	
46	学校における文化・芸術活動の推進	◆継続◆
取組内容	文化・芸術に触れる体験や文化・芸術活動の発表の機会を充実することにより、豊かな感性や情操を育みます。	
担当課	指導課	

¹⁷ 小・中学校において、給食の時間や家庭科、保健体育科など、食に関連する領域や内容について、学校栄養士が学級担任や教科担任と協力して、専門性を生かした支援指導を行っている

②適切な教育支援と計画的な教育環境の整備を実施

47	特別支援教育における相談の充実	◆継続◆
取組内容	児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきます。	
担当課	教育支援課	
48	学校における特別支援教育の体制の充実と取組への支援	◆継続◆
取組内容	障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、小・中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。また、都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。	
担当課	指導課、教育支援課	
49	特別支援教育の理解・啓発	◆継続◆
取組内容	インクルーシブ教育 ¹⁸ システムの構築の一環として、各校の実態に応じて、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒の「交流及び共同学習」の内容の充実に取り組むとともに、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関して児童・生徒、保護者、地域への理解を深めます。	
担当課	教育支援課	
50	就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シート ¹⁹ や保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等を活用して、園児の状況を学校へ引き継ぐことにより、配慮や支援の必要な児童が安心して生活できるようにします。	
担当課	教育支援課、保育課	

¹⁸ 様々な違いや課題を超えて、すべての多様な子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶこと

¹⁹ 子どもの様子や指導上配慮が必要なことなどを、就学先の小学校に引継ぐため、幼稚園や保育園等、その他専門機関と保護者が協力して作成する。令和5年(2023)年度の本市においては、全体の約●%が就学支援シートを活用している

4	(再掲) 学校における相談体制の確保	◆継続◆
取組内容	スクールカウンセラーカー制度の活用や学校支援員の活用により、学校において子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。	応援
担当課	指導課	
5	(再掲) 子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談の実施	◆継続◆
取組内容	市内在住の児童・生徒、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。	
担当課	教育支援課	
11	(再掲) いじめの防止と早期発見・早期対応	◆継続◆
取組内容	いじめ防止条例に基づき、弁護士等による「いじめ防止授業」を実施するとともに、子ども、保護者等を含むすべての大人に対し、いじめの防止等に関する広報・啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、いじめアンケート調査を定期的に実施するとともに、連絡・相談体制の整備として多様な関係機関との切れ目のない連携を充実します。	
担当課	指導課、教育支援課	
51	不登校等の児童・生徒への支援体制の強化	◆継続◆
取組内容	教育支援センター ²⁰ や不登校対応巡回教員 ²¹ ・スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応します。また、連絡・相談体制の整備として多様な関係機関との切れ目のない連携を充実します。 不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対し、個別や小集団での指導を行い、児童・生徒の教育機会の確保に取り組みます。	
担当課	指導課、教育支援課	
41	(再掲) 子どもが安心して学習できる学校の環境づくり	◆継続◆
取組内容	1人1台タブレットPCの整備に伴い、タブレットPCの故障、破損などの修理対応やヘルプデスクの設置により、学校におけるタブレットPC等の教育ICT環境の円滑な活用をサポートします。 学習系システムにおいてはAIデジタルドリルなどを導入し、ICTを活用した教育の質の向上や情報活用能力の育成を実現します。 また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取り組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	応援
担当課	教育総務課、学務課	

²⁰ 市立小・中学校に通う、学校不適応の状態にある子どもの居場所の一つとして開設している。個別や小集団での指導を行いながら、社会性を身に付け、再び在籍校で学校生活が送れるよう指導している

²¹ 原則5校を1グループとし、週1回ずつ巡回しながら、生徒の実態に応じた学校全体の支援・不登校を生まない魅力ある学校づくりの助言を行う

成果
指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
毎日楽しく学校に通っていると回答した児童・生徒の割合 ① 小学生 ② 中学生	① 87.8% ② 84.9%	① 90.0% ② 87.0%

出典：学校評価児童・生徒アンケート

2 家庭・地域との連携による学校づくり

現状

- 学校教育を通じてより良い社会性を育むために、学校だけがその役割を担うのではなく、地域の多様な資源を活用し、家庭や地域と連携協力の下で進めていくことが大切です。
- 家庭や地域が学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを見守り・育むための学校づくりを進める必要があります。
- 学校の教育内容などの情報を発信・公開し、積極的に学校施設を地域へ開放するとともに、保護者や地域の意向を反映した学校運営に取り組み、さらに開かれた学校づくりを進めることも重要です。

(1) コミュニティ・スクール実施状況

コミュニティ・スクールは、平成30年度に立川第五中学校区・立川第八中学校区で先行して実施し、平成31年度からは市内全校で開始されました。地域住民や保護者とともに、地域の特性を生かした学校運営を推進しています。

取組の
方向性

- ① 地域による学校支援を充実させます。
- ② 開かれた学校づくりを推進します。
- ③ 学校施設の多様な活用を進めます。

①地域による学校支援の充実

52	地域ボランティアの活用	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。	
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
53	学校・家庭・地域の連携	◆継続◆
取組内容	学校教育を通じてより良い社会を創るために、地域人材や物的資源を活用して、学校・家庭・地域が連携した教育を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。	
担当課	指導課	
54	幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携	◆継続◆
取組内容	幼稚園・保育園・小学校が互いの役割や教育・保育の内容を理解し、子ども同士や職員同士が交流する機会を設け、就学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校についても、相互の情報交換と交流を通じ、円滑な接続を目指します。	
担当課	指導課、保育課	
55	児童・生徒の自主的な取組の支援	◆継続◆
取組内容	校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の充実や改善を進めます。	
担当課	指導課	

夢たちコラム

子どもはみんな輝いている

生まれたばかりの赤ちゃん、よちよち歩きの幼児、大きなランドセルを背負った1年生。子どもはみんな様々な輝く面を持っています。

その時々に合わせて喜怒哀楽の表情をしっかり素直に表しています。

特別に教えなくても、子どもは素直な目で親の背中を見て、聞いて、感じて良いことも悪いこともしっかりと受け止めています。親は気がつかなくとも、知らなくても子どもは様々な刺激を受け成長しています。

外からの刺激に反射して子どもが光り輝いています。小さいけどたくさんの面を持っている子どもたち。家庭、学校だけでなく、地域の大人たちとも接して、様々な輝きを見せて欲しいと願っています。

子どもは、家庭、学校、地域ではまったく違う面を見せていることがあります。どの面が本当の面なのかと思うこともありますが、でも、どの面もその時は素直な心で表した本当の面なのでしょう。

一年、一年、成長していくなかで、いつか、自分の中から自然と輝きを増していく子どもたち。そんな光輝く子どもを早く見たいなど、少し離れた地域の大人の目から、また、子育ては遙か昔に終わり、孫たちの子守もだいぶ昔にお呼びがかからなくなった現在、地域で接する子どもたちに、自然と目を向けてしまいます。

朝の登校する子どもたちの顔を見ながら、「おはよう。いってらっしゃい」の声をかけて、今日は元気がないと心配したりして。

そんな子どもたちの元気な声に力をもらい、キラキラ輝いている子どもたちの見守りを今日もしている私です。

②開かれた学校づくり

56	コミュニティ・スクールや学校評価の活用による地域参画の学校運営	◆継続◆
取組内容	コミュニティ・スクールとして、地域学校協働本部と一体となり、地域や市内外の多様な資源を、授業や児童・生徒への支援等に積極的に活用し、地域と連携した教育活動をより一層推進します。また、教職員による自己評価、子どもや家庭・地域による外部アンケート、学校運営協議会委員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。	協働
担当課	指導課	
57	学校の運営状況等に関する積極的な情報提供	◆継続◆
取組内容	ホームページ等において、学校の教育活動に関する情報を広く発信するとともに、学校公開や立川教育フォーラム ²² を開催し、学校の運営等に関する地域の理解と連携を深めます。	
担当課	指導課	

²² 本市の教育の充実と推進を図るため、保護者や市民、教職員が一堂に会して、市立小・中学校の実践等を紹介する場として、教育委員会が毎年開催している催し

③学校施設の多様な活用

58	学校の地域開放の促進	◆継続◆
取組内容	学校教育に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。	市民 協働
担当課	子ども育成課、教育総務課	
59	学校施設を活用した居場所づくり	◆継続◆
取組内容	学校施設について、学童保育所や放課後子ども教室くるプレなど、子どもたちの安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	応援
担当課	子ども育成課、教育総務課	

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
保護者や地域との連携による学校経営を行っていると回答した保護者の割合 ① 小学校 ② 中学校	① 83.5% ② 78.4%	① 85.0% ② 80.0%

出典：立川市教育委員会

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します

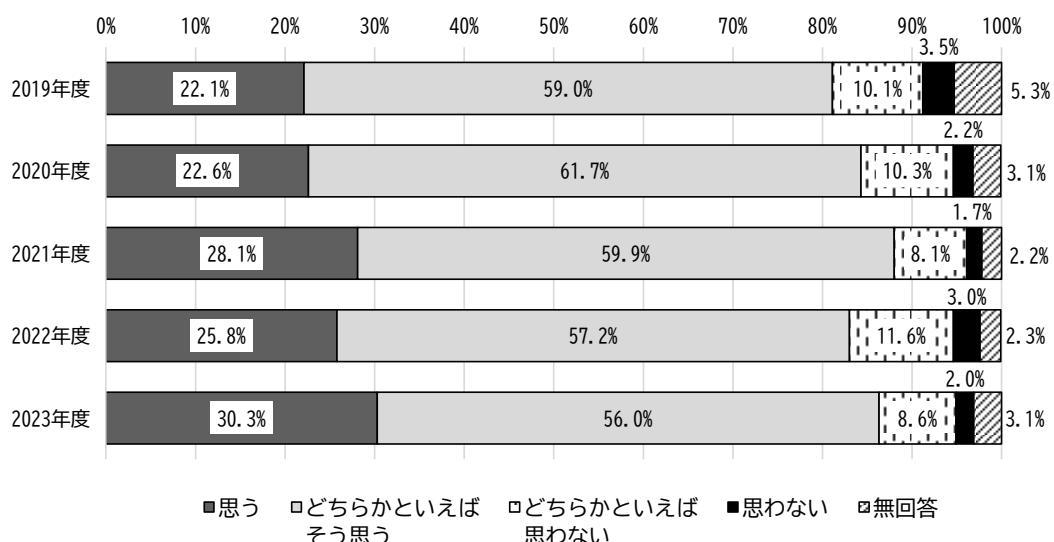
1 妊産婦及び乳幼児等の健康支援

現状

- 子どもを望むすべての家庭が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠前から一貫した相談・支援体制の整備が求められています。
- すべての妊婦に面談を行い、母子保健・子育てに関する情報提供や相談などの支援を行うとともに、妊婦健康診査や保健師等による家庭訪問、産後の心身のケアなどを通じて、妊産婦の不安や孤立感を軽減する必要があります。
- 乳幼児健康診査や各種相談・支援事業を推進することで、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する必要があります。
- 子どもが健やかに安心して育つためには、小児医療体制の維持や予防接種の勧奨、乳幼児の事故の防止や感染症対策なども重要です。

(1) 立川市で安心して子どもを産み育てることができる環境と思うか

立川市において、安心して子どもを産み育てることができる環境と思うかについては、「思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は、令和5(2023)年度では86.3%となっており、平成31(2019)年度の81.1%と比較すると、5.2ポイント増加しています。



出典:令和6年度市政に関するアンケート集計結果(令和5年度実績)

(2) 立川市の主な母子保健サービス

安心して妊娠し、出産・子育てできるよう、妊娠期から切れ目のない寄り添った支援を進めます。また、乳幼児健康診査等を通じて乳幼児の発育や発達を確認し、乳幼児期の成長を支援しています。

事業名	対象	事業内容
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票ならびに妊婦子宮頸がん検診受診票などの必要な書類をお渡ししています。
妊婦サポート面接	妊婦	健康会館では妊娠届出をされた、すべての妊婦に保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介を行っております。なお、妊婦サポート面接(初回)を受けた方には、ギフトをお贈りしています。
妊婦のための支援給付	妊婦	令和7年4月からの新制度
パパママ学級	妊娠されている方(16週以降・初産)とパートナー	妊娠・出産・育児などについて学ぶ教室です。育児の仲間を作る機会にもなります。
妊婦歯科健康診査	妊婦	市内指定歯科医療機関にて公費負担で受けられます。
妊婦健康診査	妊婦	指定医療機関で対象となる健康診査を公費負担で受けられます(14回分)。都外の医療機関や助産所で受診した場合は、申請により費用の一部を助成しています。また、多胎児を妊娠した妊婦を対象に、通常14回の健康診査の助成について、追加で受診する健康診査にかかる費用を最大5回分助成します。
新生児聴覚検査	新生児 (生後50日までの児)	指定医療機関にて一部公費負担で受けられます。都外の医療機関にて自費(保険適用外)で行った場合は、申請により検査費用の一部を助成しています。
妊産婦・乳幼児保健指導	経済的な理由で受診が困難な妊産婦及び乳幼児	診察などの保健指導を指定医療機関にて公費負担により受けられます。
母子栄養食品支給	経済的な理由で生活に困っている妊産婦及び乳幼児	粉ミルク引換券を交付しています。
妊産婦・新生児訪問指導 こんにちは赤ちゃん	妊婦・産婦・新生児(乳児)	赤ちゃんのいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供・相談を行っています。
産後ケア	体調不良や育児不安、ご家族などからの援助が受けられない母児(母児ともに医療行為の必要がない)	助産師から、乳児ケア、育児・授乳相談、休息や食事の提供などをいたします。宿泊、日帰りデイサービス、自宅訪問を利用することができます。

ファーストバースデーサポート事業	1歳前後の子どもを育児中の家庭	1歳を迎える子どもがいる家庭に、子育て状況を把握するためのアンケートを送付しています。アンケートに回答した家庭には、「育児パッケージ」をお贈りしています。
多胎児家庭支援(移動経費補助)事業	3歳未満の多胎育児中の家庭	申請があった家庭に、市保健師や助産師による面接を通じて育児状況を把握しています。面接を実施した家庭には、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際にタクシー移動で利用できる商品券を支給しています。
3～4か月児健康診査 産婦(産後)健康診査	3～4か月児及びその母親(6か月になる日の前まで)	身体測定、内科健診、産婦健診、育児・栄養・授乳等に関する相談を行っています。(健診の結果、必要となった乳児には経過観察を行っています。)
6・9か月児健康診査	6～7か月児及び9～10か月児	身体測定、医師による診察等を指定医療機関にて公費負担で受けられます。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児(2歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
幼児歯科相談	初回健診:2歳児(3歳の誕生日前まで) くり返し健診:2歳半、3歳半	歯科健診等を行っています。初回健診は、2歳児を対象に行い、健診結果及びご希望により、フッ素と布やくり返し健診を行っています。
3歳児健康診査	3歳児(4歳の誕生日前まで)	身体測定、内科健診、歯科健診、眼科検査、育児・栄養・歯科等に関する相談を行っています。
らくらくゴックン (離乳食準備教室)	4～5か月児とその保護者	離乳食の進め方・知っていると役立つこと・気をつけるポイントなどを学ぶ教室です。
カミカミ教室 (離乳食後期教室)	8～10か月児とその保護者	9か月以降の離乳食について、回数や内容、目安量などのポイント、手づかみ食べなど、離乳食の悩みを解決するための教室です。
キラキラ☆歯育て (親子歯みがき教室)	1歳～1歳2か月児(第1子)とその保護者	この時期に大切な栄養と虫歯予防について学び、歯磨きの実習を行っています。
親と子の健康相談	妊娠、子ども(就学前まで)やその保護者	身長や体重の測定、発育や発達、育児、母乳や離乳食、歯に関して相談を行っています。

出典:立川市保健医療部

取組の
方向性

- ① 母子保健サービスの充実を図ります。
- ② 地域保健・小児医療体制の充実を図ります。

取組
項目

①母子保健サービスの充実

60	妊婦健診や保健指導による母の健康支援	◆継続◆
取組内容	妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するとともに、受診結果を把握し、必要に応じて個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導を進めます。	
担当課	健康推進課	
61	母子健康手帳を通じた育児支援	◆継続◆
取組内容	母子健康手帳交付時に、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、すべての妊婦に保健師等による妊婦サポート面接で相談や子育てサービスの紹介を行います。また、妊娠・出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理や情報提供のため、母子健康手帳や母子健康手帳アプリの活用方法を検討します。	
担当課	健康推進課、学務課	
62	パパママ学級等の開催	◆継続◆
取組内容	妊娠期の不安を解消するとともに、妊婦やパートナー同士の交流の機会を通じて友達づくりをしながら、妊娠・出産・育児について学ぶパパママ学級を開催します。また、保育園等において、プレパパ・プレママ向けの体験保育などを実施します。	
担当課	健康推進課、保育課	
63	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業の取組	◆継続◆
取組内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、体重測定や子育て支援の情報提供をはじめ、育児の相談や産婦の健康相談など、様々な相談に対応するとともに、支援が必要な家庭については、適切なサービスの提供につなげます。また、産後ケア事業を通じて産婦の心身のケアや育児のサポート等を行うことができるよう支援します。	
担当課	健康推進課	

64	乳幼児健診等を通じた子どもの健康支援	◆継続◆
取組内容	乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の発育や発達の確認を行い、健全な育成と疾病等の早期発見を行います。また、電話や訪問活動を通じて健診未受診児の現況把握を強化し、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども支援ネットワークを活用し、その所在の確認に努めます。	応援
担当課	健康推進課、子ども家庭支援センター	
65	産前・産後の妊産婦への支援	◆継続◆
取組内容	産前・産後の時期は、精神的に不安定になりやすく、身体的にも負担がかかるため、妊産婦訪問や赤ちゃん訪問などを通じて妊産婦の健康状態等を把握し、関係部門や医療機関と連携して支援を行います。また、産後ケア事業や育児支援ヘルパー事業 ²³ 、ショートステイ事業などを通じて安心して子育てできるよう支援します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、子育て推進課	
66	生活リズムの重要性を学ぶ場の提供	◆継続◆
取組内容	子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動や調和がとれた食事、十分な休養・睡 眠など、生活リズムが大切であることを踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズムの大切さを分かりやすく伝える講座やイベントを実施します。	
担当課	子育て推進課、健康推進課	
67	子どもを望む家庭への情報の提供	◆継続◆
取組内容	これから子どもを育てたいと考えている家庭に、妊娠・出産・子育てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供します。また、希望する家庭には、体験保育の機会を提供するとともに、その後に続く子育ての不安や相談等に対応します。 不妊等に係る情報提供や不妊治療費の一部助成に努めます。	応援
担当課	子ども家庭支援センター、保育課、健康推進課	

²³ 産前産後の大変な時期にヘルパーを派遣して、育児・家事・相談・助言を行う事業。日中周りの手助けを受けられない方を対象に、体調や気分がすぐれない場合に適応される支援制度です。出産予定日 1か月前から出産後1歳までの乳児 1人につき、2時間以内4回まで利用可能

②地域保健・小児医療体制の充実

68	小児医療体制の整備	◆継続◆
取組内容	休日及び平日夜間の小児初期救急診療を継続するとともに、休日・夜間に開設している小児医療機関の情報を提供します。また、身近な地域において日常的な診療や健康管理を担う、かかりつけ医の普及啓発を進めます。	
担当課	健康推進課	
69	歯と口の健康づくりの推進	◆継続◆
取組内容	歯科健康診査を通じ、乳幼児期から学齢期までの虫歯予防を推進します。また、学校等と協力して、歯と口の健康に対する意識向上に努めます。	
担当課	健康推進課、学務課	
70	予防接種や感染症対策の適正な実施	◆継続◆
取組内容	予防接種法に基づき、適正かつ安全な予防接種の実施を進めます。感染症対策として、関係機関と連携し接種を勧奨するとともに、保護者の相談に随時対応するなど、情報提供に努めます。また、季節性インフルエンザの発病や重症化予防、子育て世代への経済的負担の軽減のためインフルエンザワクチンの接種について費用助成を行います。	
担当課	健康推進課	

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
安心して子どもを産み育てることができると感じている市民の割合	86.3%	88.0%

出典：令和6年度市政に関するアンケート

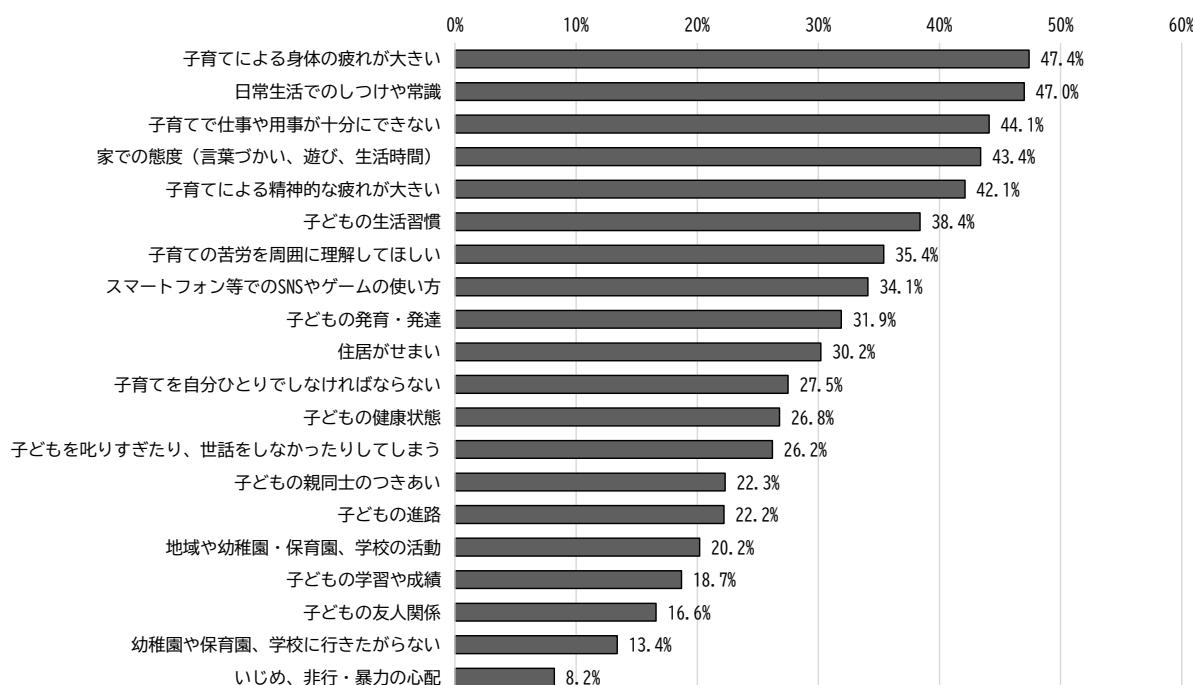
2 家庭における子育てへの支援

現状

- 核家族化の進行と地域のつながりの希薄化により、身近な地域に相談相手がいないなど、子育てに不安や負担感を抱えたり、社会からの孤立感や疎外感を持つ保護者が増加しています。
- 地域においては、子どもを育てるすべての家庭を対象に、子育ての不安や孤立感を軽減するため、情報提供や相談機能の充実、保護者同士の交流の場づくりなどが求められています。
- 幼稚園・保育園・認定こども園などの子育て関係機関や団体が、その機能や専門的な知見を生かして、地域における子育て支援事業を展開することも必要です。
- 地域の人々が積極的に子育て支援に関わることにより、互いに助け合う地域づくりを進めていく必要があります。
- 国や東京都の制度に基づき、子育てに対する経済的な負担を軽減することも重要です。

(1) 子育て中に困っていることや悩んでいること（就学前児童家庭）

就学前児童家庭の保護者のうち、「子育てによる身体の疲れが大きい」「日常生活でのしつけや常識」の2項目について、「ある」と回答した人の比率が約5割となっています。



出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の
方向性

- ① 子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流を促進します。
- ② 地域における子育て支援を充実します。
- ③ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

取組
項目

①子育てに関する相談・情報提供体制の充実と保護者同士の交流の促進

71	利用者支援事業の充実	◆充実◆
取組内容	子育てに関する相談に対応するとともに、個々の状況に応じ、幼稚園・保育園等の教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、子ども家庭センターが中心となり、利用者支援事業従事者のための研修や関係機関相互の連携のための体制づくりを進めます。 幼稚園・保育園等の教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課、健康推進課	
72	子育て情報の分かりやすい提供と市民活動の支援	◆継続◆
取組内容	広報紙やリーフレット、インターネットなどを活用して、子育てに関する情報が分かりやすく届くように工夫するとともに、子育て・子育ちに関する情報を収集・発信する市民の活動を支援します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
73	子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催と子育てサークル等仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	ペアレントプログラム ²⁴ など、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、子育ての不安を和らげます。 児童館の親子サークル事業を通じて、親子の触れ合いや親同士の仲間づくりを促進します。	市民 応援
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、生涯学習推進センター	

²⁴ 育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などに対し、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている

74	子育てひろば事業の推進	◆継続◆
取組内容	乳幼児を育てている保護者の孤立感や不安感の解消、子どもや保護者同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報の提供、子育て講座等を行うとともに、関係機関と連携し、課題を抱えた親子を支援します。 また、地域のニーズに対応し、多世代交流や相談対応力等を強化するとともに、常設子育てひろばのない地域で出張・出前ひろばを開設します。	応援
担当課	子育て推進課	
75	ファミリーフレンド事業（傾聴ボランティア）の取組	◆改善◆
取組内容	身近に親族や知り合いがなく、孤立感や不安感を抱えた乳幼児を育てている家庭をボランティアが訪問し、保護者の話を傾聴し、不安やストレスを和らげます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	

夢たちコラム

子育てをもっとシェアできる立川に

子育てにマニュアルはなく、正解もない。まさに試行錯誤・糺余曲折をしながら、その時々の成長や状況に合わせて最適解を見つけていく。そんな日々が子育てをしていると続いていきます。しかし、これが今の時代、どんなに大変なことか、一人の母親として強く痛感をしています。昔のように子育てを教えてくれる先輩もいなければ、近所に子育てを共有できる仲間も少ない。情報だけは溢れかえり、何が正しいのか、自分たちに合っているのか、分からぬまま子育てはいきなり始まります。また、長時間労働などの社会環境や子育てに対する理解はまだまだ整っていない中、女性の社会進出は進み、男性の育休推進も強く叫ばれるようになりました。家庭内の子育ては物理的・精神的にも孤立しやすくなり、家庭の外では仕事や時間に追われながら、ママもパパもそれぞれが足を踏ん張って家族のために頑張っている、それが今の子育てです。

以前、イベントを開催した時に3ヶ月のお子さんを抱えたママが「母親なのにうまく子育てできない…」と涙を流されたことがありました。「抱っここの仕方は合っているだろうか?」「うちの子はよく泣くけど大丈夫なのだろうか?」、そんな些細な疑問や不安が少しづつ溜まっていき、気持ちと一緒に涙が溢れたようでした。こういった不安は、このママだけでなく多くのママたちが抱えていますし、私自身もその一人でした。

しかし「わかる! うちも!」「〇〇がおすすめだよ」など、他愛もない会話や情報交換をしていく中で少しづつ心はほぐれ、さっきまでの悩みが嘘のように笑顔になれることが多くありました。まさに子育てをシェアすることで安心感が持てたり、気持ちが前向きになれたりしたのです。もちろん全てのケースや人に当てはまるものではありませんが、こういった環境が孤独な子育てを救う1つの大きな手段であることは間違ひありません。

「今だからこそ、こういった環境が必要である」「何かが起こる前にやるべきである」という思いから、現在は『産前産後シェア』という企画を継続的に開催しています。立川市と子育て支援者が連携し持続可能な形として取り組んでいくことで、ママやパパたちが「親になれてよかったです」と感じられる、いつか子どもたちが「生まれてきてよかったです」と感じられる、そんな街になっていくことを切に願い、今後も活動を進めていきたいと思います。

②地域における子育て支援の充実

76	保育園や幼稚園による地域子育て支援事業の推進	◆継続◆
取組内容	市立保育園において、子育てひろばと連携した出前保育や相談事業、園庭開放などの地域交流事業を実施します。また、私立保育園や幼稚園が実施する地域子育て支援事業を支援します。	応援
担当課	保育課	
77	一時預かり・緊急一時保育の充実	◆継続◆
取組内容	育児に伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減など、一時的な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育を実施します。また、保護者の病気や出産など、やむを得ない事情による突発的な保育ニーズに対応するため、緊急一時保育を実施します。	応援
担当課	保育課	
78	ファミリー・サポート・センター事業 ²⁵ による地域の助け合いの促進	◆継続◆
取組内容	地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業について、援助内容や利用方法などの広報を充実し、利用を促進するとともに、援助会員の確保と研修の充実に努めます。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
79	子育て支援員 ²⁶ の活用	◆継続◆
取組内容	地域型保育事業や一時預かり保育などの子育て支援分野において、育児経験者が活躍することを目的とした「子育て支援員」制度の活用を進めます。 また、子育て支援員研修の実習生の受け入れにより、子育て支援員制度の活用を推進します。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、保育課	

²⁵ 子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と子育てのお手伝いができる方(援助会員)がそれぞれ会員となって、地域で子育てを支える制度。依頼会員は、教育保育施設への送迎やその前後の預かり、保護者の外出時(通院や学校行事等)の預かり等のサポートを受けることができる

²⁶ 子ども・子育て支援新制度による事業の拡充に伴い、必要な人材を確保するため、育児経験者を対象に、必要な研修の機会を提供し、研修修了者を「子育て支援員」として認定することにより、子育て支援分野の従事者を確保する制度。認定者は、小規模保育や家庭的保育、一時預かり保育、事業所内保育の保育従事者等として従事することが可能となる

80	ブックスタートやおはなし会の開催	◆継続◆
取組内容	市民ボランティアによるブックスタート事業 ²⁷ や、図書館・児童関連施設でのおはなし会など、絵本の読み聞かせや手遊び等を通して、親子の触れ合いや子どもの健やかな成長を支援します。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、図書館	
81	地域資源を活用した子育て関連事業の推進	◆充実◆
取組内容	市内公共施設等において、子育て関連事業を展開することにより、世代間交流を促進します。また、空き店舗等を活用した子育て関連施設の設置を検討します。	協働
担当課	子育て推進課、子ども育成課	
82	子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくり	◆継続◆
取組内容	東京都福祉のまちづくり条例 ²⁸ 等に基づき、ユニバーサルデザインの公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みます。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業 ²⁹ 」を推進するなど、授乳やおむつ替えができる設備の整備と分かりやすい表示に努めるとともに、自立支援協議会と連携しながら、障害のある子どもも地域で支える体制づくりを推進します。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、福祉総務課、障害福祉課	

²⁷ 赤ちゃんとその保護者に、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を通したふれあいのきっかけをつくる活動

²⁸ 東京都が平成8(1996)年9月に施行した条例。高齢者や障害者等にとってやさしいまちが、すべての人にとってもやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者や障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を目的としている

²⁹ 一定の設備基準を満たし、東京都から適合証の交付を受けた、授乳やおむつ替え等ができるスペース。乳幼児を抱える親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設や百貨店など、不特定多数が利用する東京都内の施設等に設置が進められている。令和7(2025)年度現在、立川市内には●か所の「赤ちゃん・ふらっと」がある

③子育てに伴う経済的負担の軽減

83	児童手当の支給	◆継続◆
取組内容	18歳に達する日が属する年度末までの児童を養育する保護者等に対し、児童の年齢に応じ、児童一人当たり、月額1万円～1万5千円(第3子以降の児童は3万円)を支給します。	応援
担当課	子育て推進課	
84	医療費の助成	◆継続◆
取組内容	東京都の制度を基本に、高校生等世代までの子どもを養育している保護者等に対し、医療費の助成を行います。	応援
担当課	子育て推進課	
85	保育料等の負担軽減	◆改善◆
取組内容	幼児教育・保育施設については、東京都の財政支援を活用し保護者負担の軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。 学童保育所については、各家庭の所得状況等に応じ、保育料の負担軽減や間食費の補助を行います。	応援
担当課	子ども育成課、保育課	
86	児童・生徒の教育費・学校給食費等の負担軽減	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費等を援助します。日光移動教室・修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に補助金を交付します。小学校給食費の無償化を実施します。中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。 生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服や修学旅行支度金等を給付します。	応援
担当課	学務課・学校給食課・生活福祉課	

87	出産費用の助成や保険料の減免	◆継続◆
取組内容	経済的な理由で病院又は助産所に入院できない方に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所での出産費用を助成します。 国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金 ³⁰ の支給、出産費用の貸付や一定期間保険料の免除を行います。また、未就学児の保険料(均等割額)の免除を行います。	応援
担当課	生活福祉課、保険年金課	
88	子育て世帯への居住支援	◆継続◆
取組内容	市営住宅の入居募集時に、多子世帯向けの募集枠を設けるとともに、東京都や都市再生機構などが行っている子育て世帯向けの優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用した支援についても、調査・研究します。	応援
担当課	住宅課	
89	幼児教育・保育の無償化	◆改善◆
取組内容	3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行うとともに、東京都の財政支援を活用して保護者負担の軽減を図ります。	応援
担当課	保育課	

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
子育てを楽しいと感じることが多い保護者（未就学児）の割合	59.7%	61.0%

出典：第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査

³⁰ 国民健康保険の保険給付の一つとして、被保険者が出産したときに世帯主に支給される。他の健康保険にも同様の給付がある

施策目標5 子育てと仕事の両立を支援します

1 保育施設の量と質の確保

現状

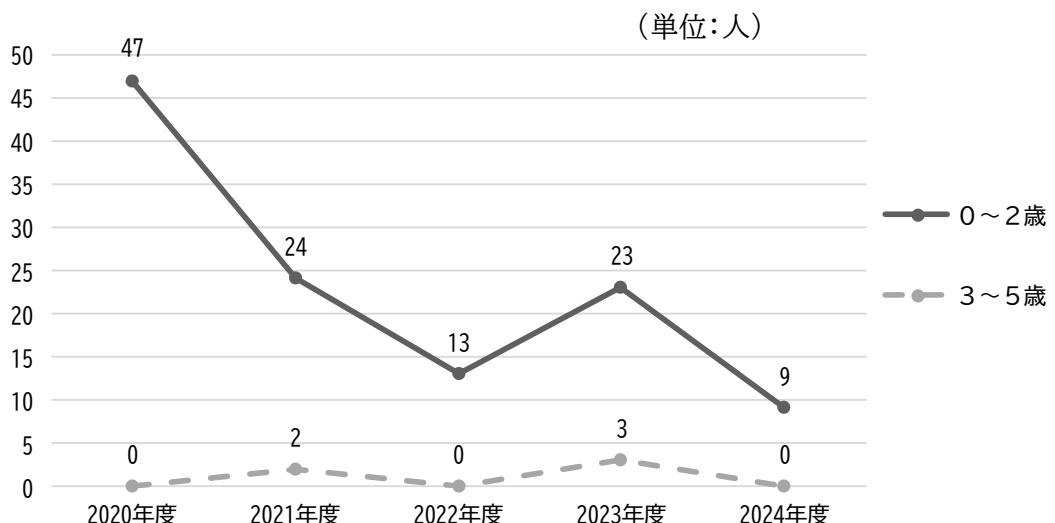
- 様々な雇用形態による共働き世帯が増加し、幼児教育・保育施設も多様化する中で、定期的に利用したいと考える事業では認可保育園が最も多くなっています。
- 子育てをサポートするための就労環境の整備を企業に働きかけるとともに、社会全体で働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが求められています。
- 子どもを育てながら安心して働き続けるためには、希望する幼児教育・保育施設を利用できる環境をつくることが必要です。
- 量の拡充だけではなく、幼児教育・保育の質が一層重要となります。幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づいた研修等に取り組み、保育環境や保育の質を向上させていくことが求められています。

(1) 立川市の保育理念

「子ども一人ひとりの育つ力を大切にし、のびやかな環境の中で、生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします」を立川市の保育理念とします。

(2) 待機児童数の推移

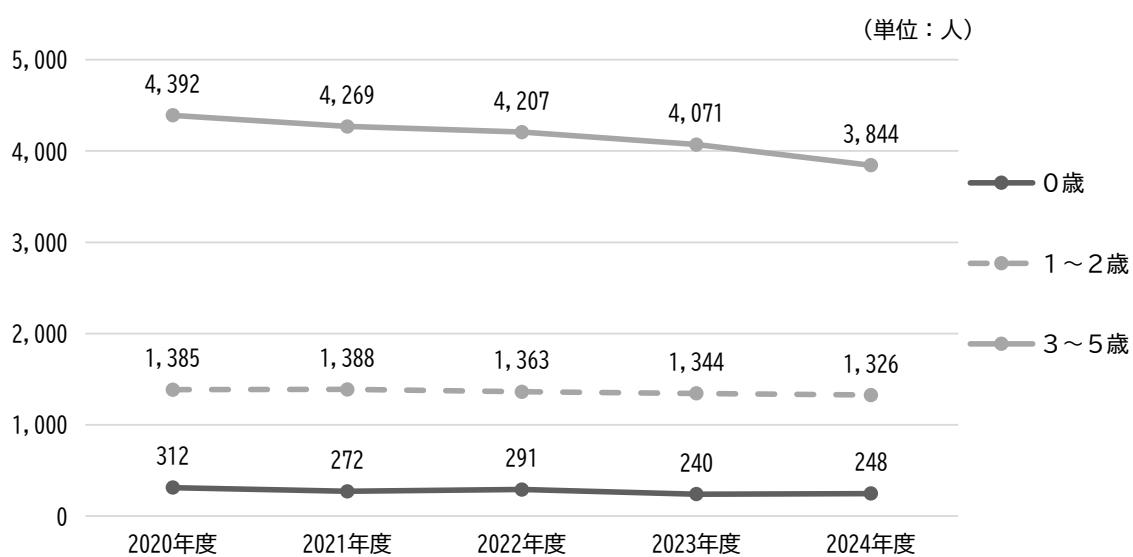
令和2(2020)年度以降、増減はありながらも減少を続け、令和2(2020)年度の47人に対して令和6(2024)年度は9人と大幅に減少しています。待機児童は、主に0～2歳児で生じています。



出典:立川市子ども家庭部

(3) 教育・保育の量の推移

教育・保育の量の推移では、3～5歳児は年々縮小しており、0歳児及び1～2歳児は微減傾向にあります。



出典:立川市子ども家庭部

取組の
方向性

①待機児童の解消と保育の質の向上を図ります。

取組
項目

①待機児童の解消と保育の質の向上

90	幼児教育・保育の量の確保	◆継続◆
取組内容	地域における幼児教育・保育の需要量や施設の配置バランス等を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。	応援
担当課	保育課	
91	育児休業明け入園予約の実施	◆継続◆
取組内容	育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度を実施してきましたが、厚労省の育児休業給付金の延長認定に係る審査が厳格化されたことの主旨を鑑み、令和7年度向け入所から0歳児クラスのみの募集としました。継続する0歳児クラスは今後の応募状況をみて制度の存続について検討します。	
担当課	保育課	
92	幼児教育・保育の質の向上	◆充実◆
取組内容	幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。また公立・民間保育所での第三者評価受審を進めるとともに、指導検査や巡回保育を実施し、保育の質の向上を図ります。	
担当課	保育課	

成果
指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
待機児童数 (当該年度4月1日時点)	26人	0人

出典：立川市子ども家庭部

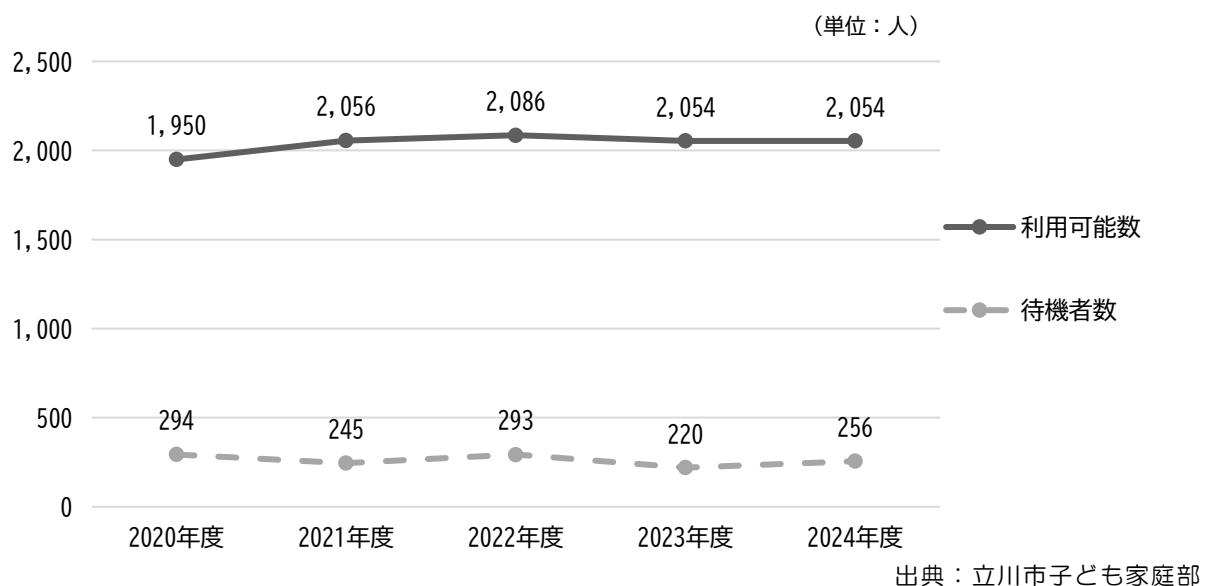
2 学童保育所の量と質の確保

現状

- 様々な雇用形態による共働き世帯が増加する中、子どもが小学校に入学した後の支援は、その重要性がさらに増しています。
- 本市では、学童保育所の申請率が徐々に上昇し地域によっては、待機児童が増えるなど偏りもみられるため、ニーズに応じた整備を行うだけでなく、公共施設マネジメントの視点も踏まえた施設整備が必要です。
- 量の拡充だけではなく、学童保育所指導員の専門性向上や提供する事業内容の見直しを進め、学童保育所の質を向上させていくことも求められています。

(1) 学童保育所の定員と待機者の推移

学童保育所の利用可能数と待機者数は、年度により変動があります。令和6(2024)年度はそれぞれ2,054人、256人でした。



取組の
方向性

- ① 放課後等の居場所を確保します。

取組
項目

①放課後等の居場所の確保

93	学童保育所の量の確保	◆新規◆
取組内容	放課後に保護者が保育困難な児童を安全に保育するため、学童保育所の整備を進め、待機児童の解消を目指します。	応援
担当課	子ども育成課	
94	学童保育所の質の向上	◆新規◆
取組内容	学童保育所指導員の専門性と資質の向上を推進し、障害児や医療的ケア児の保育や三季休業中の昼食提供など、学童保育の質の向上に取り組みます。	応援
担当課	子ども育成課	

成果
指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
学童保育所待機児童数 (当該年度4月1日時点)	220人	0人

出典：立川市子ども家庭部

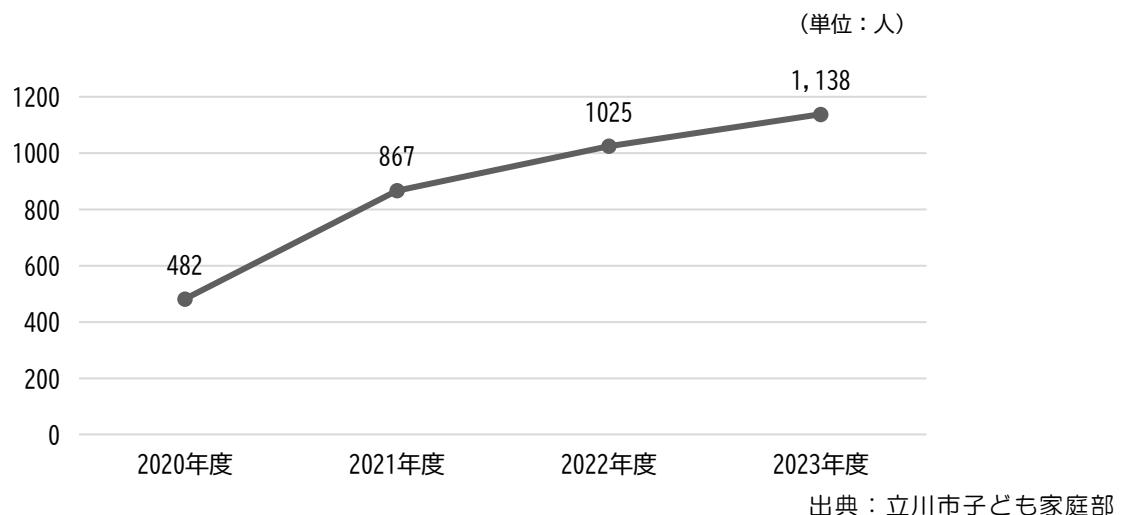
3 保育サービスの推進

現状

- 子どもの人数は将来的には減少していく反面、家族形態や就労形態の変化が進んでいくため、保育ニーズは多様化していくことが予測されます。
- 子どもが急な病気の際の病児・病後児保育や、延長保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実していくことが求められています。また、現在保育サービスを利用していない未就園児のいる家庭を支援していくことも必要です。
- 子どもの心身への負担も考慮しながら、子どもの立場で考えていくことも大切です。

(1) 病児保育室の利用の推移

「施設型病児保育」は令和2(2020)年度にコロナ禍の影響で利用が大きく落ち込んだものの徐々に回復し、令和5(2023)年度は1,138人となっています。



取組の
方向性

- ① 多様な保育サービスを推進します。

①多様な保育サービスの推進

95	働き方に応じた保育サービスの提供	◆継続◆
取組内容	東京都が待機児童対策として実施する「ベビーシッター利用支援事業 ³¹ 」を活用し、乳幼児を抱えた保護者の負担軽減と利便性向上を図ります。	応援
担当課	保育課	
96	幼稚園における一時預かり保育の推進	◆継続◆
取組内容	幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時預かり保育を推進します。	応援
担当課	保育課	
97	病児・病後児保育の拡充	◆改善◆
取組内容	市内2か所の診療所において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、病児保育のためのベビーシッターの利用補助についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業においては病後児の預かりを継続して行います。	応援
担当課	保育課、子ども家庭支援センター	
98	幼稚園・保育園等の連携	◆継続◆
取組内容	幼児教育・保育を充実させるため、合同研修や交流保育などによる幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、幼稚園・保育園等がそれぞれの特徴を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。	
担当課	保育課	
89	(再掲) 幼児教育・保育の無償化	◆改善◆
取組内容	3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行うとともに、東京都の財政支援を活用して保護者負担の軽減を図ります。	応援
担当課	保育課	

³¹ 未就学児の待機児童の保護者等を対象に、保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定するベビーシッター事業者を低額で利用できる事業。利用料は、1時間あたり150円(税込)で、事業者の規定により、別途、保育料以外の入会金や保険料、交通費等がかかる

成果
指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
幼稚園一時預かりの利用者数	88,186人	90,000人

出典：立川市子ども家庭部

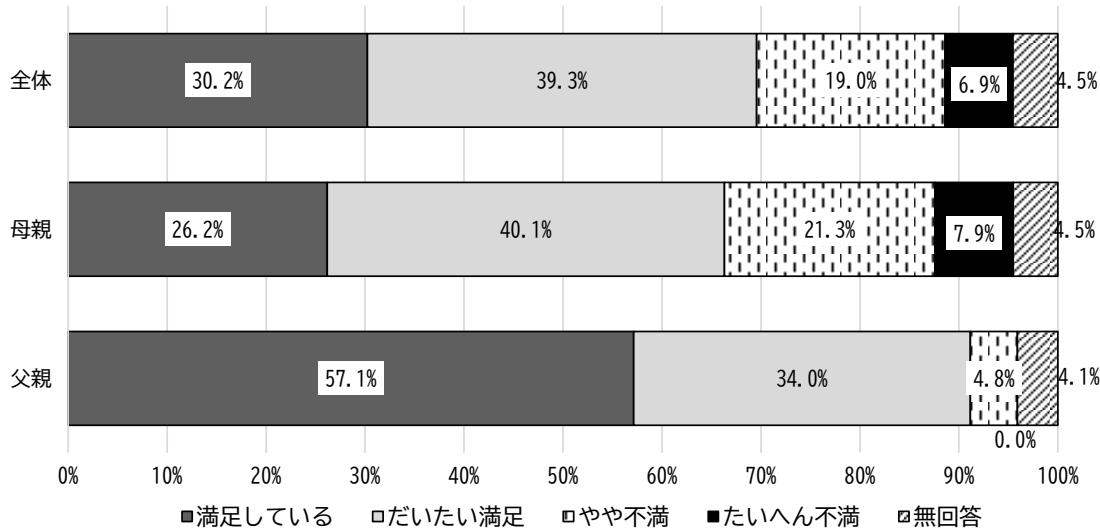
4 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状

- 「働き方改革」が進む現在において、ワーク・ライフ・バランスはさらに重要性を増しています。
- 今までの固定概念にとらわれず、すべての人が子育てしやすい環境を作り出すため、家庭のニーズに応じた役割分担や父親のさらなる育児参加が求められています。
- 子育て中の保護者のための働きやすい環境づくりや、女性が継続して働くしくみの充実、再就職や起業の支援等を、関係機関と連携しながら行うことが必要です。

(1) 配偶者の子育てへの満足度（主に子育てを行っている人別／就学前児童家庭）

配偶者の子育てへの満足度については、主に子育てを行っている方が「母親」の方が低くなっています。



出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

取組の
方向性

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

99	子育てしやすい職場環境づくりの促進	◆継続◆
取組内容	ポケット労働法、パートタイム労働ガイドブックを配布し、市内事業所が、育児や介護のための休暇・休業の取得促進や多様な働き方など就労環境を整備できるよう周知活動を実施します。また、子育て期においても働き続けられる環境整備など、家庭生活と仕事の両立に取り組む事業所を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。	応援
担当課	男女平等参画課、産業振興課	
100	働き方の見直しや父親の育児参加の推進	◆継続◆
取組内容	一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、男女が働きやすく、家庭における役割を担い合うような環境づくりの推進に向けた啓発に努めます。	協働
担当課	男女平等参画課、子ども家庭支援センター、健康推進課、生涯学習推進センター	
101	就労・再就職支援	◆継続◆
取組内容	女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、新たな一歩を支援します。 ポケット労働法及びパートタイム労働ガイドブックの配布により、就労中または就労を目指す人が円滑に就労・再就職できるよう周知活動を実施します。	応援
担当課	男女平等参画課、産業振興課	

夢たちコラム

子育て世代のワーク・ライフ・バランス

近年、働き方の多様化が進む中で、ワーク・ライフ・バランスの保ち方にも多様性が求められています。特に子育て世代にとって、仕事と家庭の両立は重要な課題です。私の住んでいる地域の人と話している中で見えてきた現状と課題について考えてみます。

多様化する働き方とその影響

働き方改革やリモートワークの普及により、働く環境が大きく変わりました。この変化により、仕事と家庭を両立させるための選択肢が増えた一方で、全ての人がそれを活用できているわけではありません。例えば、フレックス勤務や時短勤務が導入されても、実際には業務量が減らず、短い時間で同じ成果を求められることに苦しむ声も聞かれます。

子どもの行事との両立の壁

子育て中の親にとって、子どもの行事や突発的な対応は避けられません。しかし、職場の事情によりそれを優先できない状況が発生することもあります。これがストレスや不満の原因となり、子育て世代の離職を招くケースもあります。子どもの成長を支えるために必要な時間を確保することは、個人だけでなく社会全体で支援していくべき課題です。

必要な情報が届かない現状

ハローワークや市区町村のホームページでは、ワーク・ライフ・バランスを考えた企業の情報が提供されています。しかし、この情報が必要な人たちに届いていないという現実があります。同様に、市が主催するワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーについても、企業側でその存在を知らないケースが多いことが課題です。

個々に合った働き方を模索するために

これらの課題を受けて、重要なのは一つの方法に縛られるのではなく、個々の家庭に合った働き方を見つけることです。そのためには、働き手が自分に合った企業や制度を見つけやすい環境づくりが必要です。また、企業側も自社のワーク・ライフ・バランスの強みや課題を把握し、それを従業員にどう活かすかを考えることが求められます。

おわりに

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の努力だけでは達成できません。社会全体で意識を高め、情報を適切に共有し、支え合う環境を整えることが不可欠です。これから社会では、誰もが安心して仕事と家庭を両立できる環境が広がっていくことを期待しています。私たち一人ひとりが声を上げ、行動を起こすことで、未来の子育て世代にとってより良い環境を作り出せるでしょう。

成果
指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	28事業所	40事業所

出典：立川市総合政策部

施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

1 途切れのない成長支援

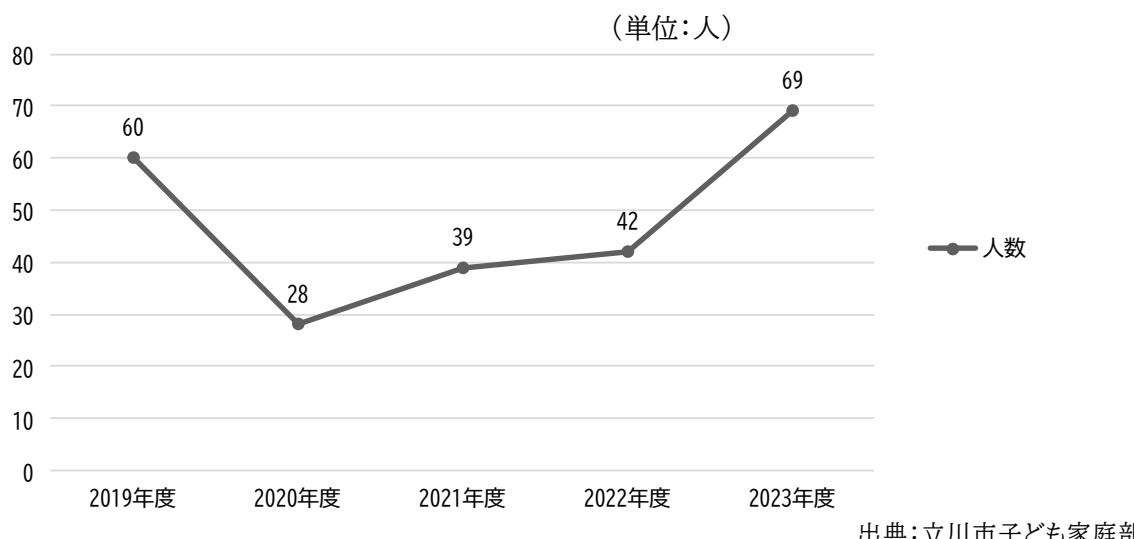
現状

- 発達障害は、早期の気づきと適切な療育が重要です。そのため、乳幼児健診や幼稚園、保育園、学校等の場において早期の気づきに努めるとともに、不安を抱える保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関が連携し、適切な支援につなげていく必要があります。
- 様々な障害や個性にかかわらず、お互いの違いを認め合い共に生きていくために、幼児期の子どもから保護者も含めた市民への啓発も重要です。
- いじめや不登校、障害、経済的な貧困などの様々な事情から、ニートやひきこもりなど、社会参加や就労に困難を抱える若者たちの存在が社会問題になっています。
- そのような一人ひとりの状況に応じた相談・支援のために、教育や雇用、福祉・医療など、異なる分野の施設や機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要があります。

(1) 子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数

子ども未来センターの発達相談では、発達に支援や配慮が必要な子どもとその保護者に相談支援を行いました。電話、来所は令和5(2023)年度では1,727件となっており、増加する相談支援に対応しています。

子ども家庭支援センターの発達相談から就学支援につながった件数は、令和5(2023)年度で69件となっています。



取組の
方向性

- ① 発達に課題がある子どもとその家庭の支援環境の整備を進めます。
- ② 障害のある子どもとその家庭への支援を進めます。
- ③ 関係機関の連携による継続的な相談・支援体制を確立します。
- ④ 困難を抱える若者の自立支援を推進します。

取組
項目

①発達に課題がある子どもとその家庭の支援環境の整備

102	早期の気づきから支援につなげるしくみづくり	◆継続◆
取組内容	途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」では、発達において支援や配慮が必要な乳幼児を早期に支援するために乳幼児健康診査との連携や5歳児相談 ³² などにおいて、早期の気づきに向けた取組を継続します。また、療育施設や医療機関等と連携し、必要な支援につなげます。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課	
103	発達相談の専門性の強化と身近な相談場所の確保	◆継続◆
取組内容	途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」では、相談機能のなかで公認心理師などの専門職を配置し、発達相談に取り組みます。また、PT、OT、ST ³³ による専門相談も実施します。研修や巡回保育相談による助言指導を受け、保育園等が身近で気軽な相談や情報提供の場として機能するよう、職員のスキルアップに努めます。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、子育て推進課、保育課	
104	発達支援親子グループ事業の実施	◆継続◆
取組内容	発達に支援や配慮が必要な1～5歳児を対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊び等を通して対象児への理解を深め、成長を支援します。	協働
担当課	子ども家庭支援センター	
105	ドリーム学園 ³⁴ の機能強化	◆継続◆
取組内容	心身の発達に支援や配慮が必要な2～5歳児を対象に、通園による療育を実施とともに、保護者同士、家族等の集う場を設け、学習会などを実施して家族支援を行います。	
担当課	子ども家庭支援センター	

³² 専門相談員が市内の保育園や幼稚園を巡回し、年中児の保護者を対象に、3歳児健診後から就学までのことについて相談を受けている

³³ PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士の略称

³⁴ 心身に発達の遅れが見られる児童を対象に、それぞれの児童がもっている潜在的な能力を引き出しながら心身の発達を促すとともに、社会性・適応性を育むため、総合的な療育訓練の実施や相談助言事業を行っている市の施設

106	幼稚園・保育園等への巡回相談と専門研修の実施	◆充実◆
取組内容	子どもの発達に関する専門相談員が幼稚園や保育園、学童保育所等を巡回し、発達が気になる子どもの集団における生活について、現場において指導・助言します。また、発達障害などの専門的な研修や事例検討会を実施します。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、保育課	
47	(再掲) 特別支援教育における相談の充実	◆継続◆
取組内容	児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきます。	
担当課	教育支援課	
107	地域における発達支援に関する啓発	◆継続◆
取組内容	保護者や支援者、一般市民が支援や配慮を必要とする子どもたちへの理解を深め、地域において支えていくことができるよう、啓発に取り組みます。 途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」では、地域支援事業のなかで啓発事業を検討します。	
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、教育支援課、生涯学習推進センター	
108	児童発達支援センターの機能充実	◆充実◆
取組内容	途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」について、役割や機能を検討し、機能を充実します。	
担当課	子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康推進課、教育支援課	

夢たちコラム

切れ目ない支援を目指して：保育現場からの提言

早いもので私が保育の仕事に関わって約40年の時間が経過しました。この期間で一番印象に残っていることは、平成29年に立川市と協力して学童保育所を併設する保育所を改築させていただいたことです。当時、学童保育所が少なく、困っていた保護者のニーズに答える事が実現し感動的でした。

さて、時代の流れとともに保育内容が子どもの権利や尊厳に留意するものに変化し、保育士の配置基準が改善され、処遇改善が進みより良い保育環境を整える事が出来ることを嬉しく思います。

一方で以前に比べて発達に凸凹がある子が多くなり、現場は個別の保育を求められます。保護者の同意を得た上で、集団の中でなじみにくい子に対しては、(医師の意見書等が必要)加配の職員を配置できますが、加配が認められるハードルは高いため、実際の配置は一部に限られます。

また、保育士の「不適切な保育」が話題になり、突発的な行動をしてしまう子についての対応を担う加配の職員は重責を求められるため、担当保育士が限られてしまいます。小学校に入学すると支援学級・通級などがあり、子どもの発達に合わせた環境が準備されています。保育所の場合、同じ場所で過ごさなければならないため、本人も周りの子どもたちも難しい環境に置かれてしまいます。児童発達支援の施設はありますが、保育所と離れた場所にあるため、通所するにも保護者に負担がかかります。

すべての子に「切れ目ない支援」を考えるためには、保育所の敷地内に児童発達支援の施設を併設することで、加配の必要な子がその日の状況に合わせて、園の集団保育に参加するのか、個別で過ごしていくのかを柔軟に対応できるのが理想です。現場の保育士の課題に答えられることで、子どもも保護者も保育士も笑顔になり、小学校への就学もスムーズになるでしょう。

最後に、私の働く保育園の理念の中に、地域のオアシスになるよう努力をするという項目があります。今後、地域のオアシスになるために児童発達支援の併設が出来ることを目標に頑張ろうと思います。

「子育て・健康複合施設について」
の説明・写真スペース

②障害のある子どもとその家庭への支援

109	障害のある子どもとその家庭への生活支援・経済的支援	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもとその家庭に対し、ショートステイ、ホームヘルプなどの障害福祉サービスや、障害児通所支援等のサービスを提供し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付により、経済的な支援を行います。また、障害のある子どもや、その保護者が交流できる場を支援します。	応援
担当課	子育て推進課、障害福祉課	
110	幼稚園・保育園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供	◆改善◆
取組内容	幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある子どもの受入れに取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供します。また、医療的ケアを必要とする子どもの保育園や学童保育所等の受入について調整し、関係部署と連携して支援体制の充実を図ります。特に学童保育所において、引き続き、障害のある児童の受入れに取り組むとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行います。	
担当課	子ども育成課、保育課	
111	障害のある小・中学生の教育費の軽減	◆継続◆
取組内容	特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を支給し、経済的な負担を軽減します。	応援
担当課	教育支援課	
112	障害のある子どもの余暇活動や交流機会の提供	◆継続◆
取組内容	障害のある子どもの社会参加を促し、障害者同士の相互理解と親睦を深めるため、一般公募及び市内の障害者団体に呼びかけ日帰りのレクリエーションを実施します。障害者スポーツへの理解や障害者のスポーツ実施につながるイベント等を開催するほか、障害者施設に訪問してスポーツ教室を実施します。	
担当課	障害福祉課、スポーツ振興課	
113	医療的ケア児への支援	◆新規◆
取組内容	医療的ケア児の地域生活を支援するため、関係機関の協議の場を設置し、適切な支援の方策等について検討します。行政の医療的ケア児等コーディネーター ³⁵ を配置し、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、民間事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターと連携して支援を行います。	応援
担当課	障害福祉課、保育課、子ども育成課、教育支援課	

³⁵ 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割をもつ

③関係機関の連携による継続的な相談・支援体制の確立

114	サポートファイルの活用	◆継続◆
取組内容	子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や、生活の様子等を記録することができるサポートファイルの活用を推進します。また、利活用しやすいファイルとなるよう検討します。	協働
担当課	子ども家庭支援センター、教育支援課	
50	(再掲) 就学前から就学後までの情報共有のしくみづくり	◆継続◆
取組内容	就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園児指導要録等を活用して、園児の状況を学校へ引き継ぐことにより、配慮や支援の必要な児童が安心して生活できるようにします。	
担当課	教育支援課、保育課	
115	発達障害等に対する幼稚園教諭・保育士・学校教員・学童保育所指導員の相互理解と連携	◆継続◆
取組内容	幼稚園教諭・保育士・学校教員・学童保育所指導員を対象に、発達障害等に対する適切な支援に関して、知識・技能を共有するための合同研修等や事例研究等の機会を設け、幼・保・小の相互理解と連携を進めます。また、保育園・学校・学童保育所で情報を共有し、途切れのない発達支援に努めます。	応援
担当課	子ども育成課、保育課、指導課、教育支援課	

④困難を抱える若者の自立支援

116	子ども・若者自立支援ネットワークの運営	◆充実◆
取組内容	保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関によるネットワークを構築し、社会生活を営む上で困難を抱える若者や障害のある子どもを必要な支援につなげます。 経済的ないゆとりがないなど、様々な事情で学習をする習慣を身に着けることが難しい中学生を対象に学習支援を実施します。また、学習や生活面などにおいて悩みを抱える方の相談に応じ、適切な窓口へ案内します。	応援
担当課	子ども育成課、産業振興課、障害福祉課、生活福祉課、指導課	
117	若者の就労支援	◆充実◆
取組内容	若者を含む就労に困難を抱える方を対象に、就労に関する情報の提供や職業相談、セミナーや職場体験の実施、就職後のフォローアップなどの支援を行います。 経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方等を対象に就労するための方法や職場での定着を目指し支援を行います。また、一般就労への移行が困難な方には一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援します。	応援
担当課	産業振興課、生活福祉課	
118	フリースペース³⁶等の支援	◆継続◆
取組内容	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者が、自分自身の「居場所」を見い出し、多様な活動の場として活用することができるよう、フリースペース等の活動を支援します。	応援
担当課	子ども育成課	

³⁶ 「子どもの居場所」として、既成概念にとらわれない子どもが中心の場所のことで、子どもが安心でき、ほっとするスペースや、子どもの参加を保障し、子どもの活動の拠点となるスペースなどのこと指す。NPO 法人などの民間団体による活動が展開されている

夢たちコラム

若者の「はじめて はたらく」

普段家から出ないので来た人に挨拶をするのはとても緊張して疲れたけれど、おじぎを返してもらったときはとても嬉しかったし、やりがいがあるなと思いました」これは市内のあるイベント運営のボランティアに参加した若者が教えてくださった感想です。

立川市が実施した「子どもの自己肯定感などに関する調査(令和3年度)」では、「自分は人から必要とされているか」という質問に対し、中学2年生の51%が「そう思う」または「まあそう思う」と回答しました。

一方、35%が「あまりそう思わない」、12%が「そう思わない」と回答しています。この12%は、人数にして120人以上になります。もちろん「人から必要とされている」と思うことがすべてだとは思いません。ただ、立川市の120人以上の中学2年生が「人から必要とされていると思わない」と感じている現状に、私たちはもう一度真摯に向き合う必要があるのではないでしょうか。

哲学者の内山節は、著書の中で、フランスの農村に暮らす子どもたちを考察し、彼らが村のなかでそれぞれの「仕事」を持つことにより、村の一員としての誇りを持って過ごすことができている、と述べています。自分の行動が誰かの役に立った経験や、自分が必要とされているという感覚は、自分自身をポジティブにとらえることにつながるのではないかでしょうか。もしかしたら、冒頭のボランティアに参加した若者も、来場者の方の反応を見て、こうしたことを感じたのかもしれません。

そんな中、立川市では「はじめて はたらく」をキーワードに、若者一人ひとりが一步踏み出す機会を応援する取り組みが広がっています。この「はたらく」には、立川市内の小学校でのボランティアや地域食堂のお手伝い、地域企業でのしごと体験やアルバイトなど様々なものがあります。好きや得意、やってみたいという思い、そしてそのときの体調などを踏まえて、それぞれが自分の意志で参加できる場を地域の中に作っていく活動です。また、若者は「はたらく」に対して、それぞれ異なるハードルを感じています。地域の方々も、どうすれば若者が参加しやすくなるのかを本人たちに聞きながら試行錯誤を重ねています。

地域とともに暮らす若者をみんなで応援する輪が、「はじめて はたらく」を中心にこれからもさらに広がっていくことを願っています。

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
発達に関する新規相談件数	397件	430件
発達相談延べ件数/ 発達相談利用者数（年中及び年長児）	1,860件/576人	2,050件

出典：立川市子ども家庭部

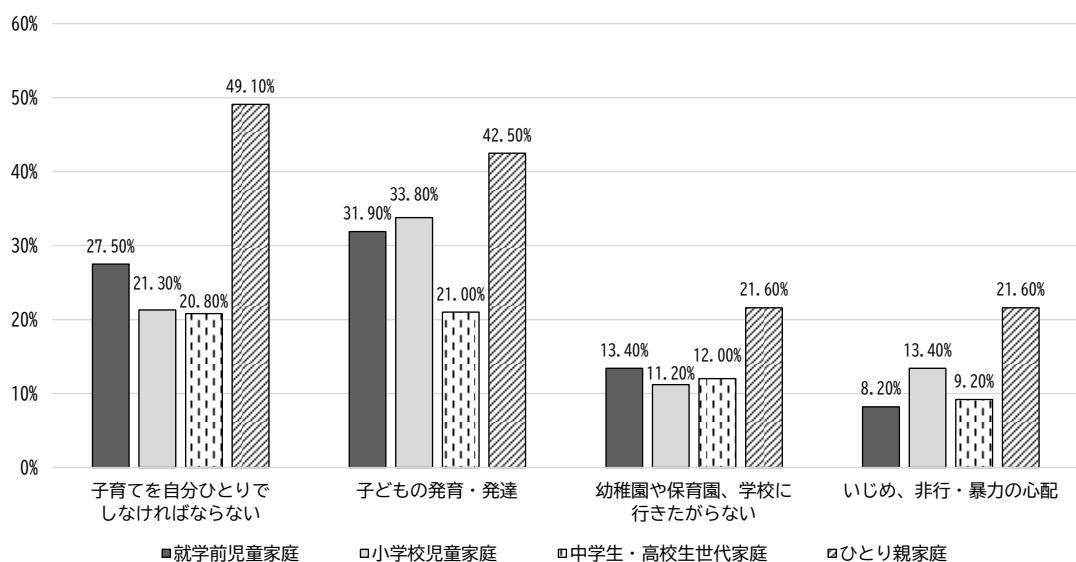
2 配慮を必要とする家庭への支援

現状

- ひとり親家庭については、経済的な自立や家事・育児に関する困難など、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える課題があります。
- ひとり親家庭が安定した生活を営めるよう、相談機能や情報提供を充実するとともに、就業支援や生活資金等の貸付、家事・育児の援助など、経済的・精神的な支援が必要です。
- 子育てに関する不安感や生活の困窮などの要因により、養育が困難な状況にある家庭については、子どもの最善の利益をより重視した相談・支援体制の充実が求められています。
- 国際化の進展に伴う外国にルーツをもつ子どもや、家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーへの支援も重要です。

(1) 子育ての悩み（ひとり親家庭）

ひとり親世帯が、他の世帯区分と比較して多い項目は、「子育てを自分ひとりでしなければならない」「子どもの発育・発達」「幼稚園や保育園、学校に行きたがらない」「いじめ、非行・暴力の心配」が多くなっているのが特徴です。



出典：第5次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン市民意向調査

（就学前児童家庭、小学生児童家庭、中学生・高校生世代の保護者と比較して
ひとり親家庭のポイントが高い項目を上から順に抽出）

取組の
方向性

- ①ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進します。
- ②子どもの養育が困難な家庭の支援を推進します。

取組
項目

①ひとり親家庭の自立に向けた支援

119	ひとり親家庭のための情報提供や相談等の充実	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援の情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員 ³⁷ が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。 また、配偶者等の暴力から逃れるため、緊急に保護が必要な女性や同伴の児童が一時的に母子生活支援施設 ³⁸ 等に居室を確保して、安全を図ります。	応援
担当課	男女平等参画課、生活安全課、子育て推進課、生活福祉課	
120	孤立傾向にあるひとり親家庭等の見守り支援	◆継続◆
取組内容	市内に居住し、幼稚園や保育園などを利用していないひとり親家庭等について、4か月に1回の訪問により継続して見守るとともに、子育てに役立つ情報を提供します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
121	子育て・生活支援によるひとり親家庭等の自立促進	◆継続◆
取組内容	家事・育児援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立に向け日常生活を支援します。また、配偶者のない女性等で、養育している児童の養育に課題がある場合、居室の提供を行い、自立及び生活の支援を行います。	応援
担当課	子育て推進課、生活福祉課	
122	ひとり親家庭等に対する経済的な支援	◆継続◆
取組内容	児童扶養手当や児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免やJR定期券の割引など、関係機関・団体の制度等についても周知に努めます。	応援
担当課	子育て推進課	

³⁷ 全国の都道府県、市、福祉事務所設置町村に配置されており、母子・父子家庭及び寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育て、就業に関する相談・支援を行っている

³⁸ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭や何らかの事情により離婚の届出ができないなどの母子家庭に準じる家庭において、子どもの養育が困難な場合に、母子を保護するための児童福祉法に定められた施設。入所した母子の心身と生活を安定させるための相談・援助を進め、自立を支援している

123	養育費確保の支援	◆継続◆
取組内容	離婚等に伴う養育費については、子どもの利益が優先され、適切に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと ³⁹ 」や法テラスなどの相談窓口を紹介するなど、養育費のしくみに関する周知・啓発に努めます。また、養育費の履行を確保するための公正証書等の作成経費や、保証会社との養育費保証契約に必要な経費の一部を助成します。	応援
担当課	子育て推進課	
124	ひとり親の就業支援	◆継続◆
取組内容	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援員が相談者一人ひとりの自立支援プログラムを作成し、ハローワークと連携して、自立に向けた就業を支援します。	応援
担当課	子育て推進課	
125	母子寡婦福祉団体との連携	◆継続◆
取組内容	ひとり親家庭の交流や社会的な自立に取り組む母子寡婦福祉団体を支援するため、補助金を交付するとともに、ひとり親家庭の見守り支援のための連携強化に努めます。	協働 応援
担当課	子育て推進課	

³⁹ ひとり親家庭、寡婦及びその関係者が安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、親子交流支援、各種セミナーを行っている

②子どもの養育が困難な家庭の支援

10	(再掲) 児童虐待の未然防止・早期発見	◆継続◆
取組内容	子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。また、児童虐待への理解促進に向けて周知啓発を行うとともに、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。なお、虐待通告専用電話・オレンジリボンダイヤルについても継続して周知します。	協働 応援
担当課	子ども家庭支援センター	
73	(再掲) 子育ての不安を和らげる講座や交流会の開催と子育てサークル等仲間づくりの促進	◆継続◆
取組内容	ペアレントプログラムなど、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象にしたおしゃべり会を定期的に開催し、子育ての不安を和らげます。 児童館の親子サークル事業を通じて、親子の触れ合いや親同士の仲間づくりを促進します。	市民 応援
担当課	子ども家庭支援センター、子ども育成課、生涯学習推進センター	
126	支援が必要な家庭の早期把握と関連課等の連携	◆継続◆
取組内容	乳幼児健診や小・中学校入学など、子どもや保護者と接する機会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関連課や関係機関が情報を共有し連携することにより、見守りや必要な支援につなげます。また、子ども家庭総合支援拠点として、子どもと妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じて必要な支援を行います。	応援
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課、教育支援課	
127	所在が確認できない子どもへの対応	◆継続◆
取組内容	住民登録があるにもかかわらず、乳幼児健診の未受診者や未就園児、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなどの状況を確認できず、訪問によっても所在確認できない子どもについて、子ども支援ネットワークの活用や、東京出入国在留管理局に出入国を確認するほか、他の区市町村や児童相談所等とも情報を共有し、所在の確認に努めます。	応援
担当課	子ども家庭支援センター、健康推進課、学務課	
128	養育支援訪問による支援	◆継続◆
取組内容	様々な要因により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	

夢たちコラム

「昨日何食べた？」

かかわっている小学生Aさんとの会話です。

私「昨日夕ご飯何食べたの？」

子「冷食。ママがね、寝ちゃっているから B(きょうだい)の分も一緒に作ってあげて一緒に食べたの。Bはチャーハンが好きなんだよね。冷食ね、たくさん買って、冷凍庫に賞味期限を見ながらいれています。チャーハンが残ったのはちゃんとわかるところに置いとくんだ。」

私「冷食おいしいよね。今朝は何にしたの？」

子「肉まん。チンして。前の日の残りをチンすることもあるんだよ。Bの分も用意するけど食べなかつたりするから困るんだよね。Bの相手をしていると私、学校遅刻しちゃうから。ママはそのままBを保育園に連れて行っちゃうけど。」

このような会話を「すごいね、がんばっているね、ママさん助かるね」で終わらせていいのでしょうか。

Aさんは自分がやらねば自分ときょうだいの食事はない、という状況に一時的かもしれませんのが、置かれています。そして、ママさんが「ダメな人」、Aさんは「がんばりやさん」と決めることもできません。

「手伝い」と「ケア」の違いは何でしょうか。

ヤングケアラーは「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もししくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」とされています。

子どもの権利条約 第27条には「生活水準の確保: 子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもの暮らしを守れないときは国も協力します。」

「国が協力する」、つまり、子どもたちに支援を届けるには、「ケア」にあたる状況に子どもたちが置かれている、ということを身近な大人が気づくことから始まります。

家の状況を知られたくない、日常だから困っていない、と子どもたちは思い、積極的な発信をしないことがほとんどですが、眞実は冒頭のような何気ない会話を含まれます。

何気ない会話を子どもたちにしてもらうためには、子どもたちに「気にかけているよ」と関心を示さなくてはなりません。そして私たち大人はその会話を含まれる眞実にアンテナを張って、支援が必要な状況ではないか自然な形で聞き取り、また会っておしゃべりする約束をすることが重要です。

「昨日何食べた？」何気ない会話をしてもらえる大人になりたいです。

129	子どもショートステイ事業による保護者の負担軽減	◆継続◆
取組内容	入院や仕事、育児疲れなどの理由により、保護者が一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子どもを預かり、宿泊や食事を提供することによって、子育てによる保護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
130	養育家庭や児童養護施設等の支援	◆継続◆
取組内容	療育家庭体験発表会等の機会をとらえ、家庭で暮らすことができない子どもを養育する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホーム ⁴⁰ の現状を市民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相談・支援体制の整備、養育家庭の募集を支援します。	応援
担当課	子ども家庭支援センター	
131	経済的に困窮している家庭の子どもに対する支援	◆充実◆
取組内容	経済的に困窮している家庭の子どもに対し、生活支援や学習支援、居場所づくりなど、地域と連携して進めます。 一定の基準を満たした家庭に、高校・大学の入学試験に備えるために必要な学習塾や受験料の貸付支援を行っています。	協働 応援
担当課	生活福祉課、子ども家庭支援センター、子ども育成課、福祉総務課、地域福祉課	
85	(再掲) 保育料等の負担軽減	◆改善◆
取組内容	幼児教育・保育施設については、東京都の財政支援を活用し保護者負担の軽減を図ります。また、給食費について、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給付による支援を行います。 学童保育所については、各家庭の所得状況等に応じ、保育料の負担軽減や間食費の補助を行います。	応援
担当課	子ども育成課、保育課	
86	児童・生徒の教育費・学校給食費等の負担軽減	◆継続◆
取組内容	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や校外活動費等を援助します。日光移動教室・修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に補助金を交付します。小学校給食費の無償化を実施します。中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討します。また、社会福祉協議会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供します。 生活保護世帯の児童・生徒を対象に、学童服や修学旅行支度金等を給付します。	応援
担当課	学務課・学校給食課・生活福祉課	

⁴⁰ 乳児院や児童養護施設にお預かりしている子供を、長期休みや、土・日曜日祝日など、学校がお休みの期間に、数日間お預かりを行っている

132	帰国又は外国人の児童・生徒に対する支援	◆継続◆
取組内容	帰国や外国人の児童・生徒のうち、日本語の理解が十分ではない子どもたちのために、通訳協力員 ⁴¹ を配置し、授業の通訳や学校・家庭間の連絡書類の翻訳等を行うとともに、関係機関と連携してさらなる学習支援を検討します。また、外国人学校に通学する外国籍の子どもの保護者を対象に、授業料等の補助金を交付します。	応援
担当課	指導課、市民協働課	
133	ヤングケアラーへの相談・支援	◆継続◆
取組内容	困りごとがあっても相談できない、または本人や家族に自覚がなく問題が表面化しない等の理由により、解決しないまま長期化することを予防するために、身近な関係機関が本人の困りに気づき、つながることで支援、見守りができる体制づくりに努めます。	協働 応援
担当課	地域福祉課、子ども家庭支援センター、指導課	

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
養育支援訪問事業改善率（改善世帯数/対象世帯数）	40.9%	50.0%

出典：立川市子ども家庭部

⁴¹ 外国からきた日本語がわからない児童・生徒がいる学校に派遣する、通訳ができる協力員。教員とともに、児童ひとりに対し400時間の範囲で学校適応の支援を行う

施策目標 7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

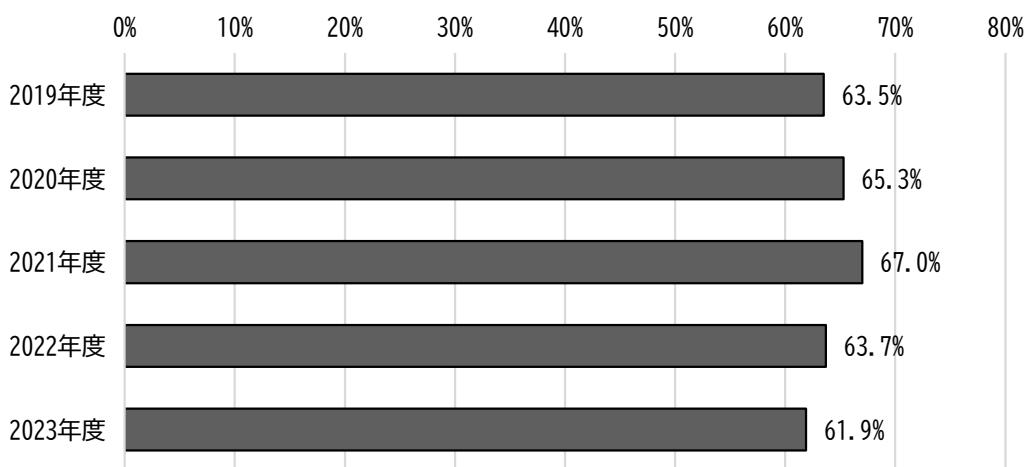
1 協働による事業の推進

現状

- 子どもの権利の尊重や＜子育ち＞＜学び＞＜子育て＞の支援、配慮が必要な子どもや家庭の支援を推進するためには、行政や家庭、地域の市民、保育園・幼稚園・学校、医療機関、事業所など、地域の様々な構成員が積極的に関わることが必要です。
- そのためには、地域全体が協力して子どもを育むという、共通した認識を広めるとともに、子育ち・子育て支援者として活動する人材を育成・確保することが重要です。
- 本市においては、子育ち・子育てに関わる団体やグループが多数存在しており、それぞれが主体的な活動を展開しています。こうした団体同士が相互に交流することにより、それぞれの活動が活性化することで、地域の特性を生かした新たな子育ち・子育て支援の展開が期待されます。

(1) 地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合（再掲）

地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合は、令和5(2023)年度では61.8%となっています。なお、最近3年の動向をみると、令和3(2021)年度の67.1%をピークにやや減少傾向となっています。



出典：令和 6 年度市政に関するアンケート集計結果（令和 5 年度実績）

取組の
方向性

- ① 子育ち・子育て支援のための人材育成を進めます。
- ② 地域に根ざした子育ち・子育て支援活動の推進とネットワークづくりを進めます。

取組
項目

①子育ち・子育て支援のための人材育成

134	地域の子育て支援者の育成	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育て支援に関する講座や研修等を開催し、地域の子育て支援者の育成とスキルアップに取り組みます。	市民 協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター	
135	地域を担う青少年の育成活動の支援	◆継続◆
取組内容	将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会による育成活動を支援します。	市民 協働
担当課	子ども育成課	
136	青少年の地域活動への参加促進	◆継続◆
取組内容	地域行事やボランティア活動などに、高校生や大学生が参画しやすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高校生によるジュニア・リーダー団体の自主運営を支援するとともに、地域において活躍できる機会の拡充に努めます。	市民 協働
担当課	子ども育成課、生涯学習推進センター	

②地域に根ざした子育ち・子育て支援活動の推進とネットワークづくり

137	ウドラ夢たち基金との連携	◆継続◆
取組内容	市民団体ウドラ夢たち基金 ⁴² と連携して、市内の子どもたちの夢をかたちにする取組を進めます。	協働
担当課	子育て推進課	
138	多様な事業主体の連携による子育ち・子育て支援	◆継続◆
取組内容	地域が主体となった子育ち・子育て支援を促進し、すべての人が子どもの気持ち、意見を尊重した育ちを支えるという意識を高めます。また、企業や大学等の民間組織、地域の市民・団体と連携し、地域の特性を生かした居場所づくりなど、子育て支援の充実に努めます。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、男女平等参画課、市民協働課、地域福祉課	
52	(再掲) 地域ボランティアの活用	◆継続◆
取組内容	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域と学校との連携を強化します。	市民 協働 応援
担当課	指導課、生涯学習推進センター	
53	(再掲) 学校・家庭・地域の連携	◆継続◆
取組内容	学校教育を通じてより良い社会を創るために、地域人材や物的資源を活用して、学校・家庭・地域が連携した教育を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。	協働
担当課	指導課	
139	子育ち・子育て支援団体の活動情報の収集と発信	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育てに関わるグループや団体の活動情報を収集し、既存団体や活動に参加したい市民等に提供します。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、市民協働課、生涯学習推進センター	
140	子育ち・子育て支援団体のネットワーク化に向けた支援	◆継続◆
取組内容	子育ち・子育てに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。	協働
担当課	子育て推進課、子ども家庭支援センター、市民協働課	

⁴² 立川市内こどもたちが夢を形にする事業などを資金面で支援するために設立されたプロジェクト

夢たちコラム

地域における子ども関係団体間でのネットワーク構築のすすめ

ワンストップで子どもからの相談を受けられる窓口があったらな…」、「被虐や不登校等の様々な事情で困っている子どもを、管轄とか施設を越えて大人みんなで支援できたらいいのに…」

弁護士として子どもと向き合う仕事をしていると、こんな風に思うことが多いあります。子どもを守りたいと思っている大人は沢山いて、あらゆる団体が子どもと向き合う活動をしているのに、地域の中で分散していて団体間での横のつながりがなかったり、団体の中でも児童福祉や学校問題等で扱う分野が違うことから情報や経験を共有できていなかったりするのです。

例えば、私の所属する東京三弁護士会多摩支部では、子ども本人やその周りの大人から子どもについての相談を受ける「子どもの悩みごと相談」(電話相談・LINE相談)を行っていますが、相談内容が法律問題ではないため弁護士が役に立たないけど何とかこの子を医療や福祉につなげたいと思うことが度々あります。また、私が運営に携わっているNPO法人が2024年に多摩地域に開設した子どもシェルター(子どもの一時的な避難場所)では、入居する子どもの多くが虐待を受けた子たちですが、家にも帰れない中で子どもの退所先がなかなか決まらずシェルター暮らしが長くなってしまうことがあります。その度に伝手を辿るしかないのですが、一人で紹介できる社会資源には自ずと限りがあり、選択肢が提示できなければ子どもにとってベストな選択なのかも分かりません。

子どもの権利条約で定められている子どもの権利のうち、「守られる権利」というのは「大人には子どもを守る責務がある」ことをも意味します。当たり前のことがですが、子どもたち一人ひとりが大事にされなければなりません。それを実現するためには、子どもの権利に関する条例や子どもが安心してありのままの自分でいられる居場所が必要不可欠ですが、そういった居場所を必要としている子どもに必要な支援・情報提供をすることができるということも重要です。

そのためには、大人が子どもを守る責務を果たすためにも、同じ地域で子どもと向き合う活動をしている団体間において情報や経験、ノウハウを共有し連携できるようネットワークを構築することが必要だと考えます。そして、立川市が市内の団体を把握できるのであれば、全国的にも先進的な取組みとなりますが、かかるネットワークづくりを立川市に先導していただきたいです。

成果指標

成果指標	現状 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
地域で子どもを育てる取組・活動が活発であると感じている市民の割合(再掲)	61.9%	68.0%

出典：令和6年度市政に関するアンケート

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 本市の教育・保育提供区域

本市が定める教育・保育提供区域は、適正な需給調整と安定的なサービスの提供が可能となるよう、市内全域を1区域として設定します。ただし、施設や事業の整備にあたっては、地域ごとの人口動態や需要の推移を十分に踏まえて実施します。

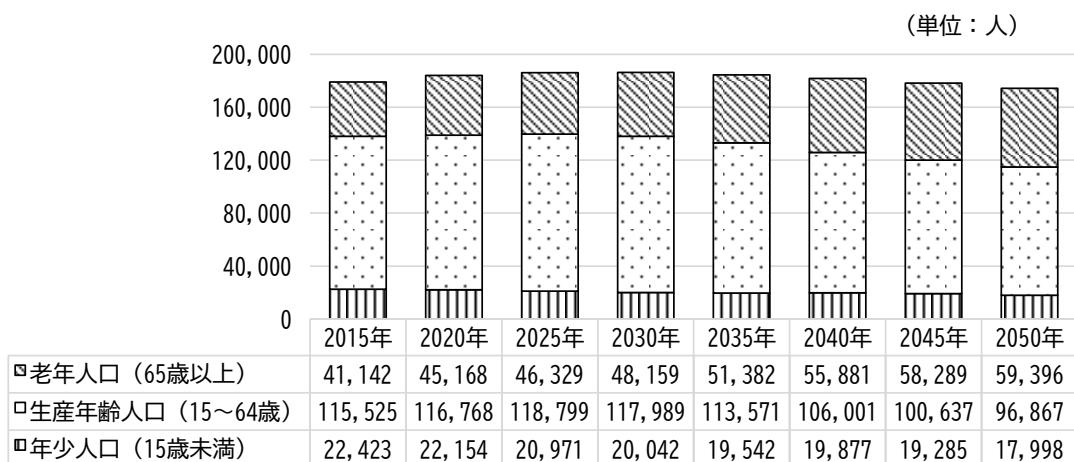
子ども・子育て支援法の規定により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定した上で、区域ごとに幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の必要量を算出するとともに、事業の内容や実施時期を示すことになっています。

2 人口推計

本市の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出は、「立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査」の推計人口を用いています。またそれと合わせ、市民意向調査や実績をもとに、量の見込みを算出しています。

年齢3区分別人口の見通しとしては、15歳未満の年少人口は減少すると予想しています。

年齢3区分別人口の推移と推計



出典：住民基本台帳
令和7(2025)年以降は立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査

第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

0歳児、1歳児・2歳児の教育・保育については、量の見込みに対し若干の不足が見込まれるため、保育所の定員増などの確保方策を計画的に実施し、不足の解消に取り組みます。3～5歳児の教育・保育については、量の見込みに対し、十分な確保が可能であると推計しています。

1 0歳児

0歳児の量の見込みは、都が予定する第1子の保育料無償化の影響や市民意向調査の利用希望状況などを考慮し、緩やかに増加すると見込みました。

0歳児の教育・保育 過去の推移（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	312	272	291	240	286
確保方策	333	340	339	342	324

「確保方策」は、認可保育施設の確保定員数です。

■ 0歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	319	322	325	330	333
確保方策	353	355	355	355	355
確保方策② (企業主導型地域枠 を含む)	386	388	388	388	388
②-①	67	66	63	58	55

「確保方策」は、認可保育施設・認証保育所の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

2 1歳児・2歳児

1歳児・2歳児は、育児休業制度の充実や、都が予定する第1子の保育料無償化の影響を受け、需要がやや増加する可能性があります。

1歳児の教育・保育 過去の推移（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	643	629	633	629	694
確保方策	616	625	630	627	621

「確保方策」は、認可保育施設の確保定員数です。

■ 1歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	719	747	752	760	771
確保方策	683	687	687	687	687
確保方策② (企業主導型地域枠 を含む)	748	752	752	752	752
②-①	29	5	0	-8	-19

「確保方策」は、認可保育施設・認証保育所の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

2歳児の教育・保育 過去の推移（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	742	759	730	715	758
確保方策	730	732	738	735	731

「確保方策」は、認可保育施設の確保定員数です。

■ 2歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	690	736	764	769	778
確保方策	805	809	809	809	809
確保方策② (企業主導型地域枠 を含む)	867	871	871	871	871
②-①	177	135	107	102	93

「確保方策」は、認可保育施設・認証保育所の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

3 3～5歳児（教育・保育1号・2号認定・幼稚園等・保育所等）

3～5歳児については、利用率は一定の水準で推移し、人口の減少傾向が予測されます。

3～5歳児の教育・保育 過去の推移（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	4,392	4,269	4,207	4,071	3,812
確保方策	4,440	4,340	4,309	4,205	4,341

「確保方策」は、認可保育施設の確保定員数です。

■ 3～5歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,778	3,643	3,468	3,514	3,640
1号認定	1,574	1,586	1,445	1,464	1,516
2号認定	2,204	2,057	2,023	2,050	2,124
確保方策	4,395	4,395	4,395	4,395	4,395
確保方策② (企業主導型地域枠 を含む)	4,429	4,429	4,429	4,429	4,429
②-①	651	786	961	915	789

「確保方策」は、認可保育施設・認証保育所の確保定員数ですが、「確保方策②」として、企業主導型保育事業所の地域枠を含んだ値も提示しています。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法の規定により市町村が実施する事業です。

1 利用者支援事業

本事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。

令和7年度より、子ども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進に関する支援や虐待への予防的な対応、個々の家庭に応じた支援等を行います。また、児童福祉法の新たな支援事業として「妊婦等包括相談支援事業」が制度化されたことから、国や都の動向に合わせて事業を展開します。

■ 利用者支援事業 量の見込みと確保方策（か所） ■

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	子ども家庭 センター型	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談 支援事業型	1	1	1	1	1
確保方策②		4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

2 延長保育事業

本事業は、保育認定を受けた子どもを対象に、認定こども園や認可保育所等において、通常の利用日以外の日や利用時間外の時間に保育を行う事業です。

令和4(2022)年度以降はコロナ禍以前の利用者数に戻りつつあるため、平成31(2019)年度と同程度の利用者数を見込みました。

延長保育の利用児童数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数 (延べ人数) (合計)	6,883	7,587	7,654	7,603	7,700

■ 延長保育事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用児童数 (延べ)①	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
確保方策②	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
②-①	0	0	0	0	0

3 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後居場所づくり事業

本事業は、保護者が仕事等での保育が困難な児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して、その健全育成を図るための事業です。

学童保育所は、定員に満たない施設がある地域と待機児が多い施設のある地域があり、偏りが見られます。また、市全体として、学童保育所の申請率が上昇しており、待機児童が増える傾向にあります。

放課後居場所づくり事業は、学童保育所在籍児を除く全児童を対象とした放課後子ども教室くるプレを令和4(2022)年度から順次導入し、令和8(2026)年度までに市内全小学校で実施する予定です。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用状況（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請者数	2,276	2,101	2,210	2,153	2,169
利用可能数	1,950	2,056	2,086	2,054	2,054
不足分	326	45	124	99	115
待機者数	294	245	293	220	256

令和5年度 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の学年別入所児童数（人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
利用者数	731	592	401	145	53	11	1,933

令和5年度 放課後居場所づくり事業（放課後子ども教室くるプレ）登録児童数（人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計(登録率)
利用者数	242	245	289	278	210	83	1,347(47.9%)

■ 放課後児童健全育成事業（学童保育所） 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	856	850	840	830	817
2年生	683	720	708	670	636
3年生	464	490	510	480	454
4年生	222	292	285	250	227
5年生	62	77	73	65	68
6年生	28	30	30	40	20
低学年	2,003	2,060	2,058	1,980	1,907
高学年	312	399	388	355	315
合計①	2,315	2,459	2,446	2,335	2,222
確保方策②	1,913	1,968	2,037	2,106	2,222
②-①	-402	-491	-409	-229	0

■ 放課後居場所づくり事業（放課後子ども教室くるプレ）の導入学校数見込み ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学校数	15	19	19	19	19

■ 放課後居場所づくり事業（放課後子ども教室くるプレ）の登録率

(登録人数/全児童数) 見込み (%) ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録率	51.0	53.0	57.0	59.0	60.0

4 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業

本事業は、保護者の入院や仕事、育児疲れ等により、家庭における養育が一時的に困難となつた児童を対象に、児童養護施設において、必要な期間の養育を行うものです。

全体的に利用状況は増加傾向であり、特にレスパイト利用の要望が多い傾向です。

ショートステイ利用状況（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	478	540	560	487	570
利用可能量	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095

■ 子育て短期支援事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	570	570	600	600	600
確保方策②	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
②-①	525	525	495	495	495

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本事業は、生後4か月を迎える日までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を、助産師・保健師が訪問するサービスです。

今後、本市においては、出生数の減少が見込まれることから、訪問数はやや減少することが予測されますが、社会情勢や市の各種施策の影響により、出生数が上下することもあります。

訪問数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	1,170	1,144	1,153	1,209	1,116

■ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,107	1,097	1,088	1,079	1,069
確保方策②	1,107	1,097	1,088	1,079	1,069
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	実施体制：正規職員2人、会計年度任用職員3人、訪問指導員12人 実施機関：健康推進課				

6 養育支援訪問事業

本事業は、養育支援が特に必要な家庭を対象に、保健師等が居宅を訪問し、専門的な指導・助言等を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画書を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣するものです。

転入家庭など社会動態の増加にともない、養育支援が必要な世帯も若干増えることが見込まれます。

訪問実家庭数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	106	80	105	110	120

■ 養育支援訪問事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	130	130	130	130	130
確保方策②	160	160	160	160	160
②-①	30	30	30	30	30

7 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

本事業は、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。

少子化に加え、就園率・就業率の上昇により、利用者数は減少傾向が続くと見込まれます。常設ひろばのない地域や一時的に利用者の増加が見込まれる地域へは、出張・出前ひろばを開催し、乳幼児や保護者が安心して過ごせる場づくりを行います。

子育てひろばの実施状況（人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所数	13	14	14	13	13
利用実績	46,947	63,265	64,433	68,349	-

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込みと確保方策（人回） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	67,670	66,990	66,300	65,650	65,000
確保方策②	67,670	66,990	66,300	65,650	65,000
②-①	0	0	0	0	0

8 一時預かり事業

本事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園や保育所その他の場所において、一時的に預かるものです。

（1） 幼稚園在園児を対象とする一時預かり

幼児教育・保育の無償化の影響により、幼稚園の預かり保育の利用者の増加が見込まれます。

幼稚園の預かり保育の状況（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型一時預かり 延べ利用者/年	38,938	53,908	61,313	70,739	87,360
私学助成による預かり保育 延べ利用者/年	10,450	14,208	16,928	17,447	-
合計	49,388	68,116	78,241	88,186	0

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児） 量の見込みと確保方策（人日） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (1号利用※1と2号利用※2 の合計)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
確保方策②	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
②-①	0	0	0	0	0

※1教育のみ利用で、不定期に預かり保育を利用するもの

※2就労等で保育の必要性があるが、幼稚園の預かり保育を定期的に利用することで対応するもの

(2) 幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外（保育所等）

令和3(2021)年度以降はコロナ禍以前の利用者数に戻りつつあるため、平成 31(2019)年度と同程度の利用者数を見込みました。

保育所等での預かり保育（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (幼稚園以外)	4,369	5,877	5,312	5,977	6,000
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	88	158	447	175	175

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外） 量の見込みと確保方策（人日） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	7,170	7,170	7,170	7,170	7,170
確保 方 策 ②	一時預かり事業 (幼稚園以外)	7,000	7,000	7,000	7,000
	子育て援助活動 支援事業（ファ ミリー・サポー ト・センター）	170	170	170	170
②-①	0	0	0	0	0

9 病児・病後児保育事業

本事業は、保育を必要とする乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育するものです。

令和2(2020)年度は利用者数が大きく減少したものの、徐々に需要が戻ってきており、コロナ禍以前の実績値に近い 1,500 人日を令和7(2025)年度以降の需要量として見込みました。

病児保育室等の利用状況（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設型病児保育	482	867	1,025	1,138	1,450
体調不良時対応事業	-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	22	18	8	39	35

■ 病児・病後児保育事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
確保方策②	病児保育	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	30	30	30	30	30
②-①		0	0	0	0	0

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、病後児のみ対象

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児の放課後の居場所として分）

本事業は、乳幼児や小学生等の児童の預かり等を希望する依頼会員と、子育ての手助けができる援助を希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものです。

ファミリー・サポート・センター事業全体の活動状況は、減少傾向にあります。また、就学児童の預かりを対象とした活動状況については、令和4(2022)年度より、減少に転じています。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）活動状況（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	6,453	7,375	6,141	5,516	5,500

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）活動状況（人日）

（就学児童の預かり分）（今回の推計対象分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	423	536	221	220	220

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

量の見込みと確保方策（人日） ■

（就学児童の預かり分）（今回の推計対象分）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	200	200	200	200	200
確保方策②	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0

11 妊婦健診

妊娠中の定期健診が14回、指定医療機関で対象となる診査を無料で受けられるものです。

対象者数は、各年度の出生者数と同一とします。また、健診回数は、令和5(2023)年度の1人当たりの受診回数の平均 10.1 回として設定します。

妊婦健診の状況（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,378	1,331	1,308	1,290	1,116

■ 妊婦健診 量の見込みと確保方策（人・人回） ■

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	対象者数	1,107	1,097	1,088	1,079	1,069
	健診回数	11,181	11,080	10,989	10,898	10,797
確保方策		実施場所：委託医療機関 検査項目：尿検査、血圧測定、診察等 実施時期：通年				
確保方策②	対象者数	1,107	1,097	1,088	1,079	1,069
	健診回数	11,181	11,080	10,989	10,898	10,797
②-①	対象者数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

確保方策には、実施場所、実施体制、検査項目、実施時期などを記入(手引書による)

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、低所得世帯等を対象に、幼稚園などの実費徴収に係る費用の一部を補助するものです。

コロナ禍の状況が落ち着いて以降は、対象児童数はほぼ横ばいであるため、この状況が続くと見込みました。

実費徴収に係る補足給付対象児童数の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者児童数（延べ人数）	1,151	1,636	1,739	1,791	1,815

■ 実費徴収に係る補足給付事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保方策②	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②-①	0	0	0	0	0

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

14 子育て世帯訪問支援事業

本事業は、令和4(2022)年の児童福祉法改正により新設された項目で、令和6(2024)年4月から地域子ども、子育て支援事業として新設されたものです。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

養育支援事業のヘルパー派遣の実績から、今後の量について見込みました。

■ 子育て世帯訪問支援事業 量の見込みと確保方策（人） ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	70	70	70	80	80
確保方策②	80	80	80	80	80
②-①	10	10	10	0	0

15 児童育成支援拠点事業

本事業も同様に、令和4(2022)年の児童福祉法改正により新設された項目で、令和6(2024)年4月から地域子ども、子育て支援事業として新設されたものです。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

16 親子関係形成支援事業

本事業も同様に、令和4(2022)年の児童福祉法改正により新設された項目で、令和6(2024)年4月から地域子ども、子育て支援事業として新設されたものです。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

17 妊婦等包括相談支援事業

本事業は、妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談などにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

対象者数は、各年度の出生者数と同一として見込みました。

■ 妊婦等包括相談支援事業 量の見込みと確保方策 ■

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊娠届出数	1,107	1,097	1,088	1,079	1,069
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	3,321	3,291	3,264	3,237	3,207
確保方策②		3,321	3,291	3,264	3,237	3,207
②-①		0	0	0	0	0

18 乳児等通園支援事業

本事業は、保育所などの施設において、満3歳未満の乳児等に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 乳児等通園支援事業（人日） 量の見込みと確保方策 0歳児 ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	34	34	34	34	34
確保方策②	0	7	16	22	28
②-①	-34	-27	-18	-12	-6

■ 乳児等通園支援事業（人日） 量の見込みと確保方策 1歳児 ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	38	38	38	38	38
確保方策②	0	10	20	26	32
②-①	-38	-28	-18	-12	-6

■ 乳児等通園支援事業（人日） 量の見込みと確保方策 2歳児 ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	38	38	38	38	38
確保方策②	0	10	20	26	32
②-①	-38	-28	-18	-12	-6

19 産後ケア事業

本事業は、産後のケアを必要としている人に対して、原則7日以内で心身のケアや育児のサポートを行う事業です。タイプとしては、宿泊型、ディサービス型、アウトリーチ型があります。利用見込み産婦数は、出生数から過去の申請の実績をもとに見込みました。

■ 産後ケア事業（人日） 量の見込みと確保方策 ■

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,065	2,045	2,030	2,010	1,995
確保方策②	2,065	2,045	2,030	2,010	1,995
②-①	0	0	0	0	0

第4節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

1 外国にルーツをもつ児童への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚の児童などのいわゆる外国にルーツをもつ児童の増加が見込まれるため、各施設の状況に応じた通訳の派遣や、やさしい日本語や外国語版の案内の作成など、保育所等における外国にルーツをもつ児童への支援や配慮を充実します。

2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、以下の取組を行います。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼・保・小の接続については、園児と児童の交流活動、保護者と小学校教職員等との意見交換、要録による園児の育ちや個性の引継ぎ等により、子どもたちの発達や学び全般にわたる連携を進めます。

(2) 保育・幼児教育施設職員の資質向上

保育施設や幼稚園等の職員の資質向上を図るため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修や民間施設との合同学習会等の取組を進めます。

(3) 第三者評価の受審による運営改善

保育所・認定こども園に対しては、東京都福祉サービス第三者評価の積極的な受審を奨励します。また、認可外保育施設に対し、受審費用の補助を行い、第三者評価の受審を促進します。

(4) 適切な監査等の実施

法令に基づき実施する指導検査については、都と連携を図りながら、知識やスキルの向上に努め、定期的な実施に取り組みます。

第6章 プランの推進体制

第6章 プランの推進体制

子育ち・子育て当事者や子育て支援者など、市民が深く関わって策定されたこのプランは、市民との協働の視点から、市民とともに考え、取り組む姿勢を常に保ち、着実に進める必要があります。そのために、施策目標の1つに「地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します」を掲げています。このプランをさらに推進していくため、進捗状況の管理や取組の検証・評価のしくみを次のとおり構築します。

1 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議によるプランの推進

第1次・第2次、第3次、第4次プランと同様に、子どもを含む市民や子育ち・子育て支援者を委員とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議が、このプランの実施状況を把握・検証し、必要に応じ、提言等も行いながら、このプランを推進します。

2 庁内の推進本部による全庁的・横断的なプランの推進

このプランの策定にあたっては、市長を本部長とする夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部において審議するとともに、子どもに直接関係する部課をはじめとして、子どもに影響を及ぼすと思われる部課も加わり、検討を進めました。

引き続き、推進本部を中心に関連部課が連携し、全庁的・横断的にこのプランの実現を進めます。

3 行政評価制度を活用した評価・検証

このプランは、第5次長期総合計画の前期基本計画と施策体系を整合させました。前期基本計画を進行管理する行政評価制度を活用し、このプランの施策目標や取組内容を評価・検証します。

4 広報やホームページ等を通じたプランの実施状況等の公表

このプランの取組項目の実施状況や成果指標の目標達成状況について、子どもも含めて、市民にわかりやすく工夫し、広報やホームページ等を通じて公表します。

